鴻巣市地域防災計画

資　料　編

資料編の作成にあたって

１　本　編

鴻巣市地域防災計画を「本編」としている。

２　資料編

本編の関連情報を受けて資料としている。

３　資料編の見出し番号と本編の関係

資料編に（総 1-2）の番号が付している場合、本編の総則第 1 章第 2 節の関連資料としている。

（共 1-2　水 2-1　震 1-1）の番号がついている場合、共通編第 1 章第 2 節、風水害対策編第 2 章第 1 節、震災対策編第 1 章第 1 節に係る関連資料としている。

目　　次

第１　総則関連 1
１　市の概況（総 1-2） 1
（１）気象 1
（２）土地利用 1
（３）人口・世帯 2
（４）産業別就業者数 2
（５）鉄道利用者数 2
（６）ライフライン施設 2
（７）災害履歴 3
（８）計画の前提となる想定地震の断層位置及び震源域図 5
２　防災体制（総 2-3、水 1-1、震 1-1） 6
（１）鴻巣市防災会議条例 6
（２）鴻巣市防災会議委員名簿 8
（３）鴻巣市災害対策本部条例 9
３　応援協力体制（総 2-3、共 5-1～5-5、水 1-3、震 1-3） 10
（１）災害時応援協定一覧表 10
（２）災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書 20
（３）災害時の相互応援に関する覚書 22
（３－２）災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書 24
（４）災害時における相互応援に関する協定書 25
（４－２）災害時における相互応援に関する協定書 27
（５）災害時における相互応援に関する協定書 28
（５－２）災害時における相互応援に関する協定実施細目 30
（６）災害時における相互応援に関する協定書 31
（７）災害時における相互応援に関する協定書 33
（８）災害時における相互応援に関する協定書 36
（９）災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 39
(10) 災害時の情報交換に関する協定書 42
(11) 緊急放送に関する協定 44
(12) 災害情報等の広報に関する協定書 46
(13) 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書 48
(14) 鴻巣市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書 50
(15) 緊急給水等に関する協定書 52
(16) 救援物資提供に関する協定書 53
(17) 防災応援型自動販売機に関する協定書 55

(18) 災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書 57
(19) 災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書 59
(20) 災害時のＬＰガス応急生活物資等に関する協定書 61
(21) 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書 63
(22) 災害時における飲料水の供給に関する協定書 65
(23) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 67
(25) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書 69
(26) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書 71
(27) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書 74
(28) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 76
(29) 災害時における応急措置等の協力に関する協定書 78
(30) 災害時における物資の輸送に関する協定書 79
(31) 大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書 81
(32) 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書 83
(32-2) 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書 85
(33) 災害時におけるガス復旧に関する協定書 87
(34) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 89
(35) 災害に係る情報発信等に関する協定 92
(36) 災害時における医療救護活動に関する協定書 94
(37) 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書 97
(38) 災害時における被災者支援に関する協定書 100
(39) 災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定書 102
(40) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 104
(41) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 107
(42) 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書 109
(43) 災害時における物資の供給等に関する協定書 111
(44) 災害時における物資供給に関する協定書 113
(45) 災害時における応急対策業務に関する協定書 115
(46) 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書 117
(47) 災害時における物資の供給等に関する協定書 119
(48) 災害時における物資供給に関する協定書 121
(49) 災害時における緊急避難場所に関する協定書 123
(50) 災害時における緊急避難場所に関する協定書 126
(51) 災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書 129
(52) 災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書 130
(53) 災害時における緊急避難場所に関する協定書 131

(54) 災害時における緊急避難場所に関する協定書 134
(55) 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 137
(55-2) 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書 139
(56) 災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書 142
(57) 災害時における避難場所に関する協定書 147
(58) 災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書 150
(59) 災害時における物資の供給等に関する協定書 153
(60) 災害時における非常用簡易トイレの廃棄物に関する処理業務協定書 ... 155
(61) 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 157
(62) 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定 160
(63) 災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書 162
(64) 災害時における緊急避難場所に関する協定書 164
(65) 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 167
(66) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 170
(67) 災害時における物資調達に関する協定書 172
(68) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 175
(69) 大間地区水防拠点整備事業等、鴻巣市公共下水道整備事業及び大間近隣公園整備事業完成後の管理に関する管理協定書 177
(70) 災害時等における緊急給水に関する基本協定書 179
4 自衛隊派遣要請（総 2-3、水 1-5、震 1-5） 185
（1）派遣依頼 185
（2）自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼） 187
5 防災活動拠点（総 2-4） 188
（1）市の活動拠点 188
（2）応援部隊の活動拠点 188
6 緊急輸送体制（総 2-4、水 4-3、震 3-9） 190
（1）緊急輸送道路 190
（2）緊急通行車両の確認事務処理 190
（3）緊急通行車両等確認申請書 193
（4）緊急通行車両等確認証明書 194
（5）緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証 195

第２ 共通編・風水害対策編・震災対策編関連 196
1 災害予防・被害軽減（共 1-1） 196
（1）市街地整備事業 196
（2）地区計画 196
（3）道路の整備状況 197

（４）防火・準防火地域の指定状況 197
２　火災予防（共 1-3、震 3-1、個 1-2） 198
（１）危険物取扱施設 198
（２）文化財一覧 199
（３）消防団 203
３　水害予防（共 1-4, 1-5、水 3-1, 3-2、震 3-2, 3-3） 204
（１）河川図 204
（２）重要水防箇所 206
（３）洪水予報伝達系統 209
（４）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 212
４　避難（共 2-1, 2-4、水 3-3, 3-4、震 3-4, 3-5） 213
（１）指定避難所 213
（２）補助避難所 214
（３）福祉避難所 215
（４）指定緊急避難場所 218
（５）要配慮者利用施設における避難 220
（６）避難所運営 236
５　医療救護体制（共 2-3、水 3-5、震 3-7） 269
（１）救急病院 269
（２）医院 269
（３）歯科医院 271
（４）災害拠点病院 273
（５）医療救護所 274
６　災害時の生活の安定（共 3-2、水 4-1、震 4-1） 275
（１）災害時における浄水場の施設能力 275
７　救助法の適用（水 1-2、震 1-2） 276
（１）災害救助被災者調査原票 276
（２）被害報告判定基準 277
（３）被害速報・確定報告 279
（４）災害救助基準（救助の方法、程度、期間　早見表） 283
（５）救助の特例等申請 288
（６）救助の特例等申請様式 289
８　生活再建（共 6-1） 314
（１）災害弔慰金の支給等に関する条例 314
（２）災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 320
（３）鴻巣市災害見舞金支給条例 325
（４）鴻巣市災害見舞金支給条例施行規則 327

9　広報文例（水 2-1～2-3、震 2-1, 2-2） 329
（１）広報文例一覧 329
（２）南海トラフ地震臨時情報発表時 331
（３）風水害警戒時 332
（４）発災時 336
（５）復旧時 347
10　水防信号・消防信号（水 2-2, 3-1、震 3-1, 3-2） 355
（１）水防信号 355
（２）消防信号 355
11　地区防災計画 357
（１）中郷地区 357
（２）市場地区 358

第１　総則関連

１　市の概況（総 1-2）

（１）気象

項目	気温(℃)			湿度(%)	降水量	風速(m/s)
年及び月別	最高	最低	平均	平均	(mm)	平均
令和 3 年	35.9	-5.9	15.8	78.5	1,001.5	2.2
令和 4 年	38.8	-5.1	15.7	80.1	1,054.0	2.2
令和 5 年	38.5	-5.7	16.9	78.1	890.0	2.3
令和 6 年 1 月	15.2	-4.0	5.7	67.2	22.0	2.8
2 月	22.1	-1.8	6.7	75.3	44.0	2.7
3 月	26.0	-0.3	8.4	70.3	111.0	3.1
4 月	29.5	6.0	16.5	80.9	53.0	2.2
5 月	31.0	8.4	19.5	79.6	140.0	2.4
6 月	34.5	14.9	23.3	85.6	165.5	2.1
7 月	39.4	22.0	28.4	87.6	70.0	1.8
8 月	38.3	23.3	28.8	88.9	264.0	2.2
9 月	36.1	16.8	26.2	90.6	31.0	1.9
10 月	31.7	9.4	19.7	90.3	91.0	1.8
11 月	23.7	1.2	12.8	81.3	58.0	2.1
12 月	17.7	-3.0	6.7	70.2	0.0	2.3

資料：統計こうのす（令和 6 年版）

（２）土地利用

項目		総計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
令和 5 年	面積(ha)	6,744	1,707	1,481	1,562	4	24	18	384	1,564
	構成比	100.00	25.31	21.96	23.16	0.06	0.36	0.27	5.69	23.19
令和 6 年	面積(ha)	6,744	1,704	1,467	1,569	4	24	18	396	1,562
	構成比	100.00	25.27	21.75	23.26	0.06	0.36	0.27	5.87	23.16
令和 7 年	面積(ha)	6,744	1,698	1,466	1,573	4	23	18	399	1,563
	構成比	100.00	25.18	21.74	23.32	0.06	0.34	0.27	5.92	23.17

資料：統計こうのす（令和 6 年版、各年 1 月 1 日現在）

（３）人口・世帯

	総数	15歳未満		15～64歳		65歳以上		世帯数	一世帯当たり人員
		実数	割合（%）	実数	割合（%）	実数	割合（%）		
昭和50年	77,548	20,235	26.09	52,575	67.80	4,738	6.11	19,643	3.95
昭和60年	92,971	22,391	24.08	63,188	67.97	7,392	7.95	25,638	3.63
平成 7年	116,421	20,673	17.76	83,479	71.70	12,269	10.54	35,638	3.27
平成12年	120,271	18,660	15.51	85,768	71.31	15,843	13.17	38,934	3.09
平成17年	119,594	16,486	13.78	83,440	69.77	19,677	16.45	41,102	2.91
平成22年	119,639	15,259	12.75	79,367	66.34	24,945	20.85	43,379	2.76
平成27年	117,933	14,096	11.95	72,869	61.79	24,945	26.26	45,043	2.62
令和 2年	116,828	13,254	11.41	67,954	58.48	34,993	30.11	47,499	2.46
令和 7年	115,494	12,126	10.50	66,574	57.64	36,413	31.53	49,726	2.32

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（４）産業別就業者数

	総 数	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
		実数	割合（%）	実数	割合（%）	実数	割合（%）
平成12年	59,959	2,858	4.77	18,288	30.50	38,285	63.85
平成17年	59,344	2,573	4.34	16,109	27.15	39,699	66.90
平成22年	58,413	1,815	3.11	13,985	23.94	39,097	66.93
平成27年	57,049	1,776	3.11	13,678	23.98	39,018	68.39
令和 2年	55,803	1,527	2.74	12,811	22,96	39,758	71.25

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（５）鉄道利用者数

路線名	一日平均乗車人員（人）	
JR高崎線	鴻巣駅	17,828
	北鴻巣駅	6,648
	吹上駅	7,932

資料：統計こうのす（令和6年版）

（６）ライフライン施設

①上水道供給状況

給水区域内戸数（戸）	給水人口（人）	給水戸数（戸）	普及率（%）	使用量（m^3）	一戸当り使用量（m^3）	一日当り使用量（m^3）	管路延長（km）
54,599	117,452	54,570	99.9	11,748,938	215	32,189	595.9

資料：上下水道部（令和8年3月31日現在）

②下水道供給状況

処理区域内世帯（世帯）	水洗化人口（人）	水洗化世帯（世帯）	普及率（%）	年間排水量（m^3）	一戸当り年間排水量（m^3）	一日当り排水量（m^3）	汚水管路延長（m）
44,239	88,038	41,585	79.6	9,186,837	221	25,169	444,305

資料：上下水道部（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（７）災害履歴

①地震災害

発生年月日	震源	M	概　　要
1855.11.11（安政 2）	江戸	6.9	県内の推定震度大宮 5 浦和 6。荒川沿いに土手割れ、噴砂発生。家屋、土蔵等に多くの被害
1859.1.11（安政 6）	岩槻	6.0	岩槻城等に被害発生
1894.6.20（明治 27）	東京湾北部	7.0	埼玉県南部で山崩れ発生。鴻巣、菖蒲で泥の噴出
1923.9.1（大正 12）	関東南部	7.9	関東大震災。埼玉県で死者 316 人、負傷者 497 人、家屋全壊 9,268 戸。鴻巣市では、死者 9 人、負傷者 5 人、家屋全壊 79 戸
1924.1.15（大正 13）	丹沢山地	7.3	関東大震災の余震
1931.9.21（昭和 6）	埼玉県北部	6.9	西埼玉地震。埼玉県で死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 戸。鴻巣市では、死者 4 人、重傷者 10 人、家屋全壊 65 戸
1968.7.1（昭和 43）	埼玉県中部	6.1	東京都で負傷者 6 人
1989.2.19（平成元）	茨城県南西部	5.6	熊谷で震度 3。茨城県、千葉県で負傷者 2 人
2004.10.23（平成 16）	新潟県中越地方	6.8	鴻巣市震度 4
2005.7.23（平成 17）	千葉県北西部	6.0	草加市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市、宮代町で震度 5 弱、鴻巣市震度 4。埼玉県で負傷者 9 人（うち鴻巣市 5 人）
2011.3.11（平成 23）	三陸沖	9.0	東日本大震災。宮代町での震度 6 弱をはじめ、県内でも多数の被害が発生。鴻巣市震度 5 強、全壊家屋 2 戸（空き家）、屋根瓦の破損及び家屋の一部損壊 1,645 件、ブロック塀等の倒壊 96 件、道路等インフラ被害 139 件。市では、地震発生直後から災害対策本部を設置し、被害状況の確認、応急復旧対応、JR 帰宅困難者、避難者（最大 14 施設、874 人（帰宅困難者 720 人を含む。））の受け入れ、計画停電等の対応を行った。
2021.10.7（令和 3）	千葉県北西部	5.9	川口市、宮代町で震度５強。さいたま市、加須市、鴻巣市、草加市、蕨市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市で震度５弱を観測。埼玉県で負傷者 13 人（鴻巣市は人的被害なし）

（令和 4 年 3 月現在）

②風水害

発生年月日	要因	主な被害
1947.9.15-16 （昭和 22）	カスリーン台風	秩父で 40 時間に 611㎜の大雨。利根川の栗橋付近で破堤。荒川でも田間宮村（現在の鴻巣市田間宮地域）、熊谷市久下新田で破堤。県全体で死者 86 人、負傷者 1,394 人、全壊家屋 726 戸、流失家屋 392 戸、床上浸水 44,610 戸、床下浸水 34,647 戸
1966.6.27-28 （昭和 41）	台風４号	６月としては異常な豪雨。川越 331㎜、浦和 267㎜。県内の被害は、死者 6 人、負傷者 7 人、全壊家屋 10 戸、流失家屋 2 戸、床上浸水 17,500 戸、床下浸水 57､825 戸。吹上（荊原・大芦）荒川堤防で崩壊。旧吹上町では災害対策本部が設置された。
1966.9.25 （昭和 41）	台風 26 号	県内の被害は、死者 28 人、負傷者 727 人、被災世帯数 99,492 世帯、被災者数 442,358 人。全壊家屋 1,242 戸、半壊家屋 6,699 戸、床上浸水 740 戸、床下浸水 10,548 戸、道路損壊 708 箇所、橋流失 102 箇所、破堤 101 箇所。旧吹上町では、強風のため全壊家屋 12 戸、半壊家屋 61 戸。救助法が適用された。
1983.8.14-17 （昭和 58）	台風 5・6 号	県内、死者 1 人、床上浸水 4 戸、床下浸水 147 戸。鴻巣市では、床下浸水 2 戸
1983.9.28 （昭和 58）	台風 10 号	県内、床上浸水 3 戸、床下浸水 198 戸、鴻巣市では、床下浸水 3 戸
1986.8.4-5 （昭和 61）	台風 10 号	県内 200㎜を超える大雨。草加市で救助法適用。負傷者 1 人、床上浸水 6,060 戸、床下浸水 20,275 戸。鴻巣市では、床下浸水 18 戸
1987.8.18-19 （昭和 62）	寒冷前線	寒冷前線の通過により、雷を伴った強雨、県内、床上浸水 87 戸、床下浸水 1,719 戸、鴻巣市では、床上浸水 3 戸、床下浸水 14 戸
1993.8.26-28 （平成 5）	台風 11 号	県内、負傷者 2 人、全壊家屋 1 戸、床上浸水 2,060 戸、床下浸水 15,787 戸、鴻巣市では、床下浸水 3 戸
1995.8.5-6 （平成 7）	雷雨	県内、全壊 1 戸、一部損壊 3 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 58 戸、鴻巣市では、床下浸水 4 戸
1998.9.16 （平成 10）	台風 5 号	県内、負傷者 2 人、一部損壊 15 戸、床下浸水 585 戸、床下浸水 1,651 戸、与野市で救助法適用。鴻巣市では、床下浸水 4 戸
1999.8.13-16 （平成 11）	大雨	県内、負傷者 2 人、全壊 2 戸、半壊 10 戸、床上浸水 462 戸、床下浸水 2,628 戸。鴻巣市では、床下浸水 8 戸
2000.9.12 （平成 12）	大雨	県内、床上浸水 63 戸、床下浸水 431 戸。鴻巣市では、床下浸水 6 戸
2007.9.5-7 （平成 19）	台風 9 号	県内、重傷者 1 人、軽傷者 4 人、住家一部破損 14 戸、床上浸水 3 戸、床下浸水 51 戸、荒川の熊谷水位観測所では、氾濫危険水位（危険水位）を超え、観測開始以来の最高水位を記録。鴻巣市・吉見町間いっぱいに増水。
2011.7.19-20 （平成 23）	台風 6 号	県内、床上浸水 7 戸、床下浸水 139 戸、橋梁被害 2 箇所、崖崩れ 8 箇所、鴻巣市では、床下浸水 2 戸、橋梁被害 1 箇所
2019.10.12-13 （令和元）	台風 19 号 （東日本台風）	県内、死者 4 人、負傷者 33 人、全壊 107 棟、半壊 570 棟、一部破損 1,021 棟、床上浸水 2,088 棟、床下浸水 3,371 棟（令和 3 年 3 月埼玉県地域防災計画資料編）。鴻巣市では一部損壊 7 棟、床下浸水 18 棟、倒木 7 件、冠水（道路・公園等）53 件、道路損壊 7 件、避難者の受け入れ（最大 26 施設、2,650 人）（危機管理課調査、令和 2 年 3 月 31 日時点）

（令和 4 年 3 月現在）

（８）計画の前提となる想定地震の断層位置及び震源域図



資料：埼玉県地震被害想定調査報告書

２　防災体制（総 2-3、水 1-1、震 1-1）

（１）鴻巣市防災会議条例

昭和 38 年 10 月 2 日
条例第 32 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、鴻巣市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　鴻巣市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　埼玉県央広域消防本部消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9)　その他の機関の職員のうちから市長が任命する者

6　前項の委員の定数は、45 人以内とする。

7　第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第 5 条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項

は、会長が防災会議に諮って別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置）

2　吹上町及び川里町の編入に伴い、委員となった者の任期は、第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附　則（昭和 42 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 51 年条例第 13 号）

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 62 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 9 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 17 年条例第 114 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年条例第 48 号）

この条例は、公布の日から施行する。

（２）鴻巣市防災会議委員名簿

（敬称略）

No.	機関名	職名
1	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	事務所長
2	厚生労働省埼玉労働局さいたま労働基準監督署	署長
3	鴻巣保健所	所長
4	北本県土整備事務所	所長
5	さいたま農林振興センター	所長
6	県央地域振興センター	副所長
7	鴻巣警察署	署長
8	埼玉県央広域消防本部	消防長
9	鴻巣市消防団	団長
10	NTT 東日本株式会社　埼玉事業部	執行役員 埼玉事業部長
11	東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	支社長
12	東日本旅客鉄道株式会社鴻巣駅	駅長
13	東京ガス株式会社埼玉支社	支社長
14	埼玉県トラック協会鴻巣支部	副支部長
15	北足立郡市医師会	理事
16	北足立歯科医師会鴻巣支部	支部長
17	日本郵便株式会社鴻巣郵便局	局長
18	鴻巣市赤十字奉仕団	副委員長
19	鴻巣市自治会連合会	会長
20	株式会社フラワーコミュニティ放送	常務取締役放送局長
21	朝日自動車株式会社加須営業所	所長
22	鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会	理事
23	鴻巣市手をつなぐ親の会	会長
24	鴻巣薬剤師会	副会長
25	鴻巣市	副市長
26	鴻巣市教育委員会	教育長
27	鴻巣市	市長政策室長
28	鴻巣市	危機管理監
29	鴻巣市	総務部長
30	鴻巣市	財務部長
31	鴻巣市	市民生活部長
32	鴻巣市	こども未来部長
33	鴻巣市	健康福祉部長
34	鴻巣市	環境経済部長
35	鴻巣市	都市建設部長
36	鴻巣市	上下水道部長
37	鴻巣市	吹上支所長
38	鴻巣市	川里支所長
39	鴻巣市	会計管理者
40	鴻巣市教育委員会	教育部長
41	鴻巣市議会	議会事務局長

（委員数：41 名）

（３）鴻巣市災害対策本部条例

鴻巣市災害対策本部条例

昭和 39 年 3 月 27 日
条例第 17 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、鴻巣市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第 5 条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 46 年条例第 43 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 8 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 17 年条例第 156 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年条例第 48 号)抄

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

3　応援協力体制（総 2-3、共 5-1～5-5、水 1-3、震 1-3）

（１）災害時応援協定一覧表

①　災害時における市町村との協定（相互応援）

協定名	概　要	協定市町村	締結 年月日
災害時の相互応援に関する覚書及び災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書	1 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 2 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣 5 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項 ・飲料水については「日本水道協会埼玉支部災害相互援助に関する覚書」による。 ・避難場所については、各市町村が指定するすべての避難場所を利用することができる。	北本市、桶川市、伊奈町、さいたま市、蕨市、戸田市、川口市、上尾市	昭和 54 年 7 月 3 日 平成 7 年 9 月 1 日 一部改定
災害時における相互応援に関する協定書及び覚書 （※旧吹上町締結）	1 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 3 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等職員の派遣 5 被災者を一時収容するための施設の提供 6 被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ 7 前各号に掲げるもののほか、協定市町が特に必要と認めて要請する事項	福島県金山町 埼玉県羽生市	平成 9 年 3 月 22 日 平成 17 年 10 月 1 日 鴻巣市が承継
災害時における相互応援に関する協定書及び実施細目 （※旧川里町締結）	1 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 5 ボランティアの斡旋 6 被災者の一時収容のための施設の提供 7 前各号に定めるもののほか、被災した市町村が特に必要と認めて要請する事項	行田市・加須市・羽生市	平成 10 年 5 月 8 日 平成 17 年 10 月 1 日 鴻巣市が承継
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	1 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 5 被災者の一時収容のための施設の提供	埼玉県 埼玉県内市町村	平成 19 年 5 月 1 日

協定名	概　要	協定市町村	締結 年月日
	6 被災傷病者の受入れ 7 遺体の火葬のための施設の提供 8 ボランティア受付及び活動調整 9 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ 10 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項		
災害時における相互応援に関する協定書	1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 5 避難が必要な被災者の受入れ 6 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項	鴻巣市・静岡県三島市	平成 25 年 3 月 25 日
災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	1 被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）の支援 2 その他、関係者間で協議し必要とされる業務	埼玉県 県内市町・組合（56 団体） 公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成 29 年 9 月 20 日
災害時における相互応援に関する協定	1 食料・生活必需品の供給 2 資機材の提供 3 職員の派遣 4 救急救助活動支援 5 避難が必要な被災者の受入れ 6 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項	長野県岡谷市	平成 30 年 4 月 20 日
災害時における相互応援に関する協定	1 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資の提供 2 食糧品、飲料水その他生活必需品等の提供 3 避難者を一時収容するために必要な施設の提供 4 この協定に基づき実施する応援に必要な職員派遣 5 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	栃木県小山市	平成 31 年 1 月 21 日

② 災害時における公共団体との協定（特定事項）

(a) ライフライン

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時のＬＰガス応急生活物資等に関する協定書	１ＬＰガス等の優先供給及び運搬に対する協力等 ２簡易ガスコンロ 200 台及びカセットボンベ 600 本の備蓄 ３卸売事業者と協定して、ＬＰガス 20 ㎏ボンベ 30 本、50 ㎏ボンベ 30 本を備蓄し、要請に応じて出荷	一般社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部（桶川市・北本市・鴻巣市・吹上町）	平成 9 年 11 月 5 日
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	１公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること ２市内における電気に係る事故防止に関すること ３活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること ４前号の規定の通報により関係機関からの指示に従うこと ５災害発生時における復旧に関すること	埼玉県電気工事工業組合	平成 21 年 3 月 11 日
災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	緊急用車両、緊急物資輸送車両及び応急対策用資器材の燃料等が必要であると認めたときは、市に対し、燃料等の供給に協力する。	埼玉県石油商業組合鴻巣支部	平成 23 年 4 月 1 日
災害時における飲料水の供給に関する協定書	１飲料水の調達及び優先的な安定供給 ２飲料水を搬送する車両の確保及び乙が指定する引渡場所までの搬送 ３被災状況等の情報の提供	（株）イングコーポレーション	令和 3 年 12 月 20 日
災害時におけるガス復旧に関する協定書	地震等の災害が発生した場合に、いち早くガスを供給するための復旧活動に取り組むことと、ガス事故及び広範囲にわたるガス供給停止が発生した場合に、事故または供給停止の情報を東京ガスから提供を受け、市が広報活動を行うための協定	東京ガス株式会社熊谷支社	平成 27 年 1 月 26 日
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	災害が発生した際に特設公衆電話の設置、利用・管理	東日本電信電話株式会社	平成 27 年 3 月 17 日
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	災害による広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等協力	東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	令和 2 年 8 月 28 日
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時に必要となる重機、大型発電機、空調設備、照明電源などの資機材を貸与	株式会社アクティオ	令和 6 年 3 月 29 日

(b) 食料・飲料水

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
緊急給水等に関する協定書	それぞれの給水区域内で地震、渇水等の災害発生により安定給水が妨げられた場合に、配水管を接続し給水する。	桶川北本水道企業団	平成8年 12月17日
災害時における救援物資提供に関する協定書	災害時に地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を市に無償提供する。	三国コカ・コーラボトリング株式会社(現:コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)	平成17年 5月11日
災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書	備蓄水の提供及び飲料水供給の協力に関する協定	鴻巣酒販研究会 東京キリンビバレッジサービス株式会社	平成24年 10月17日
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	1応急生活物資(食料、生活必需品等)の調達及び供給 2物資搬送車両の確保 3被災状況等の情報提供	生活協同組合コープみらい	平成25年 2月13日
災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定書	1市の施設内に設置されている地域貢献型自動販売機内在庫の飲料水の無償提供 2市が要請した飲料水の供給(有償)	株式会社伊藤園	平成25年 3月18日
災害時における物資の供給等に関する協定	災害時における物資の提供、地域住民等の緊急避難先として駐車場を無償開放	株式会社マミーマート	平成30年 7月09日
災害時における物資供給に関する協定	災害時における、本市への物資の提供や、他市町村が被災した場合における本市からの応援物資の調達・輸送	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成30年 7月24日
災害時における物資の供給等に関する協定書	災害時における、物資の提供及びカスミフードスクエア原馬室店駐車場の緊急避難場所としての提供	株式会社カスミ	令和3年 2月12日
災害時における県立学校等の使用に関する覚書	・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書 ・避難施設に関する規定、鍵の貸与、備蓄倉庫・備蓄品の使用、避難所の開設等を規定 ・「グラウンド」「体育館」「格技場」及び「合宿棟」	埼玉県立鴻巣女子高等学校	令和3年 3月26日
(再掲) 災害時における飲料水の供給に関する協定書	1飲料水の調達及び優先的な安定供給 2飲料水を搬送する車両の確保及び乙が指定する引渡場所までの搬送 3被災状況等の情報の提供	(株)イングコーポレーション	令和3年 12月20日
災害時等における緊急給水に関する基本協定書	それぞれの給水区域内で地震、渇水等の災害発生により安定給水が妨げられた場合に、配水管を接続し給水する。	行田市	令和7年 7月 28 日

(c) 医療救護

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時における医療救護活動に関する協定	災害時における医療救護班の派遣、救護所・トリアージポストの設置	一般社団法人鴻巣市医師会	平成27年 12月17日
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	災害時における歯科医療救護班の派遣、身元不明者の確認	一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会、一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部	平成28年 6月21日
災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	災害時において、薬剤師の派遣、医療救護活動・服薬指導や医薬品等の供給	鴻巣薬剤師会	平成30年 3月28日

(d) 避難所

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	地震災害時における帰宅困難者対応に関し、駅施設の一時滞在施設としての利用、市が開設する避難場所または一時滞在施設への避難誘導、情報共有、駅トイレ及び公衆電話の利用に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅	平成25年 3月25日
(再掲) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	災害が発生した際に特設公衆電話の設置、利用・管理	東日本電信電話株式会社	平成27年 3月17日
(再掲) 災害時における物資の供給等に関する協定	災害時における物資の提供、地域住民等の緊急避難先として駐車場を無償開放	株式会社マミーマート	平成30年 7月09日
災害時における物資の供給等に関する協定	災害時における、資機材等の物資の提供や、地域住民等の緊急避難場所としての駐車場の無償開放	株式会社LIXILビバ	令和元年 5月21日
災害時における緊急避難場所に関する協定	ウニクス鴻巣敷地及び駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	㈱ピーアンドディコンサルティング、㈱ウニクス、三井住友信託銀行㈱	令和2年 3月23日
災害時における緊急避難場所に関する協定	フジモール吹上駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	フジフーズ株式会社	令和2年 6月20日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書	ファッションセンターしまむら鴻巣店駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	株式会社しまむら鴻巣店	令和2年 7月22日
災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書	ファッションセンターしまむら吹上店駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	株式会社しまむら吹上店	令和2年 7月22日
災害時における緊急避難場所に関する協定	ヘイワールド駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	株式会社平和アルミ製作所	令和2年 8月10日
災害時における緊急避難場所に関する協定	ベルク鴻巣宮前店駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	株式会社ベルク	令和2年 8月17日
災害時における県立学校等の使用に関する覚書	・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書 ・避難施設に関する規定、鍵の貸与、避難所の開設等を規定 ・「グラウンド」及び「体育館（２階コート)」	埼玉県立吹上秋桜高等学校	令和2年 8月21日
	・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書 ・避難施設に関する規定、鍵の貸与、備蓄倉庫・備蓄品の使用、避難所の開設等を規定 ・「グラウンド」「体育館」「格技場」及び「合宿棟」	埼玉県立鴻巣女子高等学校	令和3年 3月26日
	・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書 ・避難施設に関する規定、鍵の貸与、避難所の開設等を規定 ・「グラウンド」「体育館」「格技場」及び「合宿棟」	埼玉県立鴻巣高等学校	令和3年 4月1日
災害時における宿泊施設等の提供に係る協定	長期の避難所生活が困難な方を対象に宿泊施設を提供	ルートインジャパン株式会社	令和2年 9月16日
災害時における避難場所に関する協定	災害により避難所を開設した場合に一部施設を提供	株式会社エルミ鴻巣、エルミこうのすアネックス区分所有者団体	令和2年 11月1日
（再掲） 災害時における物資の供給等に関する協定書	災害時における、物資の提供及びカスミフードスクエア原馬室店駐車場の緊急避難場所としての提供	株式会社カスミ	令和3年 2月12日
災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	避難所の混雑状況をリアルタイム空き情報配信プラットフォーム「VACAN（バカン)」を利用し配信できるよう定める協定	株式会社バカン	令和3年 4月9日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時における緊急避難場所に関する協定	第二事務所・緊急避難所の家屋及び駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	株式会社新富士空調	令和3年 6月22日
災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	災害時に所管施設を福祉避難所として開設・運営	社会福祉法人元気村	令和8年 3月24日

(e) 情報

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時緊急放送に関する協定	ラジオ放送を使った情報提供により、鴻巣市における災害の発生の予防又は被害の軽減を図る。	（株）フラワーコミュニティ放送	平成10年 12月28日
災害時の情報交換に関する協定書	１一般被害状況、公共土木施設の被害状況等に関する情報交換 ２情報連絡員（リエゾン）の派遣	国土交通省関東地方整備局	平成23年 5月17日
災害情報等の広報に関する協定書	市からの提供情報をもとにケーブルテレビで放送することに関する協定	株式会社ＪＣＮ関東	平成25年 7月31日 平成26年 6月1日 (株)ジェイコム北関東が承認
災害に係る情報発信等に関する協定	災害時における防災情報を提供し、ヤフーサービス上に掲載してもらう協定	ヤフー株式会社	平成27年 8月05日
災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定	災害時における郵便局が収集した被災者の避難状況等の情報提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動	鴻巣市内郵便局	平成29年 2月24日
（再掲） 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	避難所の混雑状況をリアルタイム空き情報配信プラットフォーム「VACAN（バカン）」を利用し配信できるよう定める協定	株式会社バカン	令和3年 4月9日

(f) 救援物資

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
（再掲） 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	１応急生活物資（食料、生活必需品等）の調達及び供給 ２物資搬送車両の確保 ３被災状況等の情報提供	生活協同組合コープみらい	平成25年 2月13日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
（再掲） 災害時における物資の供給等に関する協定	災害時における物資の提供、地域住民等の緊急避難先として駐車場を無償開放	株式会社マミーマート	平成 30 年 7 月 09 日
（再掲） 災害時における物資供給に関する協定	災害時における、本市への物資の提供や、他市町村が被災した場合における本市からの応援物資の調達・輸送	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 30 年 7 月 24 日
（再掲） 災害時における物資の供給等に関する協定	災害時における、資機材等の物資の提供や、地域住民等の緊急避難場所としての駐車場の無償開放	株式会社 LIXIL ビバ	令和元年 5 月 21 日
災害時における物資供給に関する協定	災害時における、段ボール製のシート、ケース、間仕切りや、簡易ベッドなどの供給及び避難所などへの運搬の協力	アサヒ紙工株式会社	令和元年 7 月 9 日
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	災害時における、物資の受け入れや配送の協力	佐川急便株式会社	令和 6 年 3 月 29 日
（再掲） 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時に必要となる重機、大型発電機、空調設備、照明電源などの資機材を貸与	株式会社アクティオ	令和 6 年 3 月 29 日
災害時における物資調達に関する協定	災害時における医薬品や食料品、生活必需品等の供給	スギホールディングス株式会社	令和 6 年 7 月 12 日
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時に必要となるコンテナハウス、仮設トイレ、空調設備などの機材を貸与	ユアサマクロス株式会社	令和 6 年 12 月 19 日

（g）行政事務支援

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
（再掲） 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	１公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること ２市内における電気に係る事故防止に関すること ３活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること ４前号の規定の通報により関係機関からの指示に従うこと ５災害発生時における復旧に関すること	埼玉県電気工事工業組合	平成 21 年 3 月 11 日
（再掲） 災害時の情報交換に関する協定書	１一般被害状況、公共土木施設の被害状況等に関する情報交換 ２情報連絡員（リエゾン）の派遣	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 5 月 17 日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時における応急措置等の協力に関する協定書	市の要請を受けたときは、他の業務に優先し、速やかに人員及び機材を出動させ、市の行う応急措置等に協力する。	鴻巣市水道協同組合	平成 23 年 8 月 25 日
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	市の職員と連携した市内家屋の調査に関すること及び市が発行した罹災証明について、市民からの相談に関する支援	埼玉土地家屋調査士会	平成 24 年 3 月 27 日
災害時における物資の輸送に関する協定書	災害時における市の応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送を行うことに関する協定（車両及び運転手等）	一般社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部	平成 24 年 7 月 2 日
防災応援型自動販売機に関する協定書	鴻巣市イメージキャラクター「ひなちゃん」の意匠を外観に図画し、付着させた防災応援型自動販売機の設置と管理責任、販売協力金の支払いに関する協定	三国コカ・コーラボトリング株式会社（現：コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社）	平成 24 年 10 月 26 日
大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書	大震災等の大規模災害発生時において、鴻巣警察署が行う災害応急対策が円滑に遂行されるよう、鴻巣市文化センターの建物及び駐車場、鴻巣市立陸上競技場駐車場を一時使用させることに関する協定	埼玉県鴻巣警察署	平成 24 年 11 月 30 日
（再掲） 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	地震災害時における帰宅困難者対応に関し、駅施設の一時滞在施設としての利用、市が開設する避難場所または一時滞在施設への避難誘導、情報共有、駅トイレ及び公衆電話の利用に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅	平成 25 年 3 月 25 日
鴻巣市被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定書	市が建築物応急危険度判定士を招集する際、市に協力して、会員である判定士に速やかに伝達するための協定	社団法人 埼玉建築士会 中央北支部	平成 25 年 8 月 21 日
災害時における被災者支援に関する協定	災害時における被災者支援のために行政書士が関与できる業務相談への協力	埼玉県行政書士会	平成 28 年 11 月 29 日
（再掲） 災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定	災害時における郵便局が収集した被災者の避難状況等の情報提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動	鴻巣市内郵便局	平成 29 年 2 月 24 日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害時に使用することができる地図の提供、インターネット上で地図を検索・印刷できるＺＮＥＴＴＯＷＮの利用	株式会社ゼンリン	平成 29 年 7 月 19 日
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	災害時において、災害廃棄物の収集・運搬・分別・処分などの協力	鴻巣市リサイクル事業協同組合	平成 30 年 2 月 07 日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時における応急対策業務に関する協定	災害時における、応急対策のための活動	鴻巣市建設業協会	平成 30 年 10 月 17 日
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	災害時において、被災者への相続に関する相談や、その他、司法書士法に定める業務に関する相談の協力	埼玉司法書士会	平成 30 年 10 月 22 日
災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定	災害時における、ドローン及び操縦士の派遣による情報収集の協力	有限会社羽生モータースクール行田ドローンスクール	令和 2 年 11 月 12 日
災害時における非常用簡易トイレの廃棄物に関する処理業務協定書	災害時における非常用簡易トイレ等の排泄物の処理の協力	北本地区衛生組合 埼玉中部環境保全組合	令和 3 年 2 月 26 日
災害時ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営	鴻巣市社会福祉協議会	令和 3 年 3 月 11 日
災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定	災害時における、ドローン及び操縦士の派遣による情報収集の協力	株式会社フラワーコミュニティ放送	令和 3 年 6 月 22 日
大間地区水防拠点整備事業等、鴻巣市公共下水道整備事業及び大間近隣公園整備事業完成後の管理に関する管理協定（都市計画課所管）	災害時に水防活動及び緊急復旧活動の拠点として使用できるよう定める協定	国土交通省関東地方整備局	令和 7 年 3 月 18 日

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（２）災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書

（目的）

第１条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第６７条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第２条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（５）被災者の一時収容のための施設の提供

（６）被災傷病者の受入れ

（７）遺体の火葬のための施設の提供

（８）ボランティア受付及び活動調整

（９）被災児童及び生徒の応急教育の受入れ

（10）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

（１）被害の状況

（２）応援の種類

（３）応援の具体的な内容及び必要量

（４）応援を希望する期間

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

３　被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

（応援の実施）

第４条 前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等による連絡するとともに応援を実施する。

（応援の調整）

第５条 知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

（情報の交換等）

第６条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

（その他）

第７条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

２　この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

１　この協定は、平成１９年５月１日から施行する。

２　この協定成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成１９年５月１日

（３）災害時の相互応援に関する覚書

（埼玉県中央広域行政推進協議会構成市町）

災害時の相互応援に関する覚書

（目的）

第１条 この覚書は、災害が発生し、この覚書締結の各市町村（以下「市町村」という。）独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第１項の規定に基づき市町村が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第２条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第３条 応援の内容は、次のとおりとする。

（１）食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

（２）被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣

（５）前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

２ 飲料水の応援については日本水道協会埼玉県支部の会員都市との間で締結されている「日本水道協会埼玉支部災害相互援助に関する覚書」による。

３ 避難場所については、各市町村が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（応援要請の手続）

第４条 応援を受けようとする市町村は、次の事項を明らかにして、とりあえず防災無線等により要請を行い、後に文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量等

（３）必要とする職員の職種別人員

（４）応援の場所及び応援場所への経路

（５）利用する避難場所

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第５条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（情報の交換）

第６条 市町村は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、随時会議を開催するものとし、開催は輪番制とする。

（その他）

第７条 この覚書の実施に関し必要な事項又は覚書に定めのない事項は、その都度、市町村が協議して定める。

第８条 この覚書は、昭和 54 年 7 月 3 日から適用する。

この覚書の成立を証するため、市町村記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和 54 年 7 月 3 日

吹上町長
川里村長
鴻巣市長
北本市長
桶川市長
上尾市長
伊奈町長
大宮市長
与野市長
浦和市長
蕨市長
戸田市長
鳩ヶ谷市長
川口市長

平成 7 年 9 月 1 日　一部改定

（３－２）災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

（埼玉県中央広域行政推進協議会構成市町）

災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

昭和 54 年 7 月 3 日付けで締結した災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 避難場所については、各市町村が指定するすべての避難場所を利用することができる。

第 4 条 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（５）利用する避難場所

この覚書の締結を証するため、市町村記名押印の上、各その一通を保有する。

平成 7 年 9 月 1 日

覚書協定者

吹上町長
川里村長
鴻巣市長
北本市長
桶川市長
上尾市長
伊奈町長
大宮市長
与野市長
浦和市長
蕨市長
戸田市長
鳩ヶ谷市長
川口市長

（４）災害時における相互応援に関する協定書

（福島県金山町、埼玉県羽生市）

災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県吹上町、福島県金山町及び埼玉県羽生市（以下「協定市町」という。）は、相互に理解を深め、今後の友好を願い、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が発生し、協定市町が独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条の規定に基づき協定市町が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条 前条に規定する応援の内容は次のとおりとする。

（１）食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等職員の派遣

（５）被災者を一時収容するための施設の提供

（６）被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ

（７）前各号に掲げるもののほか、協定市町が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第３条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援要請の手続き）

第４条 応援を受けようとする協定市町は、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量

（３）必要とする職員の職種別人員及び派遣期間

（４）一時避難を希望する者の人数及び期間

（５）応援の場所及び応援場所への経路

（６）その他応援を必要とする事項

（応援のために派遣された職員の指揮）

第５条 応援のため派遣された職員は、要請した協定市町の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた協定市町の負担とする、ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町の負担とする。

２　応援を受けた協定市町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた協定市町から要請があった場合には、応援した協定市町は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第７条 第２条の規定により派遣され、応援活動に従事した職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）に定めるところによる。

２　前項の職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた協定市町が、応援を受ける協定市町への往復途中に生じたものについては応援を行う協定市町が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

（情報の交換）

第８条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換等を行うものとする。

（協議）

第９条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

（施行）

第１０条 この協定は、平成９年４月１日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定市町記名押印の上、各々１通を保有する。

平成９年３月２２日

（平成１７年１０月１日　鴻巣市が承継）

埼玉県北足立郡吹上町富士見１丁目１番１号
吹上町長

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地３９３番地
金山町長

埼玉県羽生市東６丁目１５番地
羽生市長

（４－２）災害時における相互応援に関する協定書

（福島県金山町、埼玉県羽生市）

覚　書

埼玉県吹上町、福島県金山町及び埼玉県羽生市（以下「協定市町」という。）は、災害時における相互応援に関する協定（以下「協定という。」）について、次のとおり覚書を交わす。

１　協定第３条に定める連絡担当窓口とは、吹上町においては総務課、金山町においては総務課、羽生市においては総務部庶務課とする。

２　経費の負担については、本協定の趣旨を踏まえ、その額及び支払方法については双方協議の上決定する。ただし、自主応援については、応援を行う協定市町の負担とする。

３　情報の交換については、年１回以上とし、必要な資料を相互に交換し合う。

この覚書の取り交わしを証するため、協定市町記名押印の上、各々１通を保有する。

平成９年３月２２日

（平成１７年１０月１日　鴻巣市が承継）

埼玉県北足立郡吹上町富士見１丁目１番１号
吹上町長

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地３９３番地
金山町長

埼玉県羽生市東６丁目１５番地
羽生市長

（５）災害時における相互応援に関する協定書

（埼玉県加須市、行田市、羽生市）

災害時における相互応援に関する協定書

行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町（以下「協定市町村」という。）の区域において災害が発生し、被災した市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条第１項の規定に基づき、被災した市町村からの応援要請に応え、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

⑴ 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
⑵ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
⑶ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
⑷ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
⑸ ボランティアの斡旋
⑹ 被災者の一時収容のための施設の提供
⑺ 前各号に定めるもののほか、被災した市町村が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第３条　協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の事項を明らかにして電話等により要請し、後日災害応援要請書を提出するものとする。

⑴ 被害の状況
⑵ 応援の場所及び応援場所への経路
⑶ 応援の期間
⑷ 必要とする食糧、生活必需物資、機械器具及び資材の品名並びに数量
⑸ 必要とする職員の職種別人員
⑹ 一時避難を希望する者の人数及び期間
⑺ その他応援を必要とする事項

（経費の負担）

第４条　応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

⑴ 応援に要する経費（次号に掲げる経費を除く。）は、応援を受けた協定市町村の負担とする。
⑵ 職員の派遣に要する経費は、応援した協定市町村の負担とする。

２　応援した協定市町村は、応援を受けた協定市町村が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた協定市町村が要請した場合には、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（情報の交換）

第５条　協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（連絡担当部課）
第６条　協定市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。
（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協定市町村が協議して定めるものとする。
（施行）
第８条　この協定は、平成１０年５月８日から施行する。

この協定の締結を証するため、各市町村記名押印の上、各１通を保有する。
平成１０年５月８日
（平成１７年１０月１日　鴻巣市が承継）

加須市大字下三俣２９０番地
加須市
　加須市長

行田市本丸２番５号
行田市
　行田市長

羽生市東６丁目１５番地
羽生市
　羽生市長

北埼玉郡騎西町大字騎西３６番地１
騎西町
　騎西町長

北埼玉郡南河原村大字南河原７９０番地
南河原村
　南河原村長

北埼玉郡川里村大字広田３１４１番地１
川里村
　川里村長

北埼玉郡北川辺町大字麦倉１４８１番地１
北川辺町
　北川辺町長

北埼玉郡大利根町大字下新井１６７９番地の１
大利根町
　大利根町長

（５－２）災害時における相互応援に関する協定実施細目

（埼玉県加須市、行田市、羽生市）

災害時における相互応援に関する協定実施細目

この実施細目は、行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町の災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（経費の支払方法）

第１条　協定第４条第１項第１号に規定する応援に要した経費は、次に定めるところにより算出し、応援を受けた協定市町村に対し請求できるものとする。

⑴ 提供した物資の時価評価額又は取得価格及び輸送費

⑵ 車両及び機械器具は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

⑶ 施設の提供については、借上料

⑷ 協定第２条第７号に規定する事項については、その実施に要した額

（応援職員の派遣に要する経費負担）

第２条　協定第４条第１項第２号に規定する経費の負担は、次のとおりとする。

⑴ 応援職員が応援業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の規定に基づき必要な補償を行うものとする。

⑵ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が、応援の往復途中において生じたものについては、応援した協定市町村が賠償の責を負うものとする。

（経費負担の協議）

第３条　協定第４条の規定にかかわらず、被災した協定市町村の被災状況を勘案し、特段の事情があると認められるときは、応援に要した経費の負担について、協定市町村は協議することができる。

（情報の交換）

第４条　協定市町村の防災担当職員は、年１回以上必要に応じて防災に関する情報交換、協議を行うものとする。

２　協定第５条に定める情報の交換に関し必要な資料は、協定市町村の地域防災計画その他必要と認める資料とする。

（担当部課）

第５条　協定第６条に規定する担当部課は、別表のとおりとする。

（協定の見直し）

第６条　協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、提案する協定市町村がとりまとめをする。

附　則

この実施細目は、平成１０年５月８日から施行する。

（６）災害時における相互応援に関する協定書

（静岡県三島市）

災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）と静岡県三島市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(5)　避難が必要な被災者の受入れ

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援要請の窓口）

第３条　甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第４条　甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　応援の種類

(3)　応援の具体的な内容及び必要量

(4)　応援を希望する期間

(5)　応援場所及び応援場所への経路

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第５条　甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第６条　応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請した市が負担する。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援要請を受けた市の負担とする。

２　前項に規定する経費の負担について、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第８条　応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

２　応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した市が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

（協定の期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間終了の１か月前までに甲乙いずれかから、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、引き続き１年間効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に関し、定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年３月２５日

甲　埼玉県鴻巣市中央１番１号
埼玉県鴻巣市
鴻巣市長

乙　静岡県三島市北田町４番４７号
静岡県三島市
三島市長

（７）災害時における相互応援に関する協定書

（長野県岡谷市）

災害時における相互応援に関する協定書

長野県岡谷市（以下「甲」という。）と埼玉県鴻巣市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に関し、相互に応援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合において、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が、応急対策等を円滑に遂行できるよう相互に応援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定による応援の種類は、次に掲げるものとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急対策等に必要な資機材又は物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助活動及び応急対策等に必要な職員等の派遣

(5)　避難が必要な被災者の受入れ

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援要請の窓口）

第３条　甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有するものとする。

（応援要請の手続き）

第４条　被災市は、応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書にて要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　応援の種類及び具体的な内容並びに必要な量

(3)　応援の期間

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援活動）

第５条　甲又は乙は、前条の規定により被災市から応援の要請を受けた場合は、その内容に従い応援活動を行うよう努めるものとする。この場合において、特別な

事情により応援要請を受けることができない場合は、その旨を速やかに連絡するものとする。

２　甲又は乙は、発生した災害の規模、状況等から被災市が応援要請をすることができない状況にあると判断した場合は、自らの判断において必要な応援活動をすることができるものとする。

（応急物資の輸送等）

第６条　応急物資の輸送及び応援職員の移動については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

（経費の負担）

第７条　応援活動に係る経費は、法令その他これに準ずるものに特別の定めがある場合を除き、原則として被災市の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費（前条の移動に係る経費を除く。）は、応援要請を受けた市の負担とする。

２　前項の規定にかかわらず、第５条第２項の規定に基づき行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（損害補償等）

第８条　応援活動に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

２　応援活動に従事した職員が、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災市が、被災市と応援要請を受けた市の往復の移動中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

（協定の期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に関し、定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年４月２０日

甲　長野県岡谷市幸町８番１号
　　長野県岡谷市
　　岡谷市長

乙　埼玉県鴻巣市中央１番１号
　　埼玉県鴻巣市
　　鴻巣市長

（８）災害時における相互応援に関する協定書

（栃木県小山市）

災害時における相互応援に関する協定書

栃木県小山市（以下「甲」という。）と埼玉県鴻巣市（以下「乙」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲又は乙に、地震、水害、火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に困難が生じている場合における甲乙相互の物資の提供、避難者の一時受入れ、職員の派遣等の応援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定に基づき実施する応援の内容は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過重な負担とならない範囲で行うものとする。

（１）　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資の提供

（２）　食糧品、飲料水その他生活必需品等の提供

（３）　避難者を一時収容するために必要な施設の提供

（４）　この協定に基づき実施する応援に必要な職員派遣

（５）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援の要請をする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要する品目、規格、数量等

（３）　前条第４号に基づき派遣を受ける職員の職種、人数等

（４）　応援のために派遣される職員（以下「派遣職員」という。）が集合する場所（以下「集合場所」という。）及び応援を受ける場所

（５）　応援を受ける期間

（６）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第４条　応援の要請を受けた甲又は乙は、相互信頼に基づき、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

２　甲又は乙は、災害の規模、状況等から応援要請をすることができない状況にあると判断される場合で、収集した情報等から応援出動することが必要であると認められるときは、応援要請のない場合であっても、必要な応援活動を実施することができるものとする。

３　応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない事情にある場合は、当該要請をした相手方に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第５条　応援活動に従事する職員は、応援を受ける災害対策本部長の指揮に従うものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要する経費の負担は、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第２項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償等）

第７条　派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動により負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、派遣した市が負うものとする。

２　派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が集合場所への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第８条　甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

（情報の交換）

第９条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３１年１月２１日

栃木県小山市中央町１丁目１番１号
甲　栃木県小山市
栃木県小山市長

埼玉県鴻巣市中央１番１号

乙　埼玉県鴻巣市

埼玉県鴻巣市長

（９）災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

（埼玉県、市町・組合(56 団体)及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

埼玉県(以下「甲」という。)と市町・組合(乙１から乙５６まで)(以下乙１から乙５６までを総称して「乙」という。)及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「丙」という。)とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設(以下「協定下水道施設」という。)が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第 1 条　この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第 2 条　甲及び乙は、災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。

(1)　被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)

(2)　その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2　甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は、第 10 条に規定する甲の事務局が甲及び乙１から乙５６までの支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第 10 条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。

3　甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4　丙は、前 3 項により甲及び乙の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

(復旧支援の調整)

第 3 条　大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲丙協議の上で決定する。

(費用)

第 4 条　この協定に基づき甲及び乙が丙に対し要請した業務にかかる費用は甲及び乙１から乙５６までの個々による負担とし、それぞれが個別に丙と協議するものとする。

（個人情報等の保護）

第５条　丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第６条　丙は、甲及び乙の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し書面をもって報告を行うものとする。

2　丙は、毎年３月 31 日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲及び乙に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第７条　甲及び乙は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、丙に提供するものとする。

2　丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3　甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第８条　丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2　支援出動した丙の会員は、甲及び乙から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3　甲、乙及び丙の合同訓練を実施する場合も、第１項及び第２項を準用する。

（広域被災）

第９条　甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（事務局）

第 10 条　甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

(1)　甲の事務局は、埼玉県下水道局下水道事業課とする。

(2)　丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部会とする。

（協定期間）

第 11 条　この協定の期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第 12 条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上決定するものとする。

2　甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

附則

この協定は、平成２９年９月２０日から施行する。

この協定の成立は、甲、乙及び丙の同意書をもって証する。

平成２９年　９月２０日

（関係者は略）

（10）災害時の情報交換に関する協定書

（国土交通省関東地方整備局）

災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と鴻巣市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、鴻巣市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切に迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

⑴　鴻巣市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合

⑵　鴻巣市災害対策本部が設置された場合

⑶　その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

⑴　一般被害状況に関すること。

⑵　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。

⑶　その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合は、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所有する。

平成２３年５月１７日

埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
甲　国土交通省
関東地方整備局長

埼玉県鴻巣市中央１番１号
乙　鴻巣市
鴻巣市長

（11）緊急放送に関する協定

（株式会社フラワーコミュニティ放送）

災害時緊急放送に関する協定

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社フラワーコミュニティ放送（以下（乙）という。）は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、ラジオ放送を使った情報提供により、鴻巣市における災害の発生の予防又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「災害」とは、地震、台風、洪水、火災、危険物の爆発その他の非常の事態をいう。

（２）「緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、甲と乙が協議により、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

第３条 前条第１号に定める災害が生じた場合は、次の各号に定める方法により運用するものとする。

（１）乙の放送局員がスタジオにいる場合

ア　甲は、ファクシミリ等により、乙のスタジオ宛に緊急放送である旨を明示した放送原稿を送付する。

イ　乙は、緊急放送の原稿を受けたときは、その内容を甲に確認し、直ちに他の放送に優先してこれを放送する。又、必要と認めたときは、適宜繰り返して放送する。

（２）乙の放送局員がスタジオにいない場合

ア　甲は、別表に定める乙に所属するいずれかの者に連絡を取り、緊急放送を依頼する。

イ　乙は、甲から依頼を受けスタジオに到着したときは、速やかにその内容を確認し、放送する。

（費用の負担）

第４条 緊急放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

（１）乙は、緊急放送に要する負担を甲に請求しない。

（２）災害緊急放送の実施により、予定していた広告放送できなかったときは、乙と当該広告主との協議により、その解決を図るものとする。

（協定の期間）

第５条 この協定有効期間は、協定締結の日から平成１１年３月３１日までとする。ただし、この協定期間満了１箇月前までに、甲、又いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（その他）

第６条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成１０年１２月２８日

甲　鴻巣市中央１番１号
　　鴻　巣　市
　　鴻巣市長

乙　鴻巣市東１丁目１番２５号
　　株式会社ﾌﾗﾜｰｺﾐｭﾆﾃｨ放送
　　代表取締役社長

（12）災害情報等の広報に関する協定書

（株式会社ＪＣＮ関東）

災害情報等の広報に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社ＪＣＮ関東（以下「乙」という。）は、災害時における情報等の広報について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の市内で乙が運営するケーブルテレビ（以下「ケーブルテレビ」という。）を利用した災害情報等の広報業務に関し、必要な事項を定める。

（広報業務の内容）

第２条　広報業務の内容は、次の各号に定めるものとする。

⑴ 甲は、乙に対して災害情報等を提供し、乙は提供情報をもとにケーブルテレビで放送すること。

⑵ 前号に付随する業務に関すること。

（要請による放送）

第３条　甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報を住民に伝達する必要があると判断したときは、乙に対し、当該災害情報の放送を実施するよう要請し、乙は、その番組編成基準に基づき通常放送に優先して当該災害情報の放送を実施するよう努めるものとする。

（要請の手続き）

第４条　甲の乙に対する要請手続きは、原則として書面（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請することができるものとし、事後に書面を提出する。

（連絡調整）

第５条　この協定に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行うものとする。

（協力）

第６条　甲及び乙は、この協定を進めるために必要とする施設整備等について、可能な限り提供し合うものとする。

２　甲及び乙は、平素から、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

（費用の負担）

第７条 この協定に基づく災害情報等の広報に関する放送料等の費用については、無料とするものとする。

（協定の期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了前までに甲乙いずれからも書面によって協定の解除の申し出がないときには、期間満了日の翌日から１年間、この協定を更新するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第９条　この協定に関し、定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２５年７月３１日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤９丁目３４番８号
乙　株式会社ＪＣＮ関東
代表取締役社長

（13）災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

（埼玉土地家屋調査士会）

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震風水害その他災害（以下「災害」という。）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、甲の市内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

（１）災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（平成１３年６月２８日府政防第５１８号）に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。

（２）甲が発行した罹災証明について、市民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第３条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第４条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式２）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第５条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

２　乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第６条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第２項の費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により、請求された内容を確認の上、適当と認めたときは速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第７条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第８条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第９条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の１箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに１年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年３月２７日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

さいたま市浦和区高砂４丁目１４番１号
乙　埼玉土地家屋調査士会
会長

（14）鴻巣市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

（社団法人埼玉建築士会中央北支部）

鴻巣市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

（趣旨）

第１条 この協定は、鴻巣市地域防災計画に基づく地震災害時における埼玉県被災建築物応急危険度判定士の招集に関し、鴻巣市（以下「甲」という。）が、社団法人埼玉建築士会中央北部支部（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において「判定士」とは、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第２条に定める判定士のうち、社団法人埼玉建築士会中央北支部に所属する民間の判定士をいう。

（協力要請）

第３条 甲は判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

２　原則として前項の規定による要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。

３　乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

（市への報告）

第４条 乙は、前条の要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、本協定締結後速やかに甲に報告するものとする。

（協力のための準備）

第５条 乙は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を甲に提出し、新規の登録又は登録者名簿に記載された内容に変更があったときは、遅延なくその旨を甲に報告するものとする。

２　乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して、甲の要請の内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡系統」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

３　平常時の準備、及び地震災害時の活動等は被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

４　乙は、年度当初に判定士を招集するための連絡系統を報告するものとする。

（訓練）

第６条　甲が訓練等のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、協定の締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年８月２１日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

桶川市寿一丁目３番７号
乙　社団法人埼玉建築士会　中央北支部
支部長

（15）緊急給水等に関する協定書

（桶川北本水道企業団）

緊急給水等に関する協定書

桶川北本水道企業団(以下『甲』という。)と鴻巣市(以下『乙』という。)は、緊急給水等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　災害発生時における上水道の安定供給の確保を考慮した施設の活用を目的とする。

（定義）

第２条　この協定において『緊急給水』とは、それぞれの給水区域内で地震、渇水等の災害発生により安定給水が妨げられた場合に相互応援によって給水が確保されることをいう。

（緊急給水の要請）

第３条　災害緊急時において応援を受けようとする場合は、次の事項を記載した文章によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

(1)被害の状況

(2)応援予定給水量及び期間（応援予定給水量の決定については日平均と時間最大を基準とする。）

(3)その他必要な事項（必要な事項とは甲及び乙の施設能力の範囲内で供給可能分とする。）

（緊急給水の方法）

第４条　北本市深井３丁目７番地付近において、甲及び乙が布設した配水管を接続し給水するものとする。

甲　北本市　深井３丁目７番地付近

乙　鴻巣市　人形４丁目４の 90 番地付近

2　前項における施設利用を行う仕切弁の開閉については、甲乙立会いのもとに行う。ただし、緊急を要す時はこの限りではない。

（保守点検）

第５条　第４条の施設の保守点検を、甲乙協議し年１回以上行うこととする。

（給水費用）

第６条　緊急給水の供給者は、受給者にその費用を請求することができる。

2　給水費用を計算するための水量及び１立方メートルの単価は、甲及び乙が協議し定めることとする。(算定根拠は県水単価を基準とする。)

（協議）

第７条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保持する。

平成８年 12 月 17 日

甲　埼玉県北本市中丸 6－83 番地
桶川北本水道企業団
企業長

乙　埼玉県鴻巣市中央 1－1
鴻巣市長

（16）救援物資提供に関する協定書

（三国コカ・コーラボトリング株式会社）
（現：コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社）

災害時における救援物資提供に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第１条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条 市内に震度５弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は次の内容により協力するものとする。

（１）地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を甲に無償提供する。

（２）速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練る。

（３）飲料水の優先的な安定供給を甲に行う。

（４）前号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上、引き取るものとする。また、飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定する。

（要請の手続き）

第３条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（有効期間及び更新）

第４条 この協定の有効期間は、平成１７年５月 11 日から平成２２年５月３１日までとする。ただし、期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとし、以降も同様とする。

（協議）

第５条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成１７年５月１１日

甲　鴻巣市中央１番１号
　　鴻巣市長

乙　桶川市加納１８０番地
　　三国コカ・コーラボトリング株式会社
　　代表取締役社長

（17）防災応援型自動販売機に関する協定書

（三国コカ・コーラボトリング株式会社）
（現：コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社）

防災応援型自動販売機に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と、三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、防災応援型自動販売機（以下「応援自販機」という。）の設置及び運営に関する事項について、以下のとおり協定を締結する。

（設置目的）

第１条　本協定は、応援自販機の設置に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。なお、設置する応援自販機は、鴻巣市イメージキャラクター「ひなちゃん」の意匠を外観に図画し、付着させたものとする。

（設置場所）

第２条　甲は、甲の指定する別紙１「防災応援型自動販売機リスト」の場所に乙の所有する応援自販機を乙の費用をもって設置し運営することを承認する。なお、別紙１「防災応援型自動販売機リスト」の記載内容に変更が生じた場合はその都度、甲、乙間で確認して更新するものとする。

（管理責任）

第３条　乙は、応援自販機を常に整備し、商品の供給、詰替え、入替え、苦情の受付及び売上精算においては一切の責任を負うものとし、応援自販機設置場所及び当該応援自販機運営のための電力供給においては甲の責任とする。

（販売協力金の支払い）

第４条　乙は、甲に対し販売協力金を支払うものとし、以下の各項のとおりとする。

２　乙は、応援自販機における売上に１５パーセントを乗じた金額を販売協力金として甲に支払うものとし、甲は当該販売協力金を防災用品購入資金に充てることができるものとする。

３　乙は、応援自販機の売上管理を行うものとし、甲に支払う販売協力金は毎月末日に集計し、翌月２５日までに甲の指定する別紙２の銀行口座に振込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（反社会的勢力に関する表明・保証）

第５条　甲及び乙は、相手方に対し、本協定締結時及び本協定締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

２　甲及び乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、いずれかの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本協定を解除することができる。

（有効期間及び解約）

第６条　本協定の有効期間は、締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了１か月前までに、甲、乙いずれからも本協定事項の変更又は解約の申し出がない限り、更に１年間延長し以後も同様とする。なお、有効期間途中で本協定を解約する場合は、相手方に１か月前までに通知し、解約できるものとする。ただし、当事者の一方的な事由による解約の場合は甲、乙の双方で協議し、円満に解決するものとする。

２　期間満了又は前項の解約による応援自販機の引き上げに要する費用は、乙の負担とする。

（秘密保持）

第７条　甲及び乙は、本協定により知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく、他の第三者に開示、漏洩してはならない。

（協議事項）

第８条　本協定に定めのない事項については、互いに誠意を持って協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２４年１０月２６日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県桶川市大字加納１８０番地
乙　三国コカ・コーラボトリング株式会社
執行役員　埼玉第二支社
支社長

（18）災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書

（株式会社伊藤園）

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時おける救援物資の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鴻巣市内において地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、飲料水の調達及び供給を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項の発動は、鴻巣市内において震度５弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。

２　前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し救援物資の提供に関して要請する。

（要請の手続き）

第３条　甲は、乙に対して前条の要請を行うときは、口頭、電話等により飲料水の種類、数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図れた後に、速やかに救援物資（飲料水）提供要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。

２　要請の手続きを円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

（協力の内容）

第４条　乙は、第２条第２項の規定により要請があったときは、次の各号の協力を行うものとする。

(1)甲の施設内に設置されている乙の地域貢献型自動販売機（別紙記載）の機内在庫の飲料水を甲に無償提供するものとする。

(2)乙は、速やかに供給体制を整え、甲が要請した飲料水を供給するものとする。

２　前項第２号の経費については、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第５条　乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の経費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、適当と認めたときは、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

（平素の協力）

第６条　甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

（協定の有効期間）

第７条 この協定の期間は、締結の日から５年間とし、甲乙いずれかから解除の申し出がないときは、同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年３月１８日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

東京都渋谷区本町３丁目４７番１０号
乙　株式会社伊藤園
総務部長

（19）災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書

（鴻巣酒販研究会、東京キリンビバレッジサービス株式会社）

災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）、鴻巣酒販研究会（以下「乙」という。）及び東京キリンビバレッジサービス株式会社（以下「丙」という。）は、鴻巣市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における備蓄水の提供及び飲料水供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が、平常時から相互に協力して、災害時等に被災者及び避難者に対する支援のため、備蓄水の提供及び飲料水供給の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動等）

第２条　本協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙又は丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（備蓄水の提供）

第３条　備蓄水は、甲、乙及び丙の協議により、適切な数量を取り決めるものとする。

２　乙及び丙は、備蓄水を無償提供し、賞味期限等の管理は、乙が行うものとする。

（飲料水供給の協力）

第４条　甲は、災害時等に乙又は丙へ飲料水の要請を行うときは、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙又は丙は、前項の要請を受諾後、速やかに飲料水を供給できる体制を整えるとともに、甲に対して飲料水を供給するよう努める。ただし、道路不通等の支障が生じた場合及び安全確保ができない場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（費用の負担）

第５条　甲の要請に基づき、乙又は丙が前条に定める飲料水の供給及び搬送に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として甲、乙、丙協議の上決定するものとする。

３　乙又は丙は、飲料水の供給が完了したときは、速やかに費用を甲に請求するものとする。

４　甲は、乙又は丙から費用の請求があった場合は、速やかにその代金を支払うものとする。

（譲渡等の禁止）

第６条　甲は、備蓄水を第三者へ譲渡してはならない。

２　甲は、人道的な立場から、第三者への譲渡を希望する場合は、乙及び丙と協議しなければならない。

（協定の有効期間）

第７条　本協定の期間は、締結の日からとし、甲、乙又は丙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証明するため、本書を３通作成し、甲、乙及び丙が、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年１０月１７日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市箕田３９２２番地２
乙　鴻巣酒販研究会
会長

東京都千代田区神田和泉町１番地　神田和泉町ビル８階
丙　東京キリンビバレッジサービス株式会社
代表取締役社長

（20）災害時のＬＰガス応急生活物資等に関する協定書

（社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部）

災害時におけるＬＰガス応急生活物資等に関する協定書

（趣旨）

第１条 鴻巣市、桶川市、北本及び吹上町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部（以下「乙」という。）とは、甲の地域に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災した地域住民等に、ＬＰガス応急生活物資等（以下「ＬＰガス等」という。）に関する協力事項について、次のとおり定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲のいずれかが災害対策本部を設置し、乙に要請を行ったときをもって発動する。

（ＬＰガス等の協力要請）

第３条 災害時において甲のいずれかがＬＰガス等を必要とするときは、甲のいずれかは、乙に避難所等へのＬＰガス等について協力を要請することができる。

２ 前項の要請は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書でその内容を通知するものとする。

(1) 協力要請内容及び必要個数

(2) 協力を希望する期間

(3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（ＬＰガス等の協力実施）

第４条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けた時は、ＬＰガス等の優先供給及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

２ 乙は、甲の要請に的確に対応するため、簡易ガスコンロ 200 台及びカセットボンベ 600 本を指定する場所に備蓄（以下「ランニングストック」という。）し、供給可能な体制を保持するものとする。

３ 乙は、別途鴻巣支部内の卸売事業者と協定して、ＬＰガス 20 ㎏ボンベ 30 本、50 ㎏ボンベ 30 本を鴻巣支部内の２事業所にランニングストックし、甲の要請に応じて出荷する体制を整備するものとする。

（費用）

第５条 前条の規定に基づき、乙がランニングストックした物資以外に供給した商品の対価及び運搬等の費用については、要請した甲が負担するものとする。

（引き渡し）

第６条 ＬＰガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（情報の収集・提供）

第７条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して地域住民に迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

２ 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡の窓口）

第８条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当窓口を定め、相互に連絡調整をするものとする

（協議）

第９条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（適用）

第１０条 この協定は、平成９年１１月５日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書５通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成９年１１月５日

鴻巣市中央１番１号
甲 鴻巣市
鴻巣市長

桶川市泉１丁目３番 28 号
桶川市
桶川市長

北本市本町１丁目 111 番地
北本市
北本市長

吹上町富士見１丁目１番１号
吹上町
吹上町長

鴻巣市人形１丁目８番 15 号
乙 社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部
支部長

（21）災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

（埼玉県石油商業組合鴻巣支部）

災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

災害時における燃料等（ガソリン、軽油をいう。以下同じ。）の供給協力に関し、鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合鴻巣支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害応急対策に必要な燃料等を市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第２条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車両、緊急物資輸送車両及び応急対策用資器材の燃料等が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。

２　甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の供給を依頼する場合は、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。

３　甲は、乙に応急対策用資器材の燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書（第１号様式）により品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日燃料等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

４　乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、第２項の規定による甲からの緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の供給の依頼があったときは、これに協力するものとする。

５　乙は、第３項の規定による甲からの応急対策用資器材の燃料等の供給の依頼があったときは、甲の指定する場所へ燃料等を納入するものとする。

（費用負担）

第３条 甲は、前条による乙の供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。

（請求及び支払）

第４条 乙は、燃料等の供給及び納入が完了したときは、燃料代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して３０日以内に代金を支払うものとする。

（協定の有効期間）

第５条 協定の有効期間は平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第６条 協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めにない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自その１通を保有する。

平成２３年４月１日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市
乙　埼玉県石油商業組合鴻巣支部
代表者

（22）災害時における飲料水の供給に関する協定書

（株式会社イングコーポレーション）

災害時における飲料水の供給に関する協定書

株式会社イングコーポレーション（以下「甲」という。）と鴻巣市（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鴻巣市内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者に対する支援のため、飲料水供給の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に要請を行ったときをもって発動するものとし、甲は次の内容により積極的に協力するものとする。

⑴　飲料水の調達及び優先的な安定供給

⑵　飲料水を搬送する車両の確保及び乙が指定する引渡場所までの搬送

⑶　被災状況等の情報の提供

（要請の手続き）

第３条　乙は、この協定による要請を行うときは、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

（経費の負担）

第４条　乙の要請に基づき、甲が飲料水の供給及び搬送に要する経費のうち次の経費は、乙が負担するものとする。

⑴　供給した飲料水に要する経費

⑵　搬送車両及び従事者に要する経費

⑶　その他乙が負担すべき経費

２　前項各号の経費は、甲乙協議の上決定するものとする。この場合において、前項第１号の経費については、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、飲料水の供給が完了したときは、速やかに経費を乙に請求するものとする。

４　乙は、甲から経費の請求があった場合は、速やかにその代金を支払うものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の期間は、締結の日からとし、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年１２月２０日

鴻巣市逆川１丁目１番２９号
甲　株式会社イングコーポレーション
代表取締役

鴻巣市中央１番１号
乙　鴻巣市
鴻巣市長

（23）災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

（生活協同組合さいたまコープ）

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鴻巣市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食料、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時に次の事項について、乙に協力を要請することができる。

⑴ 応急生活物資の調達及び供給

⑵ 物資搬送車両の確保

⑶ 被災状況等の情報提供

２　乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び搬送について積極的に協力するものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲は、この協定による要請を行うときは、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第１号）を提出するものとする。

⑴ 応急生活物資の種類及び数量

⑵ 応急生活物資の運搬先

⑶ その他必要な事項

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第２号）を提出するものとする。

⑴ 供給した応急生活物資の種類及び数量

⑵ 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数

⑶ その他必要な事項

（経費の負担）

第５条　甲の要請に基づき、乙が第２条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

⑴ 供給した応急生活物資に要する経費

⑵ 運搬車両及び従事者に要する経費

⑶ その他甲が負担すべき経費

（経費等の価格）

第６条　経費等の価格は、災害時等の発生直前における乙での販売価格又は経費を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の経費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、適当と認めたときは、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第８条　甲は、乙又は輸送業務に従事した者に、その輸送業務により死亡その他の事故が生じたときは、埼玉県条例「災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」の基準に準じて補償を行うものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による療養その他給付若しくは補償を受けられたとき又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

（ボランティア活動への支援）

第９条　乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第１０条　乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受け入れられる体制の整備に努めるものとする。

（平素の協力）

第１１条　甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に応じ相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

（連絡責任者）

第１２条　協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

（法令の遵守）

第１３条　この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（協定の有効期間）

第１４条　この協定の期間は締結の日からとし、甲又は乙から解除の申出がない限り継続するものとする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年２月１３日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

さいたま市南区根岸１丁目５番５号
乙　生活協同組合さいたまコープ
代表理事
理事長

（25）災害時における県立学校等の使用に関する覚書

（埼玉県立鴻巣高等学校）

災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立鴻巣高等学校（以下「甲」という。）と鴻巣市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

（災害の種類）

第２条　本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

（１）　地震

（２）　洪水

（３）　その他

（避難施設等）

第３条　本覚書において、「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙１に定めるとおりとする。

２　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙２の鍵を１組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

３　乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年４月１０日までに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

４　前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

５　甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年４月１０日までに別紙４により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

６　前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙４により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

（避難所開設等）

第４条　乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

２　避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

（備品等の使用）

第５条　避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

（防災関連情報の交換）

第６条　甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年１回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

（防災訓練の参加）

第７条　甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

（覚書の有効期間）

第８条　本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り、継続するものとする。

２　前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第９条　前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

令和３年４月１日

鴻巣市大間１０２０番地
甲 埼玉県立鴻巣高等学校
校長

鴻巣市中央１番１号
乙 鴻巣市
鴻巣市長

（26）災害時における県立学校等の使用に関する覚書

（埼玉県立鴻巣女子高等学校）

災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立鴻巣女子高等学校（以下「甲」という。）と鴻巣市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

（災害の種類）

第２条　本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

（１）　地震

（２）　洪水

（３）　その他（浸水、崖崩れ等）

（避難施設等）

第３条　本覚書において、「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙１に定めるとおりとする。

２　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙２の鍵を１組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

３　乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年４月１０日までに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

４　前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

５　甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年４月１０日までに別紙４により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

６　前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙４により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

（避難所開設等）

第４条　乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

２　避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

（備蓄倉庫の使用）

第５条　乙は甲の承認を得て、災害対応用備蓄品の保管場所として、別紙５のとおり備蓄倉庫の一部を使用することができる。この場合において、乙は甲が指定した場所以外は使用しないものとする。

２　乙が備蓄倉庫の一部を使用する場合、乙は、乙の災害対応用備蓄品を管理するための台帳を作成し、定期的に甲乙立ち合いのもと備蓄状況の確認を行うものとする。

（備蓄品の使用）

第６条　災害が発生し、必要な備品が不足する場合等には、乙は甲と協議の上、甲の保管する備蓄品を使用することができる。

ただし、休日・夜間等で甲が不在であり、緊急の必要性がある場合には、乙の判断により甲の保管する備蓄品を使用することができる。

２　前項但し書きの規定により、乙が備蓄品を使用した場合には、乙は備蓄倉庫備え付けの物資受払簿に必要事項を記入するとともに、甲及び埼玉県教育委員会へ報告を行うものとする。

（管理経費）

第７条　備蓄倉庫の維持管理経費については、甲の負担とする。

（備品等の保全）

第８条　避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

（防災関連情報の交換）

第９条　甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年１回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

（防災訓練の参加）

第１０条　甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力する。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

（覚書の有効期間）

第１１条　本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

２　前項の規定により、この覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第１２条　前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

令和３年３月２６日

鴻巣市天神１丁目１番７２号
甲　埼玉県立鴻巣女子高等学校
校長

鴻巣市中央１番１号
乙　鴻巣市
鴻巣市長

（27）災害時における県立学校等の使用に関する覚書

（埼玉県立吹上秋桜高等学校）

災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立吹上秋桜高等学校（以下「甲」という。）と鴻巣市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

（災害の種類）

第２条　本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

（１）　地震

（２）　洪水

（３）　その他

（避難施設等）

第３条　本覚書において、「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙１に定めるとおりとする。

２　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙２の鍵を１組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

３　乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年４月１０日までに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

４　前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

５　甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年４月１０日までに別紙４により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

６　前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙４により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

（避難所開設等）

第４条　乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

２　避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

（備品等の使用）

第５条　避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

（防災関連情報の交換）

第６条　甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年１回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

（防災訓練の参加）

第７条　甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

（覚書の有効期間）

第８条　本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

２　前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

第９条　前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

令和２年８月２１日

鴻巣市前砂９０７番地１
甲　埼玉県立吹上秋桜高等学校
校長

鴻巣市中央１番１号
乙　鴻巣市
鴻巣市長

（28）災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

（埼玉県電気工事工業組合）

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第２条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（１）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。

（２）市内における電気に係る事故防止に関すること。

（３）活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。

（４）前号の規定の通報により関係機関からの指示に従うこと。

（５）災害発生時における復旧に関すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第３条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、支援要請書（様式第１号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合、電話等により支援を要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

（１）支援協力の種類

（２）支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等

（３）支援協力を希望する機関

（支援協力の実施）

第４条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第５条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復旧業務完了報告書（様式第２号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に

引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに災害復旧業務完了報告書を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第６条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第７条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期限）

第８条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成２１年３月３１日までとする。

２　前項に規定にかかわらず、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から１年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成２１年３月１１日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県さいたま市北区宮原１丁目３９番地
乙　埼玉県電気工事工業組合
理事長

（29）災害時における応急措置等の協力に関する協定書

（鴻巣市水道協同組合）

災害時における応急措置等の協力に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と鴻巣市水道協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他災害等が市内で発生し、又は発生のおそれがある場合、甲の所管する水道施設の応急措置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは応急措置等を施行することが困難であるときは、甲は乙に対し、その協力を要請することができるものとする。

（要請手続き）

第２条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、必要とする人員及び資材等について、乙に対して連絡することをもって行うものとする。

（協力の実施）

第３条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、他の業務に優先し、速やかに人員及び機材を出動させ、甲の行う応急措置等に協力するものとする。

（費用負担）

第４条 乙がこの協定に基づく応急措置等のために要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

（体制の整備）

第５条 乙は、甲から協力の要請があった場合に備え、非常時における連絡体制を整備するものとする。

（協議）

第６条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（適用）

第７条 この協定は、平成２３年８月２５日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲、乙記名捺印の上各自その１通を保有する。

平成２３年８月２５日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市本町２丁目７番２１号
乙　鴻巣市水道協同組合
代表理事

（30）災害時における物資の輸送に関する協定書

（社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部）

災害時における物資の輸送に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における甲の応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続き）

第２条　甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の内容に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第１号、以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

⑴要請理由
⑵輸送年月日（期間）
⑶車両の台数及び運転手等（原則として、１台につき運転手及び補助者の２名体制とする。）の人数
⑷輸送する物資名、数量及び輸送先
⑸その他必要とする事項

（実施）

第３条　乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、積極的に乙に所属する運送事業者を指定し、輸送車両により緊急輸送を行うものとする。

（報告）

第４条　乙は、緊急輸送の実施を終了したときは、速やかに災害時における緊急輸送業務実施報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとし、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

２　前項の費用については、原則として、乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第１０条の規定により国土交通大臣に認可を受けた額によるものとし、補助者の費用は、実際に要した運送作業時間に８時間制の単価を乗じた額によるものとする。

（費用の請求及び支払）

第６条　乙は、第２条の緊急輸送の実施終了後、速やかに当該緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第７条　乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに代替車両により緊急輸送を継続しなければならない。

２　災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により、目的地まで辿り着けないとき、又は安全な走行を確保できないときは、乙は道路等の状況を甲に報告し、甲乙協議の上、対応を決めるものとする。

３　乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替車両が必要となった場合の費用は、甲が負担するものとする。

（災害応援活動への適用）

第８条　甲が締結した災害応援協定先の自治体に災害等が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときにおいても、この協定を適用するものとする。

（平素の協力）

第９条　甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日からとし、甲又は乙から解除の申出がない限り継続するものとする。

２　前項の解除の申出は、解除しようとする日の１か月前までに相手方に行うものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年７月２日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市広田４６７番地１
乙　社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部
支部長

（31）大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書

（鴻巣警察署）

大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉県鴻巣警察署（以下「乙」という。）は、大震災等の大規模災害発生時における鴻巣市文化センター及び鴻巣市立陸上競技場駐車場の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時において、乙による災害応急対策が円滑に遂行されるよう、甲が所有する施設の一時使用について定めることを目的とする。

２　大規模災害とは、次の災害をいう。

⑴　災害対策基本法に定める災害

⑵　鴻巣市長が特に認めたもの

３　大規模災害発生時において、乙が活動拠点として使用する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　鴻巣市文化センターの建物及び駐車場

⑵　鴻巣市立陸上競技場駐車場

（使用の手続き）

第２条　大規模災害が発生した場合は、乙は、甲に対して第１条第３項に規定する施設の一時使用を要請することができる。なお、要請にあっては、原則として、乙は甲に事前に連絡した上、書面により要請し承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請することができるものとし、事後において速やかに書面を提出するものとする。

２　甲は、乙から要請があった場合、可能な範囲で要請に応じるものとする。

（使用料）

第３条　前条の一時使用における使用料及び光熱費等は、その都度、甲、乙両者が協議の上で決定するものとする。

（使用期間）

第４条　第１条第３項に定める施設の一時使用期間は、その都度、甲、乙両者が協議の上で決定するものとする。乙は、第１条第３項に定める施設の一時使用を終了する際は、原状回復に努め、甲の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（連絡責任者）

第５条　この協定に係る甲の連絡責任者は生活安全課長とし、乙の連絡責任者は警備課長とする。

（協議事項）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者が協議の上で決定するものとする。

（適用と更新）

第７条　この協定の適用は、締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、この協定の内容について変更又は解除する場合は、甲、乙が協議の上で決定するものとし、期間満了の１か月前までに、甲又は乙から書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を１年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各１通を保有するものとする。

平成２４年１１月３０日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市東４丁目１番３号
乙　埼玉県鴻巣警察署
署長

（32）地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

（鴻巣駅・北鴻巣駅）

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

鴻巣市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社「鴻巣駅」及び「北鴻巣駅」（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、地震災害により、乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　本覚書において「地震災害」とは、「大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）」に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第３条　甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第４条　甲及び乙は、地震災害が発生した際に、以下のとおり対応することを定める。

(1)　乙は、地震災害時に必要と認めるときは、甲へ調整後、甲があらかじめ指定する避難場所（別紙－１）に帰宅困難者を案内することができる。乙は、甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。

(2)　甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容ができない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。

(3)　乙は、前号の措置を取るとともに、駅構内の安全確認を行うこととする。また、甲財産の自由通路（以下「自由通路」という。）については、甲があらかじめ了承した安全点検のためのチェックシート（別紙－２）に基づき、乙が安全確認を行うこととする。

(4)　前号の安全確認の結果、駅構内および自由通路（以下「駅施設」という。）を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。

(5)　駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する避難場所又は一時滞在施設の準備が整い次第、乙は、避難場所又は一時滞在施設へ案内することができる。

２　甲が指定する避難場所又は甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供するものとする。

３　第１項第３号に基づく帰宅困難者の受け入れ中に生じた事象については、駅構内で発生したものについては乙が、また、自由通路で生じた事象については甲が責任を負う。

（情報共有）
第５条　甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。
２　甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
３　乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
４　甲は、甲が指定する避難場所又は一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
５　甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡するものとする。
（トイレ及び公衆電話の提供）
第６条　乙は、安全を確保した上で、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。
（平常時からの備え）
第７条　甲及び乙は、地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定（別紙－３）するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
２　甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
３　甲は、あらかじめ指定する避難場所（別紙－１）に変更があった場合は、乙に通知をするものとする。
４　甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
（協議）
第８条　本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。
（覚書の解除）
第９条　本覚書を一方の都合により解除する際は、その３か月前までに相手方に予告通知をするとともに、甲乙協議の上で解除するものとする。
（有効期間）
第１０条　本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年３月２５日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町１丁目１番
乙　東日本旅客鉄道株式会社　高崎支社　鴻巣駅
鴻巣駅長

（32-2）地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

（吹上駅）

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

鴻巣市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社「吹上駅」（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、地震災害により、乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　本覚書において「地震災害」とは、「大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）」に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第３条　甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第４条　甲及び乙は、地震災害が発生した際に、以下のとおり対応することを定める。

(1)　乙は、地震災害時に必要と認めるときは、甲へ調整後、甲があらかじめ指定する避難場所（別紙－１）に帰宅困難者を案内することができる。乙は、甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。

(2)　甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容ができない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。

(3)　乙は、前号の措置を取るとともに、駅構内の安全確認を行うこととする。また、甲財産の自由通路（以下「自由通路」という。）については、甲があらかじめ了承した安全点検のためのチェックシート（別紙－２）に基づき、乙が安全確認を行うこととする。

(4)　前号の安全確認の結果、駅構内および自由通路（以下「駅施設」という。）を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。

(5)　駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する避難場所又は一時滞在施設の準備が整い次第、乙は、避難場所又は一時滞在施設へ案内することができる。

２　甲が指定する避難場所又は甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供するものとする。

３　第１項第３号に基づく帰宅困難者の受け入れ中に生じた事象については、駅構内で発生したものについては乙が、また、自由通路で生じた事象については甲が責任を負う。

（情報共有）

第５条　甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

２　甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
３　乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
４　甲は、甲が指定する避難場所又は一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
５　甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡するものとする。

（トイレ及び公衆電話の提供）

第６条　乙は、安全を確保した上で、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

（平常時からの備え）

第７条　甲及び乙は、地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定（別紙－３）するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
２　甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
３　甲は、あらかじめ指定する避難場所（別紙－１）に変更があった場合は、乙に通知をするものとする。
４　甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）

第８条　本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（覚書の解除）

第９条　本覚書を一方の都合により解除する際は、その３か月前までに相手方に予告通知をするとともに、甲乙協議の上で解除するものとする。

（有効期間）

第１０条　本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年３月２５日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町１丁目１番
乙　東日本旅客鉄道株式会社　高崎支社　吹上駅
吹上駅長

（33）災害時におけるガス復旧に関する協定書

（東京ガス株式会社）

災害時におけるガス復旧に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域において震度５弱以上の地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるガス復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時におけるガス事故の発生に対し、いち早くガスを供給するため、甲、乙が連携してガス復旧活動に取り組むことを目的とする。

（情報の提供）

第２条　甲及び乙は、次に掲げるガス復旧に関する情報の提供に努めるのとする。

（１）乙は甲に対し、災害時におけるガス事故及び広範囲にわたる長時間のガス供給停止が発生した場合、事故または供給停止の情報を提供する。

（２）甲及び乙は、双方が知り得た被災情報を共有する。

（広報活動）

第３条　甲及び乙は、次に掲げるガス復旧に関する広報活動に努めるものとする。

（１）乙は、災害時におけるガス事故及び広範囲にわたるガス供給停止が発生したときに、乙独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、防災行政無線等による広報の依頼を行う。依頼を受けた甲は、甲乙協議の上、防災行政無線等を活用し、市民等に対し広報を行う。

（２）乙が必要と判断したときは、防災行政無線等以外に乙の車両による広報活動を行う。

（市有地の確保）

第４条　甲は乙の行うガス復旧活動に伴う協力として、甲の指定する市有地を乙が優先的に使用することを認める。

また、鴻巣市近隣地域において災害が発生した場合、乙の要請により甲の指定する市有地を甲乙協議の上、確保し使用を認める。

（ガス復旧重要施設）

第５条　甲は、災害時における市内の避難所等の重要施設を定め、乙に提示する。乙は、甲に提示された当該施設を十分把握し、ガス復旧活動に努めるものとする。

（費用負担）

第６条　この協定に基づく甲及び乙の費用は無償とする。

（連絡責任者）

第７条　この協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡他責任者をあらかじめ指定し、それぞれに通知するものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定有効期限満了１か月前までに、甲、乙いずれからも協定事項の変更又は解約の申し出がない限り、更に１年間更新し、以後も同様とする。

（秘密保持）

第９条　甲及び乙は、この協定により知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく、他の第三者に開示、漏洩してはならない。

（協議）

第１０条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年１月２６日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県熊谷市銀座３丁目７１番地
乙　東京ガス株式会社
熊谷支社長

（34）特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

（東日本電信電話株式会社）

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

鴻巣市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。その後の改正を含む。）第２条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第３条　特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

２　特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

３　本条第１項及び第２項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

２　甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第５条　乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

２　前項の設置に係る費用については、第４条及び第５条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第７条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

（利用者の誘導）

第８条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第９条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第１０条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）

第１１条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙２に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第１２条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　甲は、第７条に規定する利用の開始及び第１１条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（機密保持）

第１４条　甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

（協議事項）

第１５条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその１通を保有する。

平成２７年３月１７日

甲　埼玉県鴻巣市中央１－１
鴻巣市
市民協働部長

乙　埼玉県さいたま市浦和区常盤５丁目８番１７号
東日本電信電話株式会社
取締役 埼玉事業部長

（35）災害に係る情報発信等に関する協定

（ヤフー株式会社）

災害に係る情報発信等に関する協定

鴻巣市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、鴻巣市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鴻巣市が鴻巣市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、鴻巣市の行政機能の低下を軽減させるため、鴻巣市とヤフーが相互に協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第２条　本協定における取組の内容は、次の中から鴻巣市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（１）　ヤフーが鴻巣市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、鴻巣市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）　鴻巣市が鴻巣市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）　鴻巣市が鴻巣市内の避難勧告､避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）　鴻巣市が災害発生時の鴻巣市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして､一般に広く周知すること。

（５）　鴻巣市が鴻巣市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーがこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）　ヤフーがヤフーの提供するブログサービスにおいて鴻巣市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのｗｅｂリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして､災害ブログを一般に広く周知すること。

（７）　鴻巣市が鴻巣市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合は、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　鴻巣市及びヤフーは、前項各号の取組が円滑になされるよう、相互の窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があったときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する取組及び同項に記載のない取組についても、鴻巣市及びヤ

フーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく鴻巣市及びヤフーの取組は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　ヤフーは、鴻巣市から提供を受ける情報について、鴻巣市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　鴻巣市及びヤフーは、本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議し、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　鴻巣市及びヤフーは、本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、鴻巣市とヤフーが署名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２７年８月５日

鴻巣市：埼玉県鴻巣市中央１番１号
鴻巣市
鴻巣市長

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役

（36）災害時における医療救護活動に関する協定書

（一般社団法人鴻巣市医師会）

災害時における医療救護活動に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と一般社団法人鴻巣市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鴻巣市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請）

第２条　甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、医療救護活動が必要となった場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　前項の要請は、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

（医療救護班の派遣、指揮及び調整）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、同条第２項の実施細目に基づき、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

２　医療救護班に対する指揮及び活動の調整は、災害医療調整員が行うものとする。なお、災害医療調整員とは、鴻巣市医師会会長が指名した会員で、鴻巣市災害対策本部及び鴻巣市医師会対策本部との連絡調整を行う者とする。

（救護所及びトリアージポストの設置）

第４条　甲は、乙と連携し、安全な場所に避難所及び救護所を設置する。また、活動しやすい場所に、必要に応じてトリアージポストを設置する。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班は、主に救護所又はトリアージポストにおいて次の業務を行う。

（１）　救護所における傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
（２）　他の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
（３）　死亡の確認及び死体の検案
（４）　避難所の巡回
（５）　その他医療救護活動に必要な措置

（医療救護班の輸送）

第６条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を講じ、輸送を実施する。

（医薬品等の確保及び輸送）

第７条　医療救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が確保し、医療救護班が携行するものとする。

２　救護所等への医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療費の負担）

第８条　救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（費用弁償等）

第９条　第２条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）　医療救護班の編成及び派遣に係る費用

（２）　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用

（３）　搬送先医療機関において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用

（４）　医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（５）　甲は前号に係る事象が起きた場合は、責任を持って補償する。

（６）　第１号から第４号に定める費用弁償等の詳細は、実施細目に定める。

２　甲以外の医療機関が甲の設置した救護所等において医療救護活動を行った場合にも、乙が代理請求することができるものとし、前項同様に甲が負担する。

（訓練）

第１０条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練の参加に努めるとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生したときの医療救護を併せて担当するものとする。

２　乙の訓練の参加に要する費用は、甲が負担とするものとする。ただし、この場合においては、第６条及び前条の規定を準用する。

（他の自治体からの応援協力）

第１１条　乙は、甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。

２　乙が前項の規定により他の市町村で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定を準用する。

（細目）

第１２条　この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

（疑義）

第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して、定めるものとする。

（有効期間）

第１４条　本協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して２年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の１月前までに、甲乙いずれからも協定事項の変更

又は解除の申し出がないときには、更に有効期間満了の日の翌日から２年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年１２月１７日

鴻巣市中央１番１号

甲　鴻巣市

鴻巣市長

鴻巣市中央２番２号

乙　一般社団法人鴻巣市医師会

会長

（37）災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

（一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会・
一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部）

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会（以下「乙」という。）、一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部（以下「丙」という。）との間において、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鴻巣市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙と丙の協力を得て行う災害時における歯科医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の要請）

第２条　甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、歯科医療救護活動が必要となった場合は、丙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　前項の要請は、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

（歯科医療救護班の派遣、指揮及び調整）

第３条　丙は、前条の要請を受けたときは、前条第２項の実施細目に基づき、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

２　歯科医療救護班に対する指揮及び活動の調整は、災害歯科医療調整員が行うものとする。なお、災害歯科医療調整員とは、埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部長が指名した部員で、鴻巣市災害対策本部及び埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部対策本部との連絡調整を行う者とする。

（歯科医療救護班の業務）

第４条　歯科医療救護班は、次に掲げる業務を行う。

（１）　救護所における歯科傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供

（２）　他の歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

（３）　身元不明者の確認

（４）　避難所の巡回

（５）　その他歯科医療救護活動に必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第５条　甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置を講じ、輸送を実施する。

（医薬品等の確保及び輸送）

第６条　歯科医療救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が確保し、歯科医療救護班が携行するものとする。

２　救護所等への医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療費の負担）

第７条　救護所における医療費は、無料とする。

２　搬送先の歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（費用弁償等）

第８条　第２条の規定に基づき、丙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次に掲げる費用弁償等は、甲が負担するものとする。

（１）　歯科医療救護班の編成及び派遣に係る費用

（２）　歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用

（３）　搬送先歯科医療機関において歯科医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用

（４）　歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

２　前項に定める費用弁償等の詳細は、実施細目に定める。

３　丙以外の歯科医療機関が甲の設置した救護所等において歯科医療救護活動を行った場合にも、丙が代理請求することができるものとし、第１項同様に甲が負担する。

（訓練）

第９条　丙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練の参加に努めるとともに、当該訓練の一般参加者のうちから、歯科傷病者が発生したときの歯科医療救護を併せて担当するものとする。

２　丙の訓練の参加に要する費用は、甲が負担とするものとする。この場合において、第６条及び前条の規定を準用する。

（他の自治体からの応援協力）

第１０条　丙は、甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に歯科医療救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。

２　丙が前項の規定により他の市町村で歯科医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りこの協定を準用する。

（細目）

第１１条　この協定を実施するために必要な事項については、甲乙丙協議の上、別に定める。

（疑義）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙丙協議して、定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して２年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の１月前までに、甲乙丙いずれからも協定事項の

変更又は解除の申し出がないときには、更に有効期間満了の日の翌日から２年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年６月２１日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市赤見台１丁目１５番２３号
乙　一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会
会長

鴻巣市赤見台１丁目１５番２３号
丙　一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部
支部長

（38）災害時における被災者支援に関する協定書

（埼玉県行政書士会）

災害時における被災者支援に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鴻巣市内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害及び火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第２条　この協定において行政書士業務相談とは、次に掲げる事項とする。

（１）罹災証明書申請書類に関する相談

（２）自動車登録申請書類に関する相談

（３）相続関係書類に関する相談

（４）許認可申請書類に関する相談

（５）権利義務・事実証明関係書類に関する相談

（６）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（支援業務の要請）

第３条　甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合においては、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第４条　乙は、前条第１項の規定により要請を受けた場合においては、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第５条　甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第６条　乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用）

第７条　行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとす

る。

２　行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間の１か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年１１月２９日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県さいたま市浦和区仲町３丁目１１番１１号
乙　埼玉県行政書士会
会長

（39）災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定書

（鴻巣市内郵便局）

災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と鴻巣市内郵便局(以下「乙」という。)は、鴻巣市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定については、鴻巣郵便局が鴻巣市内郵便局を代表して締結するものとする。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、鴻巣市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 乙が収集した被災者の避難状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の提供

(2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(3) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。）

(6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、災害による被災情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　鴻巣市防災主管課長

乙　日本郵便株式会社　鴻巣郵便局　総務部　課長

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して１年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

（附則）

この協定の締結をもって、「災害時における鴻巣郵便局、鴻巣市間の協力に関する覚書」（平成９年９月２９日締結）及び「災害時における応援活動及び情報提供に関する覚書」（平成１２年８月４日締結）を廃止する。

平成２９年２月２４日

甲　鴻巣市中央１番１号
鴻巣市
鴻巣市長

乙　鴻巣市内郵便局
鴻巣市東４丁目１番５号
日本郵便株式会社
鴻巣郵便局長

（40）災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、鴻巣市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、鴻巣市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 29 年 7 月 19 日

甲　埼玉県鴻巣市中央１番１号
鴻巣市
鴻巣市長

乙　埼玉県さいたま市大宮区土手町１丁目２番地
株式会社ゼンリン
関東エリア統括部長

（41）災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

（鴻巣市リサイクル事業協同組合）

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と鴻巣市リサイクル事業協同組合（以下「乙」という。）は地震や水害等の大規模災害の発生における廃棄物の処理等に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に発生した廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（１）災害廃棄物　がれき（木くず、コンクリートがら、金属くず、廃プラスチック類等及びこれらの混合物）及び被災者や避難所の生活に伴う廃棄物（し尿を含む）をいう。

（２）災害廃棄物処理　災害廃棄物の収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

２　甲が乙に対して行う協力要請は次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後、速やかに文書により通知するものとする。

（１）被災の状況

（２）災害廃棄物処理の場所、内容及び期間

（３）その他必要な事項

（情報提供等）

第４条　甲は、乙に被災、復旧状況等の事業の実施への協力に必要な情報を提供するものとする。

２　乙は災害廃棄物処理が円滑に行われるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達態勢の整備に努めるものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第５条　乙は第３条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

２　乙は災害廃棄物処理を実施したときは、次の事項を甲に報告するものとする。

（１）実施した災害廃棄物処理の内容（場所、日時等、従事した要員、車両及び資機材等）

（２）その他必要な事項

（費用負担）

第６条　第３条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡窓口）

第８条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては鴻巣市環境課、乙については鴻巣市リサイクル事業協同組合事務局とする。

（協定書の有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書をもって協定の終了を通知しない限り継続する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年２月７日

甲　埼玉県鴻巣市中央１番１号
　　鴻巣市
　　鴻巣市長

乙　埼玉県鴻巣市上谷１４００番地１
　　鴻巣市リサイクル事業協同組合
　　理事長

（42）災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

（鴻巣薬剤師会）

災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と鴻巣薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の迅速な医療救護活動及び医薬品等の供給を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、鴻巣市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動及び医薬品等の供給を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の要請及び派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第３条　薬剤師の業務は、次のとおりとする。

（１）医療救護班の班員として、救護所や避難所等における医師の処方又は指示に基づく調剤及び服薬指導

（２）医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理

（３）その他医療救護に関し、必要とする事項

（調剤費）

第４条　救護所や避難所等における調剤は保険適用外とし、調剤費は無料とする。

（医薬品・衛生資材の供給等）

第５条　乙の会員薬局等は、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を甲へ供給するものとする。

（医療紛争の措置）

第６条　この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医療紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

（費用弁償等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）薬剤師の派遣に要する経費

（２）乙が調達した医薬品、衛生資材の実費

（３）薬剤師が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費

（４）医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（５）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除き、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

（細目）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間の１か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何ら意思表示がなされないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年３月２８日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町４丁目１番１９号
乙　鴻巣薬剤師会
会長

（43）災害時における物資の供給等に関する協定書

（株式会社マミーマート）

災害時における物資の供給等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐車場を甲に無償開放するものとする。開放期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第３条　甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第４条　本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

（１）食料品
（２）食器類
（３）日用品
（４）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第５条　乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

２　乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（物資の価格・費用負担）

第６条　前条第２項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。

ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成３０年７月９日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目４４番１号
乙　株式会社マミーマート
代表取締役社長

（44）災害時における物資供給に関する協定書

（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年７月２４日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
乙　ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理事長

（45）災害時における応急対策業務に関する協定書

（鴻巣市建設業協会）

災害時における応急対策業務に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と鴻巣市建設業協会（以下「乙」という。）は、鴻巣市内において地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時における鴻巣市地域防災計画に基づく応急対策の一環として、乙の積極的な協力により、応急対策のための活動を迅速に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

２ 乙は、甲から協力要請があったときは、甲に協力する。

（協力の内容）

第３条 乙は、前条第１項の規定による要請を受けたときには、特別の理由がない限り、直ちに必要な資機材、人員等を提供し、甲の指示に従い応急対策業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第４条 前条の応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

（実績報告）

第５条 応急対策業務を実施した会員は、その状況を速やかに甲に報告する。

２ 地震発生後に被災情報を収集した会員は、その状況を速やかに甲に報告する。

（協定の有効期間）

第６条 この協定の有効期間は、平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲乙いずれか一方から申し出がないときは、更に１年間更新するものとし、以降についても同様とする。

（定めのない事項）

第７条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年１０月１７日

鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市郷地 431 番地
乙　鴻巣市建設業協会
会長

（46）災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

（埼玉司法書士会）

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

３　乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

４　乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第３条　相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

（１）　相続に関する相談

（２）　不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（３）　不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（４）　成年後見制度に関する相談

（５）　その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第４条　甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした災害時支援協力要請書（別記様式。以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請を行うことができる。

（態勢整備等）

第５条　乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

２　乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

３　乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第６条　被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

（相談料）

第７条　乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

（情報交換等）

第８条　甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画の作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（連携）

第９条　乙は、被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

（協定の存続期間）

第１０条　この協定の存続期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の１月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に１年間自動延長されるものとする。２年目以降も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年１０月２２日

（甲）鴻巣市中央１番１号
鴻巣市
鴻巣市長

（乙）さいたま市浦和区高砂三丁目１６番５８号
埼玉司法書士会
会長

（47）災害時における物資の供給等に関する協定書

（株式会社 LIXIL ビバ）

災害時における物資の供給等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社 LIXIL ビバ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対し速やかにかつ円滑に物資を供給することにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に物資の供給を要請することができる。

２　乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の営業に支障のない範囲で、第４条に規定する物資の供給を行うものとする。

３　甲は、災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合は、乙に駐車場の開放を要請することができる。

４　乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の所有し、又は管理する駐車場を甲に無償で開放するものとする。この場合における当該開放の期間は、甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第３条　前条第１項及び第３項の要請は、甲が、乙に対し品目、数量、場所、期間その他の協力に関し必要な事項を明示した文書を提出することにより行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときは、口頭等により要請を行うことができる。この場合において、甲は、当該文書の作成が可能となったときは、速やかに当該文書を作成し、乙に提出するものとする。

（物資の種類）

第４条　第２条第２項の規定により甲に供給される物資（以下「物資」という。）は、次に掲げるとおりとする。

⑴　資機材

⑵　日用品

⑶　その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（物資の運搬及び受渡し）

第５条　物資の引き渡し場所は原則乙店舗とし、甲が職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

但し、乙が運搬可能な場合は甲の指定場所に物資を運ぶものとする。

（物資の対価及び運搬の費用）

第６条　第５条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

３　甲は、前項の請求を受けた場合は、当該対価等を遅滞なく支払うものとする。この場合において支払の期日、方法等は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間（この条において「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し解約の意思表示がないときは、さらに１年間更新されるものとし、以後この例による。

（協議事項）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

令和元年５月２１日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県さいたま市浦和区上木崎１丁目１３番１号
乙　株式会社 LIXIL ビバ
代表取締役社長

（48）災害時における物資供給に関する協定書

（アサヒ紙工株式会社）

災害時における物資供給に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）とアサヒ紙工株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鴻巣市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、物資の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

⑴　段ボール製品（段ボールシート、段ボールケース、間仕切り等）

⑵　段ボール製簡易ベッド

⑶　その他乙の取り扱う製品

（要請の手続き）

第４条　第２条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第６条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両とし通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第７条　第５条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

（費用の支払）

第８条　物資の供給に要した費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議事項）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間が満了する１月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がないときは、１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

令和元年７月９日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市箕田４０７０番地
乙　アサヒ紙工株式会社
代表取締役社長

（49）災害時における緊急避難場所に関する協定書

（株式会社ピーアンドディコンサルティング・
株式会社ウニクス・
不動産信託受託者三井住友信託銀行）

災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）、株式会社ピーアンドディコンサルティング（以下「乙」という。）、株式会社ウニクス（以下「丙」という。）及び不動産信託受託者三井住友信託銀行 （以下「丁」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 条（総則）

この協定は、災害時において甲の要請に基づき、丁が所有し乙が賃借する土地並びに乙が所有する建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（定義）

この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）協力　乙又は丙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。

（2）土地　丁が所有し乙が賃借する土地（場所：ウニクス鴻巣敷地）をいう。

（3）建物　乙が所有する建物（施設名：ウニクス鴻巣）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な平面駐車場及び屋上駐車場をいう。

（4）緊急避難場所　土地及び建物のうち甲が乙、丙及び丁に提出する避難場所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

第 3 条（協力要請等）

１．甲は、乙及び『乙と丙の間の 2015 年 4 月 1 日付 「SC 管理運営業務委託契約書（ウニクス鴻巣）」に基づき土地及び建物に係る管理業務を委託している』丙に対し、それぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第 1 号)を予め送付することをもって協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、ＦＡＸその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を交付する。

（1）緊急避難場所の場所、面積、及び、使用する期間

（2）前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

２．乙は、甲の協力要請により緊急避難場所を提供する場合、丁に対し直ちに口頭、電話、ＦＡＸその他の方法をもって連絡し、事後速やかに書面を交付する。

第４条（連絡責任者）

この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙及び丙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙及び丙の連絡責任者は（株式会社ウニクス SC 事業第一本部長）とする。

第５条（緊急避難場所の提供）

１．乙及び丙は、第３条の規定に基づき要請を受けたときは、協力に努めるものとする。

なおウニクス鴻巣施設営業時間外においては施設トイレが利用できないことを甲は予め承諾するものとする。

２．丁は、土地の所有者として、災害時において乙が甲の協力要請により緊急避難場所を甲に提供することに尽力するよう努めるものとする。

第６条（費用の負担）

１．緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用その他緊急避難場所の提供に係る費用（以下「緊急避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

２．土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙又は丙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙、丙及び丁は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

第７条（費用の支払い）

１．前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙又は丙が甲に請求するものとする。

２．甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙又は丙に支払うものとする。

第８条（情報交換）

甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙及び丙と相互の連絡体制及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

第９条（緊急避難場所の管理）

１．緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。

２．乙、丙及び丁は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

第１０条（緊急避難場所の閉設）

１．甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用を再開できるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

２．甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙又は丙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙又は丙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

第１１条（緊急避難場所提供の解除）

緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙、丙又は丁の申出により、緊急避難場所の提供を解除することができる。

第１２条（協定の期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の１月前までに甲乙丙丁いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

第１３条（協議）

この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月２３日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目７番地５
乙　株式会社ピーアンドディコンサルティング
代表取締役

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目７番地５
丙　株式会社ウニクス
代表取締役

不動産信託受託者
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丁　三井住友信託銀行株式会社
東京都港区芝三丁目 33 番１号
支配人

（50）災害時における緊急避難場所に関する協定書

（フジフーズ株式会社）

災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）とフジフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が所有する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協力　乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。

(2) 土地　乙が所有する土地（場所：フジモール吹上）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な平面駐車場をいう。

(3) 建物　乙が所有する建物（施設名：フジモール吹上）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な立体駐車場及び屋上駐車場をいう。

(4) 緊急避難場所　土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

（協力要請等）

第３条　甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第１号)を予め送付することにより協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、ＦＡＸその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を送付する。

(1) 緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間

(2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

（連絡責任者）

第４条　この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者はフジモール吹上オペレーションセンター長とする。

（緊急避難場所の提供）

第５条　乙は、土地及び建物の所有者として、災害時に甲の協力要請により緊急避難場所を提供するよう努めるものとする。

２　乙は災害時において、フジモール吹上の施設警備員常駐時間（通常は７時から２３時まで）内は、地域住民等のトイレの利用を認める。

（費用の負担）

第６条　緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用（以下「緊急避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

２　土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（費用の支払い）

第７条　前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第８条　甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

（緊急避難場所の管理）

第９条　緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。

２　乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

（緊急避難場所の閉設）

第１０条　甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用をできるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

２　甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（緊急避難場所提供の解除）

第１１条　緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を行わないことができる。

（協定の期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年６月２０日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

東京都千代田区神田須田町一丁目 14 番地 1
乙　フジフーズ株式会社
代表取締役

（51）災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

（株式会社しまむら鴻巣店）

災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

令和２年７月２２日

埼玉県鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら鴻巣店は、災害時における施設の利用等に関し、次のとおり覚書を交わす。

（趣旨）

第１条　この覚書は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら鴻巣店が使用する施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（避難者の受け入れ等）

第２条　株式会社しまむら鴻巣店は災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら鴻巣店が使用する施設を緊急避難場所として利用することを受け入れるものとする。

２　利用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	ファッションセンターしまむら鴻巣店
施設住所	鴻巣市氷川町１１番地１
施設利用範囲	駐車場及び屋上駐車場

３　前項の施設利用範囲以外でも、地域の被害状況に応じて、双方協議の上、利用の対象とすることができる。

（緊急避難場所の管理運営）

第３条　緊急避難場所の管理運営は、鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら鴻巣店が相互に協力して行うものとする。

（有効期間）

第４条　この覚書は、取り交わした日から効力を有するものとし、鴻巣市市民生活部危機管理課又は株式会社しまむら鴻巣店から解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

（協議）

第５条　この覚書に定めがない事項については、鴻巣市市民生活部危機管理課及び株式会社しまむら鴻巣店双方が協議して定めるものとする。

（52）災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

（株式会社しまむら吹上店）

災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

令和２年７月２２日

埼玉県鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら吹上店は、災害時における施設の利用等に関し、次のとおり覚書を交わす。

（趣旨）

第１条　この覚書は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら吹上店が使用する施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（避難者の受け入れ等）

第２条　株式会社しまむら吹上店は災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら吹上店が使用する施設を緊急避難場所として利用することを受け入れるものとする。

２　利用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	ファッションセンターしまむら吹上店
施設住所	鴻巣市鎌塚５丁目１番３８号
施設利用範囲	駐車場及び屋上駐車場

３　前項の施設利用範囲以外でも、地域の被害状況に応じて、双方協議の上、利用の対象とすることができる。

（緊急避難場所の管理運営）

第３条　緊急避難場所の管理運営は、鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら吹上店が相互に協力して行うものとする。

（有効期間）

第４条　この覚書は、取り交わした日から効力を有するものとし、鴻巣市市民生活部危機管理課又は株式会社しまむら吹上店から解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

（協議）

第５条　この覚書に定めがない事項については、鴻巣市市民生活部危機管理課及び株式会社しまむら吹上店双方が協議して定めるものとする。

（53）災害時における緊急避難場所に関する協定書

（株式会社平和アルミ製作所）

災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社平和アルミ製作所（以下「乙」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が所有する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）協力　乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。

（2）土地　乙が所有する土地（場所：ヘイワールド）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な平面駐車場をいう。

（3）建物　乙が所有する建物（施設名：ヘイワールド）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な屋上駐車場をいう。

（4）緊急避難場所　土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

（協力要請等）

第３条　甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第１号)を予め送付することをもって協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、ＦＡＸその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を交付する。

（1）緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間

（2）前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

（連絡責任者）

第４条　この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者はヘイワールド施設長とする。

（緊急避難場所の提供）

第５条　乙は、土地の所有者として、災害時において乙が甲の協力要請により緊急避難場所を甲に提供することに尽力するよう努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用（以下「緊急避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

２　土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（費用の支払い）

第７条　前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第８条　甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

（緊急避難場所の管理）

第９条　緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。

２　乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

（緊急避難場所の閉設）

第１０条　甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用を再開できるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

２　甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（緊急避難場所提供の解除）

第１１条　緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を解除することができる。

（協定の期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月１０日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

東京都荒川区町屋三丁目２０番１３号
乙　株式会社平和アルミ製作所
代表取締役

（54）災害時における緊急避難場所に関する協定書

（株式会社ベルク）

災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社ベルク（以下「乙」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が使用する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協力　乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。

(2) 土地　乙が使用する土地（場所：ベルク鴻巣宮前店）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な平面駐車場をいう。

(3) 建物　乙が使用する建物（施設名：ベルク鴻巣宮前店）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な屋上駐車場をいう。

(4) 緊急避難場所　土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

（協力要請等）

第３条　甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第１号)を予め送付することをもって協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、ＦＡＸその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を交付する。

(1) 緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間

(2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

（連絡責任者）

第４条　この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者はベルク鴻巣宮前店長とする。

（緊急避難場所の提供）

第５条　乙は、土地の使用者として、災害時において乙が甲の協力要請により緊急避難場所を甲に提供することに尽力するよう努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用（以下「緊急避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

２　土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（費用の支払い）

第７条　前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第８条　甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

（緊急避難場所の管理）

第９条　緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。

２　乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

（緊急避難場所の閉設）

第１０条　甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用を再開できるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

２　甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（緊急避難場所提供の解除）

第１１条　緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を解除することができる。

（協定の期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月１７日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鶴ヶ島市脚折１６４６番
乙　株式会社ベルク
代表取締役社長

（55）災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

（東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社）

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

鴻巣市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、鴻巣市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

（１）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

（２）乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

（３）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

（１）停電復旧に係る応急措置の実施

（２）電力復旧の支障となる障害物等の除去

（３）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（４）住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第５条　甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月２８日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県熊谷市筑波１丁目113番地
乙　東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社
熊谷支社長

（55-2）災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

（東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社）

災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

鴻巣市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、令和２年８月２８日付で締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的及び原則）

第１条　本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

２　相互協力にあたっては所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況等においては、双方協議のうえ、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

３　本覚書は、鴻巣市災害対策本部が設置された場合に適用する。

（対象区域）

第２条　本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第４４条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

２　その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議のうえ必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第３条　本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

第４条　乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

（１）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）

（２）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）

（３）作業内容

（４）作業希望日時

（５）要請者連絡先
（６）その他必要な事項
２　緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続きを行う。

（道路区域における作業の実施）
第５条　甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。
２　甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。
３　前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。
４　乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡したうえで啓開作業を実施することができる。

（その他区域における作業の実施）
第６条　第２条第２項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議のうえ実施するものとする。

（費用負担）
第７条　前２条に基づき実施された停電復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別紙「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に係る費用負担」による。
２　甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

（実施責任）
第８条　関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。
２　作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（定めのない事項等）
第９条　本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年３月２９日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長　　並　木　　正　年

埼玉県熊谷市筑波一丁目１１３号
乙　東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社長　　足　立　　浩　一

（56）災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

（ルートインジャパン株式会社）

災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所における、妊産婦、乳児、高齢者その他避難所における集団生活が難しく、適切でないと認められる者（以下「宿泊施設利用対象者」という。）の避難場所を確保するため、乙が営む宿泊施設を活用することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、宿泊施設利用対象者の避難場所として、乙が運営する下記のホテル（以下「本件ホテル」という。）の客室を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

記

宿泊施設名　ホテルルートイン鴻巣

所　　在　鴻巣市袋７９１番地１

（宿泊施設利用対象者の範囲）

第２条　宿泊施設利用対象者の範囲は、次のとおりとする。但し、専門的な介護等が必要な者の単身での利用は除くものとする。

（１）妊産婦

（２）乳児

（３）満７５歳以上の高齢者

（４）基礎疾患を持つ者、特定疾患医療受給者等で新型コロナウイルス等により患した場合に重症化が懸念される者

（５）その他甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者

（６）前各号に規定する者の付添人

（客室等確保の要請）

第３条　甲は、災害時において、本件ホテルを宿泊施設利用対象者に利用させる必要が発生した場合、乙に対して、本件ホテルの利用を要請（以下「利用要請」という。）することができる。

２　甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、宿泊人数、客室数、利用期間、付添人の有無その他の必要事項を、ファクシミリ又は電子メールにより連絡することによって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかにファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。

3　利用要請後に宿泊施設利用対象者の宿泊が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡する。

4　利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、甲乙別途協議して定める。

（客室の確保）

第４条　乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、宿泊施設利用対象者の受入れが可能であるか否かを所定の方法により回答するものとする。

2　乙が確保すべき客室は喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。但し、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。

3　甲は、利用要請にかかる客室数が不要となったときは、直ちに、乙にその旨を連絡する。

4　甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況によっては、本条に定める内容を完全には履行できない場合があることを予め承諾する。

（キャンセル料）

第５条　甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、利用要請から６時間を経過した後も、甲から乙に宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、甲は、乙に対し、乙所定の宿泊約款に基づき、キャンセル料を支払うものとする。

（客室の利用期間）

第６条　宿泊施設利用対象者が客室を利用することのできる期間は、第３条第２項に基づき甲が乙に連絡した期間とする。但し、災害の規模、被害の復旧状況等により、宿泊施設利用対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものとする。

2　前項但書の場合にも、乙は、客室の確保に努めるものとする。

（宿泊手続）

第７条　甲は、宿泊施設利用対象者が本件ホテルに宿泊する場合、宿泊者にチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

（利用代金）

第８条　本協定に基づき乙が宿泊施設利用対象者に提供する客室の一室当たりの利用代金（以下「利用代金」という。）は、本件ホテルにおいて各日毎に客室のタイプ毎に設定され、本件ホテルのホームページに掲載されたスタンダードプランの料金と同一とする。但し、電話料金、コピー代その他宿泊施設利用対象者の個人的要望により生じた料金は、当該利用対象者が負担するものとする。

2　電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が一般利用客に対し、利用代金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を

行う日における宿泊施設利用対象者の利用代金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

３　利用代金は、１５時から翌日１０時までの間の利用を１泊として計算するものとする。但し、連続して宿泊（以下「連泊」という。）する場合は、１５時から翌日１５時までを１泊として計算するものとする。

（利用代金の支払い）

第９条　乙は、利用代金を毎月末日締めにて、翌月１０日までに甲に請求書を提出する。

２　甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査のうえ、請求書を受領した日の属する月の翌月末日限り、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

（客室清掃及びリネン類の交換）

第１０条　甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次の要領で行われるものであることを承諾するとともに、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

（１）本協定の趣旨が災害時における宿泊施設の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊施設利用対象者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各客室を使用中の宿泊施設利用対象者（以下「客室使用者」という。）がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。但し、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ、当該客室使用者に対し、清掃等の時間を通知して行うものとする。

（２）前号の規定にかかわらず、客室使用者が交代する場合には、乙は、交代後の客室使用者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。

（３）交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況及び燃料の流通状況等により提供することができない場合があること並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを承諾するものとする。

（朝食の提供）

第１１条　乙は、客室使用者に対し、１日１名につき朝食１食を無料で提供する。但し、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供することができない場合があること並びに朝食のメニューの数及び１名当たりに提供することができる食事の量を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

（入浴の制限）

第１２条　乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、客室使用者の大浴場及び客室内のユニットバスの利用を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

（サービスの低下と宿泊代金）

第１３条　甲は、第１０条、第１１条但書及び前条に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、利用代金の減額を求めることはできないものとする。

（救護措置）

第１４条　客室使用者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちになし得る必要な救護措置を行い、救急車の手配とともに甲にその旨を連絡する。

２　甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該客室使用者の宿泊を継続するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡する。

（客室使用者に対する甲の援助措置）

第１５条　甲は、客室使用者に対し、昼食、夕食その他の飲食物を提供（以下「飲食物の提供」という。）することができる。

２　前項に基づき、甲が飲食物の提供を行うときは、食器類の準備、配膳、片付けは甲の職員が行うものとする。

３　飲食物の提供に関する具体的な手順、方法は、甲乙別途協議して定める。

（遵守事項）

第１６条　甲は、宿泊施設利用対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守させるよう努めるものとする。

（確認事項）

第１７条　甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による客室の優先確保に努めるものであるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から宿泊施設の提供を求められた場合、乙においてこれらの要請を優先する場合があることを、予め了承するものとする。

（損害賠償請求）

第１８条　本協定に基づき本件ホテルに宿泊した宿泊施設利用対象者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該宿泊施設利用対象者に対して行うものとする。

（有効期間）

第１９条　本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和３年３月３１日までとする。但し、期間満了の３ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思

表示のないときは、本協定は１年間同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

（中途解約）

第２０条　甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、１ヶ月前までに書面で予告して、本協定を中途解約することができる。

（反社会的勢力の排除）

第２１条　乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間において取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これらの反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。

２　甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

（本協定に定めのない事項）

第２２条　本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書弐通を作成し、甲乙記名押印のうえ各壱通を保有する。

令和２年９月１６日

（甲）埼玉県鴻巣市中央１番１号
鴻巣市長

（乙）東京都品川区大井一丁目３５番３号
ルートインジャパン株式会社
代表取締役

（57）災害時における避難場所に関する協定書

（株式会社エルミ鴻巣・
エルミこうのすアネックス区分所有者団体）

災害時における避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社エルミ鴻巣（以下「乙」という。）と、甲及び乙が構成するエルミこうのすアネックス区分所有者団体（以下「丙」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害時において甲の要請に基づき、丙が管理する建物を、乙の了解のもと地域住民等の避難場所として丙が甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　協　　力　丙による甲への避難場所として建物の提供をいう。

(2)　建　　物　丙が管理し甲及び乙が所有するエルミこうのすアネックスをいう。

(3)　避難場所　建物のうち甲が丙に提出する避難場所利用要請書（様式第１号）にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

（協力要請等）

第３条　甲は、丙へ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書を予め送付することにより協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、ＦＡＸその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を送付する。

(1)　避難場所の場所、面積及び使用する期間

(2)　前項に掲げるもののほか、協力に必要な事項

（連絡責任者）

第４条　この協定に基づく協力要請等を行うため、甲及び丙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、丙の連絡責任者は丙が指定する建物の設備管理責任者とする。

（避難場所の提供）

第５条　丙は建物の管理者として、災害時に甲の協力要請により避難場所を提供するよう努めるものとする。また、災害時、甲又は乙が自己の専有部分を避難場所として提供することを了解する。

２　丙は災害時において、エルミこうのすアネックス内の丙の指定するトイレについては、地域住民等の利用を認める。

（費用の負担）

第６条　避難場所の管理運営にかかる費用、避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他避難場所の提供に係る費用（以下、「避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

２　土地の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖等、丙の責めに帰さない事情により協力できないときは、丙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

３　甲は丙の管理する建物の用途に鑑み、災害時の避難により、乙の転貸人等の営業等に受忍限度を超える影響が生じた場合、甲乙丙協議の上対応するものとする。

（費用の支払い）

第７条　前条に基づく避難場所提供費用は、丙が請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに丙に支払うものとする。

（情報交換）

第８条　甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から丙と相互の連絡体制及び避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

（避難場所の管理）

第９条　避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。災害時の管理上の問題が生じたときは、甲乙丙協議の上対処するものとする。

２　乙及び丙は、避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

（避難場所の閉設）

第１０条　甲は、丙が早期に建物の通常使用ができるよう最大限配慮するとともに、避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。丙が提供する避難場所は、原則、災害時の一時避難に使用し、長期にわたる避難場所としては使用しない。

２　甲は、避難場所を閉設する際は、丙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、避難場所を現状に復し、丙の確認を受けた後、丙に引き渡すものとする。

（避難場所提供の解除）

第１１条　避難場所が機能しない状態に至った場合は、丙は避難場所の提供を解除することができる。

（協定の期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の１月前までに甲乙丙いずれからも、協定内容の変更又は解

除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙、丙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年１１月１日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町１丁目１番３号
乙　株式会社エルミ鴻巣
代表取締役

埼玉県鴻巣市本町１丁目２番１号
丙　エルミこうのすアネックス区分所有者団体
管理者

（58）災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

（有限会社羽生モータースクール行田ドローンスクール）

災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と有限会社羽生モータースクール行田ドローンスクール（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鴻巣市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う協力活動の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

（１）乙が所有する無人航空機による被災状況の調査

（２）乙が所有する無人航空機により撮影した情報の甲への提供

（３）　前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

（協力要請の手続）

第３条　甲の乙に対する要請は、協力要請書（別紙様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　前項の規定により甲から要請を受けた乙は、速やかな協力活動等を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動等が実施できない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者はスクール責任者とする。

（費用の負担）

第５条　甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議の上、適正な価格に基づき決定し、甲が負担するものとする。

（訓練の参加）

第６条　乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（著作権の譲渡）

第７条　災害時における乙の協力活動により作成した成果品の所有権は、甲に帰属する。

２　乙は、甲に対し前項の成果品に関する著作者人格権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１７条第１項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

３　成果品に関する著作権（著作権法第１７条第１項に規定する著作権をいう。）は、報告の際に乙から甲に移転するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

（安全確保）

第９条　乙は、協力活動の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに十分に安全確認を行うものとする。なお、無人航空機の操縦は、国土交通省航空局が示す「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載された講習団体等の講習修了者又は同等の技能を有する者が行うものとする。

２　乙は、安全に協力活動を実施できないと判断したときは、協力活動を休止するものとする。

３　甲は、乙が安全に協力活動を実施できるよう、十分配慮するものとする。

（協定の期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年１１月１２日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県羽生市大字砂山８０番地
乙　有限会社羽生モータースクール
行田ドローンスクール
代表取締役

（59）災害時における物資の供給等に関する協定書

（株式会社カスミ）

災害時における物資の供給等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社カスミ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対し速やかにかつ円滑に物資を供給すること又は駐車場を開放することにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に物資の供給を要請するものとする。

２　乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の営業に支障のない範囲で、第４条に規定する物資の供給を行うものとする。

３　甲は、発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、乙に駐車場の開放を要請することができる。この場合において、被災者の対応は、甲が行うものとする。

４　乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の所有し、又は管理する駐車場を可能な範囲で甲に無償で開放するものとする。ただし、当該開放の期間や範囲等は、事前に甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第３条　前条第１項及び第３項の規定による要請は、甲が、乙に対し品目、数量、場所、期間その他の協力に関し必要な事項を記載した文書を提出することにより行うものとする。

２　前項の規定に関わらず、文書による要請が困難なときは、甲は、口頭等により要請を行うことができる。この場合において、甲は、当該文書の作成が可能となったときは、速やかに当該文書を作成し、乙に提出するものとする。

（物資の種類）

第４条　第２条第２項の規定により甲に供給される物資（以下「物資」という。）は、次のとおりとする。

⑴　食料品

⑵　食器類

⑶　日用品

⑷　その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（物資の受渡し及び運搬）

第５条　物資の引き渡し場所は乙の店舗とし、甲が職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。ただし、乙が運搬可能な場合は、甲の指定する場所に物資を運搬するものとする。

（物資の対価及び運搬の費用）

第６条　前条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

３　甲は、前項の請求を受けた場合は、当該対価等を遅滞なく支払うものとする。この場合において支払の期日、方法等は、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第７条　この協定に基づく協力要請等を行うため、甲と乙はそれぞれに連絡責任者を置く。

２　甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者は総務課長とする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間（この条において「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し解約の意思表示がないときは、さらに１年間更新されるものとし、以後この例による。

（協議事項）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

令和３年２月１２日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

茨城県つくば市西大橋５９９番地１
乙　株式会社
代表取締役社長

（60）災害時における非常用簡易トイレの廃棄物に関する処理業務協定書

（北本地区衛生組合）

災害時における非常用簡易トイレの廃棄物に関する処理業務協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）、北本地区衛生組合（以下「乙」という。）及び埼玉中部環境保全組合（以下「丙」という。）は、鴻巣市地域防災計画に規定する災害及びこれに類する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、非常用簡易トイレ、災害備蓄トイレその他これらに類するもの（以下「非常用簡易トイレ」という。）から排出されるもの（以下「廃棄物」という。）に関する処理業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合における非常用簡易トイレから排出される廃棄物の円滑な処理を遂行するため、甲、乙及び丙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、市内において災害が発生した場合は、乙又は丙に対し、協定業務の実施について協力を要請するものとする。

（協力の要請の手続）

第３条　甲は、前条の規定により乙又は丙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる協力の要請事項を定めた書面により乙又は丙に通知するものとする。

⑴　災害状況

⑵　廃棄物の収集・運搬の場所

⑶　廃棄物の量

⑷　前３号に掲げるもののほか、乙又は丙が必要と認める事項

２　前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合は口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を定めた書面を乙又は丙に送付しなければならない。

３　第１項の場合において、甲は、乙又は丙の円滑な協力が得られるよう、乙又は丙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第４条　乙又は丙は、甲から前条第１項又は第２項の規定による要請があったときは、乙及び丙相互で同条第１項各号に規定する事項等を考慮した上で、直ちに協議を行い、必要な処理体制を構築し、災害状況等に応じた協定業務を実施するものとする。

２　前項に規定する処理業務を行うときには、乙又は丙は甲に対し、搬入に係る必要な指示又は要請をすることができる。

（費用の負担）

第５条　甲の協力の要請により乙又は丙が、協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（相互の連絡）

第６条　甲、乙及び丙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署等を定め、体制整備を行うものとする。

（有効期限）

第７条　本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書３通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上各自１通を保有する。

令和３年２月２６日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市長

埼玉県北本市朝日１丁目２００番地
乙　北本地区衛生組合
管理者

埼玉県比企郡吉見町大字大串２８０８番地
丙　埼玉中部環境保全組合
管理者

（61）災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

（鴻巣市社会福祉協議会）

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と鴻巣市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における鴻巣市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、センターの設置及びそれに伴う災害ボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第２条　甲及び乙は、災害発生時に、被害状況等を含め災害ボランティア活動に必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置等）

第３条　甲及び乙は、センターを設置する必要があると認めたときは、甲、乙協議の上、甲が設置し、乙に運営を委託するものとする。

（センターの設置場所）

第４条　センターの事務所は、鴻巣市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）に設置するものとする。ただし、被災等で福祉センターが使用できない場合は、甲はこれに代わる場所を速やかに確保し、乙に提供するものとする。

２　甲は、著しい被害を受けた地域又は地理的な課題等によりセンターの分室が必要であると認めたときは、乙と協議のうえ、分室を設置するものとする。

（センターの運営）

第５条　センターは、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。また、埼玉県社会福祉協議会と連携して、必要に応じて、県内及び県外の市町村社会福祉協議会に応援要請を行い、外部からのボランティアを受け入れるものとする。

２　甲及び乙は、速やかな連携体制を構築するため、連絡調整担当を配置する。

（協力の要請）

第６条　乙は、センターの円滑な運営が困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第７条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談及び問い合わせへの対応

⑵　災害ボランティア活動の情報発信

⑶　災害ボランティアニーズの把握

⑷　災害ボランティアの募集及び受付
⑸　ボランティア活動保険の加入手続
⑹　災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出、保管及び管理
⑺　関係機関・団体との間の連絡・調達・調整・仲介等
⑻　鴻巣市災害対策本部等との以下の情報の共有
ア　被災状況・避難情報
イ　インフラ等の復旧計画・復旧情報
ウ　ボランティアによる支援活動の状況
エ　特に支援を必要とする者の情報
オ　その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
⑼　その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第８条　甲及び乙は、災害ボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第９条　センターの運営に係る費用について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

２　乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払）

第10条　乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第11条　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲、乙協議の上、甲が決定するものとする。

（損害補償）

第12条　災害ボランティア活動に関し、災害ボランティアが被った損害に対する補償は、当該災害ボランティアの負担でボランティア活動保険に加入し、その範囲内の補償により対応するものとする。

（報告）

第13条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平時における体制整備）

第14条　乙は、平時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

２　甲及び乙は、平時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年３月１１日

甲　　鴻巣市中央１番１号
鴻巣市
鴻巣市長

乙　　鴻巣市箕田４２１１番地１
鴻巣市社会福祉協議会
会長

（62）災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

（株式会社バカン）

災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、甲の災害に備え、甲が鴻巣市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第２条　前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

(1)　甲は、避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。

(2)　乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第３条　前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（２次利用）

第４条　乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月 31 日とする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の２か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に１年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第６条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年４月９日

甲　埼玉県鴻巣市中央１番１号
鴻巣市
鴻巣市長

乙　東京都千代田区永田町二丁目 17 番地３
住友不動産永田町ビル２階
株式会社バカン
代表取締役

（63）災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

（株式会社フラワーコミュニティ放送）

災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社フラワーコミュニティ放送（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鴻巣市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う協力活動の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

（１）乙が所有する無人航空機による被災状況の調査

（２）乙が所有する無人航空機により撮影した情報の甲への提供

（３）前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

（協力要請の手続き）

第３条　甲の乙に対する要請は、協力要請書（別紙様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　前項の規定により甲から要請を受けた乙は、速やかな協力活動等を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動等が実施できない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市危機管理課長とし、乙の連絡責任者は取締役放送局長とする。

（費用の負担）

第５条　甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議の上、適正な価格に基づき決定し、甲が負担するものとする。

（訓練の参加）

第６条　乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（著作権の譲渡）

第７条　災害時における乙の協力活動により作成した成果品の所有権は、甲に帰属する。

２　乙は、甲に対し前項の成果品に関する著作者人格権（著作権法（昭和４５年法

律第４８号）第１７条第１項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

３　成果品に関する著作権（著作権法第１７条第１項に規定する著作権をいう。）は、報告の際に乙から甲に移転するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

（安全確保）

第９条　乙は、協力活動の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに十分に安全確認を行うものとする。なお、無人航空機の操縦は、国土交通省航空局が示す「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載された講習団体等の講習修了者又は同等の技能を有する者が行うものとする。

２　乙は、安全に協力活動を実施できないと判断したときは、協力活動を休止するものとする。

３　甲は、乙が安全に協力活動を実施できるよう、十分配慮するものとする。

（協定の期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年６月２２日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市東１丁目１番２５号
乙　株式会社フラワーコミュニティ放送
代表取締役

（64）災害時における緊急避難場所に関する協定書

（株式会社新富士空調）

災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社新富士空調（以下「乙」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害等（感染症及び疫病等は除く。）の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が所有する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）協力　　乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。

（2）土地　　乙が所有する土地（場所：第二事務所及び駐車場）をいう。

（3）建物　　乙が所有する建物（施設名：第二事務所及び井戸）をいう。

（4）緊急避難場所　土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

（協力要請等）

第３条　甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第１号)を予め送付することにより協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、ＦＡＸその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を送付する。

（1）緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間

（2）前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

（避難所配備職員の派遣）

第４条　甲は施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所配備職員を派遣するものとする。

（避難所等の開設）

第５条　避難所等の開設は、乙の社員の協力を得て、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。ただし、甲の避難所配備職員が派遣されるまでの対応は、乙の社員が行うものとする。

２　乙が避難所等の開設が必要であり、かつ可能であると判断した場合には、甲からの要請を待たずに、乙の施設を避難所等の利用に供することができるものとす

る。この場合は、乙はその旨を速やかに甲へ報告し避難所配備職員の派遣を要請することができるものとする。

（連絡責任者）

第６条　この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市危機管理課長とし、乙の連絡責任者は総務部長とする。

（緊急避難場所の提供）

第７条　乙は、災害時に甲の協力要請により緊急避難場所を提供するよう努めるものとする。

（費用の負担）

第８条　緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用（以下「緊急避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

２　土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（費用の支払い）

第９条　前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第１０条　甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

（緊急避難場所の管理）

第１１条　乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

（緊急避難場所の閉設）

第１２条　甲は、乙が早期に土地及び建物の通常の使用ができるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

２　甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（緊急避難場所提供の解除）

第１３条　緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を解除することができる。

（協定の期間）

第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

令和３年６月２２日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市松原１丁目１－１２
乙　株式会社　新富士空調
代表取締役会長
経営責任者

（65）災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

（佐川急便株式会社）

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社（以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条　本協定は、鴻巣市に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）**「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。**

（２）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる鴻巣市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、鴻巣市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第４条　甲は、第３条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（１）　避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（２） 配送時における被災者の物資ニーズの収集
（３） 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
（４） 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

２ 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第５条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第６条 乙は、第４条第１項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

２ 乙は、第４条第２項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

３ 甲及び乙は、第４条及び第６条前２項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第７条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２ 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

３ 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第８条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第９条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第１０条　本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第１２条　甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第１４条　本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和６年３月２９日

甲　　埼玉県鴻巣市中央１番１号
鴻巣市
鴻巣市長

乙　　埼玉県白岡市篠津９１４－３
佐川急便株式会社　北関東支店
支店長

（66）災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

（株式会社アクティオ）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鴻巣市内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第２条　甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し、乙の保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等により要請することができるものとし、甲は、要請後速やかに文書を乙に交付するものとする。

（提供等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を可能な限り、甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第４条　保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員または代理人を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

２　甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（サポート制度）

第５条　レンタル期間中の物件が破損、盗難等の偶然の事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は任意で「レンタル物件サポート特約制度」に加入することができ、別途定めるサポート料を乙に支払う。これにより、甲が支払う一定額の１事故負担金をもって乙は請求権を放棄する。

２　前項の場合において、地震、津波、噴火等の自然災害及び甲の故意又は重大な過失、その他の「レンタル物件サポート特約制度」の対象外に定める事由に起因する損害の場合は、この限りではない。

（費用の負担）

第６条　甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（相互の連絡）

第７条　甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署等を定め、体制整備を行うものとする。

（情報交換）

第８条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年３月２９日

甲　　埼玉県鴻巣市中央１番１号
鴻巣市
鴻巣市長

乙　　東京都中央区日本橋三丁目１２番２号
株式会社アクティオ
代表取締役

（67）災害時における物資調達に関する協定書

（スギホールディングス株式会社）

災害時における物資調達に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鴻巣市において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

（１）　別表に掲げる物資

（２）　その他甲が指定する物資

（発注）

第４条　甲の乙に対する発注は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

２　乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その場所への運搬は、乙または乙の指定するものが行うものとする。

また、甲は乙が運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（物資の価格）

第７条　乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害発生時直前における価格を参考に、甲乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第８条　乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

（連絡責任者の選任及び報告）

第９条　この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を選任するものとする。

２　甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年とする。ただし、この協定の有効期間満了日１か月前までに、甲乙いずれからも協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（事業所運営）

第１１条　この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保管するものとする。

令和６年７月１２日

甲　埼玉県鴻巣市中央１番１号
　　鴻巣市
　　鴻巣市長

乙　愛知県大府市横根町新江６２番地１
　　スギホールディングス株式会社
　　代表取締役社長

別表（第３条関係）

種　　類	物　　資　　名
食料	米、真空米飯、パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、容器入飲料水、離乳食、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、のり、牛乳　等
調剤薬を除く医薬品・医療用品	内服薬、外用薬、外用消炎鎮痛剤、目薬、鼻薬、座薬、公衆衛生用剤（医薬品殺虫剤、虫よけスプレー、哺乳瓶消毒剤、防疫用消毒剤）、救急絆創膏　等
衣料	靴下、おむつカバー、さらし、タオル　等
日用品	カセットガスボンベ、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、乾電池、ローソク、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、おしりふき、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石鹸、使い捨てカイロ、ガムテープ、紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ、生理用品　等
（特約事項）	

（１）　物資は概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

（２）　品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

（68）災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

（ユアサマクロス株式会社）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）とユアサマクロス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鴻巣市内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第２条　甲は、災害時において緊急の必要があるときは、乙にレンタル機材（以下「機材」という。）の提供を要請することができる。

２　前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 機材の提供に関すること

(2) 機材の運搬、設置及び撤去に関すること

(3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

３　前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するとき時は、口頭、電話等により要請することができるものとし、甲は、要請後速やかに文書を乙に交付するものとする。

（提供等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、機材を可能な限り、甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第４条　機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員または代理人を派遣し、当該機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

２　甲は、乙が機材を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（損害の負担）

第６条　甲が乙から提供を受けた機材が撤去されるまでの間に、甲の責に帰すべき事由により、通常の使用で発生する程度を超える破損又は滅失があった場合は、修理及び補償並びに当該破損又は滅失により生じた損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

（相互の連絡）

第７条　甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署等を定め、体制整備を行うものとする。

（情報交換）

第８条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年１２月１９日

甲　埼玉県鴻巣市中央１番１号
鴻 巣 市
鴻 巣 市 長

乙　埼玉県鴻巣市鎌塚１０４７番地
ユアサマクロス株式会社
代表取締役社長

（69）大間地区水防拠点整備事業等、鴻巣市公共下水道整備事業及び大間近隣公園整備事業完成後の管理に関する管理協定書

（国土交通省関東地方整備局）

大間地区水防拠点整備事業等、鴻巣市公共下水道整備事業及び大間近隣公園整備事業完成後の管理に関する管理協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と下水道管理者 鴻巣市長（以下「乙」という。）と公園管理者 鴻巣市長（以下「丙」という。）とは、相互に関連する大間地区高規格堤防整備事業、大間地区水防拠点整備事業等、鴻巣市公共下水道整備事業及び大間近隣公園整備事業完成後の管理及び維持について、平成 19 年 5 月 2 日付けで締結し、平成 19 年 7 月 25 日付け、平成 21 年 5 月 1 日付け及び平成 25 年 2 月 1 日付けで一部変更した「大間地区高規格堤防整備事業、鴻巣市公共下水道整備事業及び大間近隣公園整備事業に関する基本協定」第 11 条及び平成 25 年 2 月 1 日付けで締結した「大間地区水防拠点整備事業等、鴻巣市公共下水道整備事業及び大間近隣公園整備事業に関する基本協定」第 10 条に基づき、次のとおり管理協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、河川管理施設として洪水時の安全を確保し、水防拠点が洪水時等に緊急復旧活動の拠点となり、公共下水道及び大間近隣公園とともに良好な水辺空間として永続的に供することができるよう、その管理方法に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第 2 条 この協定の範囲は、別図-1 及び別図-2 の示すとおりとする。

（財産区分及び施設区分）

第 3 条 前条における財産区分は、別図-3 及び別図-4 の示すとおりとする。

（管理及び維持に関する費用）

第 4 条 管理及び維持は、前条の規定によりそれぞれ甲、乙及び丙が行うこととし、要する費用は、それぞれが負担するものとする。

（水防拠点の使用）

第 5 条 出水時（水防法第 17 条により水防団及び消防機関が出動したとき）及び地震発生時については、水防活動及び緊急復旧活動の拠点として、使用できるものとする。

2 水防活動及び緊急復旧活動により既存施設の復旧が必要となった場合は、使用者において原形復旧を行う。

（その他）

第 6 条 乙及び丙は別図-1 に示す範囲において、工作物の設置を行う場合には、事前に甲と協議するものとする。

2 乙及び丙は、第 4 条の規定により甲が行う管理及び維持のために必要となる乙

及び丙所有地への立ち入りについては、協力するものとする。

3 乙及び丙は、土地所有権を第三者に移転しようとするときは、この協定に基づく地位を当該第三者に承継させるものとし、当該承継に際しては甲に対し通知するものとする。

4 この協定に疑義が生じた事項、又はこの協定に定めのない事項について取り決めを必要とする場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第 7 条 この協定書の有効期限は、定めないものとする。

附則

この協定は、協定締結の日から施行する。

この協定締結の証として、本書を 3 通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ 1 通を保有する。

令和 7 年 3 月 18 日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
（河川管理者）
国土交通省関東地方整備局長

乙 埼玉県鴻巣市中央 1 番 1 号
（下水道管理者）
鴻巣市　鴻巣市長

丙 埼玉県鴻巣市中央 1 番 1 号
（公園管理者）
鴻巣市　鴻巣市長

（70）災害時等における緊急給水に関する基本協定書

（埼玉県行田市）

災害時における緊急給水に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と行田市（以下「乙」という。）は、緊急給水について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等の緊急時における上水道の安定給水を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「緊急給水」とは、それぞれの給水区域内で地震その他の災害や渇水等、安定給水が妨げられた場合に、相互応援により給水が確保されることをいう。

（緊急給水の要請）

第３条　災害時等の緊急時において給水の応援を受けようとする場合は、次の事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

⑴　被害の状況

⑵　応援の場所、予定給水量及び期間（応援予定給水量の決定については時間最大を基準とする。）

⑶　その他必要な事項

（緊急給水の場所及び管理区分）

第４条　甲及び乙は、行政界付近において接続可能な場所に配水連絡管（以下「連絡管」という。）等を設けるものとする。

２　連絡管等の設置場所については、別途協議の上決定する。

３　連絡管等の管理区分は、甲及び乙の行政界とする。

４　前項における施設利用を行うための仕切弁の開閉については、甲乙立会いのもとに行う。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

（工事施工）

第５条　連絡管等の整備に要する費用は、甲乙協議の上、それぞれが負担するものとする。

（保守点検）

第６条　第４条の施設の保守点検を、甲乙協議し適宜行うこととする。

２　前項における点検の際は、甲乙立会いの上、実施するものとする。

３　連絡管等の維持管理に要する費用は、甲乙それぞれが２分の１の負担とする。

（緊急給水にかかる費用負担）

第７条　緊急給水の供給者は、受給者にその費用を請求することができる。

２　給水費用を計算するための水量及び１立方メートルの単価は、甲及び乙が協議し定めることとする。

（協議）

第８条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ１通を保有する。

令和７年７月２８日

甲　　埼玉県鴻巣市中央１番１号
鴻巣市水道事業

鴻巣市長

乙　　埼玉県行田市前谷１番地１
行田市水道事業

行田市長

(71) 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書

（社会福祉法人元気村）

災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と社会福祉法人元気村（以下「乙」という。）は、鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における福祉避難所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が所有する施設を福祉避難所として甲に提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、指定避難所での避難生活が困難であると認められる高齢者・障がい者等をいう。

２　この協定において「福祉避難所」とは、要配慮者のうち、医療機関等に入所または入院するに至らない程度の者を一時的に受け入れる施設をいう。

（対象施設）

第３条　乙が所有する施設のうち、福祉避難所として利用することができる施設（以下「対象施設」という。）は別表に掲げる施設とする。

（対象者）

第４条　甲は、要配慮者及びその家族または介護者（以下「支援者等」という。）に対象施設を利用させるものとする。

（協力要請）

第５条　甲は、災害時において福祉避難所の開設が必要であると判断したときは、乙へ福祉避難所開設要請書(様式第１号)を予め送付することにより協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、電話、ＦＡＸその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を送付する。

（福祉避難所の開設）

第６条　乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び被害状況に応じて、対象施設を福祉避難所として開設するものとする。

（福祉避難所の運営）

第７条　乙は、対象施設の職員により、避難者の生活に必要な援助を行うものとする。

２　甲は、食料、生活用品、介護用品、衛生用品等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（開設期間）

第８条　第５条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、延長の必要がある場合は甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

（要配慮者の移送）

第９条　福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として要配慮者の支援者等が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難な場合は、甲乙協議の上、要配慮者の移送を行うものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第１０条　甲は、福祉避難所を開設することにより、乙が対象施設で行う事業活動に支障が生じないよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

２　甲は、福祉避難所を閉鎖する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡する。

（費用の負担）

第１１条　第５条の要請に基づく福祉避難所の開設及び管理運営に係る費用、通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧に係る費用等が発生した場合については、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。ただし、対象施設の使用料は、無償とする。

２　甲は、福祉避難所を開設したことによる乙の営業上の逸失利益については、補償しない。

（連絡責任者）

第１２条　この協定に基づく協力要請等を行うため、甲乙それぞれに連絡責任者をあらかじめ指定し、通知するものとする。

（情報交換）

第１３条　この協定を誠実に履行するため、平常時から甲乙相互の連絡体制及び福祉避難所の提供等についての情報交換を行うものとする。

（守秘義務）

第１４条　乙は、この協定の履行に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。この協定の解除後においても同様とする。

（協定の期間）

第１５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれからも協定内容の変更又は解除の申出がないときは、引き続き１年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１６条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和８年３月２４日

埼玉県鴻巣市中央１番１号
甲　鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市東１丁目１番２５号
乙　社会福祉法人　元気村
理事長

（別表）

対象施設一覧

施設名	所在地	施設の種類	延床面積
翔裕園	鴻巣市上谷 687 番地 1	特別養護老人ホーム	4,452.94 ㎡
こうのすタンポポ翔裕園	鴻巣市郷地 1746 番地 1	特別養護老人ホーム	7,145.23 ㎡
馬室たんぽぽ翔裕園	鴻巣市原馬室 3335 番地	特別養護老人ホーム	4,523.42 ㎡
北こうのす翔裕園	鴻巣市箕田 3523 番地	特別養護老人ホーム	4,603.64 ㎡
ふきあげ翔裕園	鴻巣市北新宿 891 番地	住宅型有料老人ホーム	698.28 ㎡

４　自衛隊派遣要請（総 2-3、水 1-5、震 1-5）

（１）派遣依頼

●自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行う。

●市長が知事に対して依頼するときは、以下の文書をもって行う。

●提出　県（統括班）

●文書様式（市長→知事）

第　　号
年　　月　　日

埼玉県知事　　様

鴻巣市長

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第６８条の２第１項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第８３条第１項の要請をするよう依頼します。

記

１災害の情況及び派遣を要請する事由
(1) 災害の情況

(2) 派遣を要請する事由

２派遣を希望する期間
令和〇〇年〇月〇日（〇）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

３派遣を希望する区域及び活動内容

（２）自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

第　　号
年　　月　　日

埼玉県知事　　様

鴻巣市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収ついて（依頼）

　　年　　月　　日付け第　　号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収を求めます。

記

撤収要請日時
　　年　　月　　日（　）　　時　　分

５　防災活動拠点（総 2-4）

（１）市の活動拠点

災害対策本部は市役所新館に設置するが、被害の状況により、市役所新館が使用不能の場合は、危機管理監が設置可能な公共施設から代替施設を検討する。また、地域活動拠点を吹上支所及び川里支所とする。

活動拠点	施　設　名	所　在　地	ＴＥＬ ＦＡＸ
災害対策本部	市役所新館	中央１－１	048-541-1321 048-542-9818
地域活動拠点	吹上支所	吹上富士見１丁目 1-1	048-548-1211 048-549-1082
	川里支所	広田 3141-1	048-569-1111 048-569-1184

（２）応援部隊の活動拠点

自衛隊、緊急消防援助隊等の応援部隊等の活動拠点及びヘリコプターの離着陸場として使用する。災害時の状況に応じその他収容施設等として使用する。

番号	施　設　名	所　在　地	電話番号	備考
1	埼玉県消防学校	袋 30	048-548-5411	緊急消防援助隊 場外離発着場
2	陸上競技場	鴻巣 634-2	048-541-7700	自衛隊 物資集積拠点 場外離発着場
3	総合体育館	鴻巣 864-1	048-543-0101	広域応援部隊 物資集積拠点
4	上谷総合公園	上谷 707		広域応援部隊 場外離発着場
5	荒川パノラマ公園	大芦 1366		広域応援部隊 場外離発着場 （洪水時以外）
6	川里中央公園（野球場）	屈巣 6002-1		広域応援部隊
7	川里中央公園 （多目的グランド）	関新田 1780-1		広域応援部隊 場外離発着場
8	大間近隣公園	大間 1357-1		緊急復旧活動部隊

※ 場外離発着場：（航空法第 79 条、航空法施行規則第 172 条の２）国土交通大臣の許可を受けた場所で、災害時はもちろん、各種訓練及び災害時以外の業務においても着陸が可能な場所

●防災活動拠点位置図

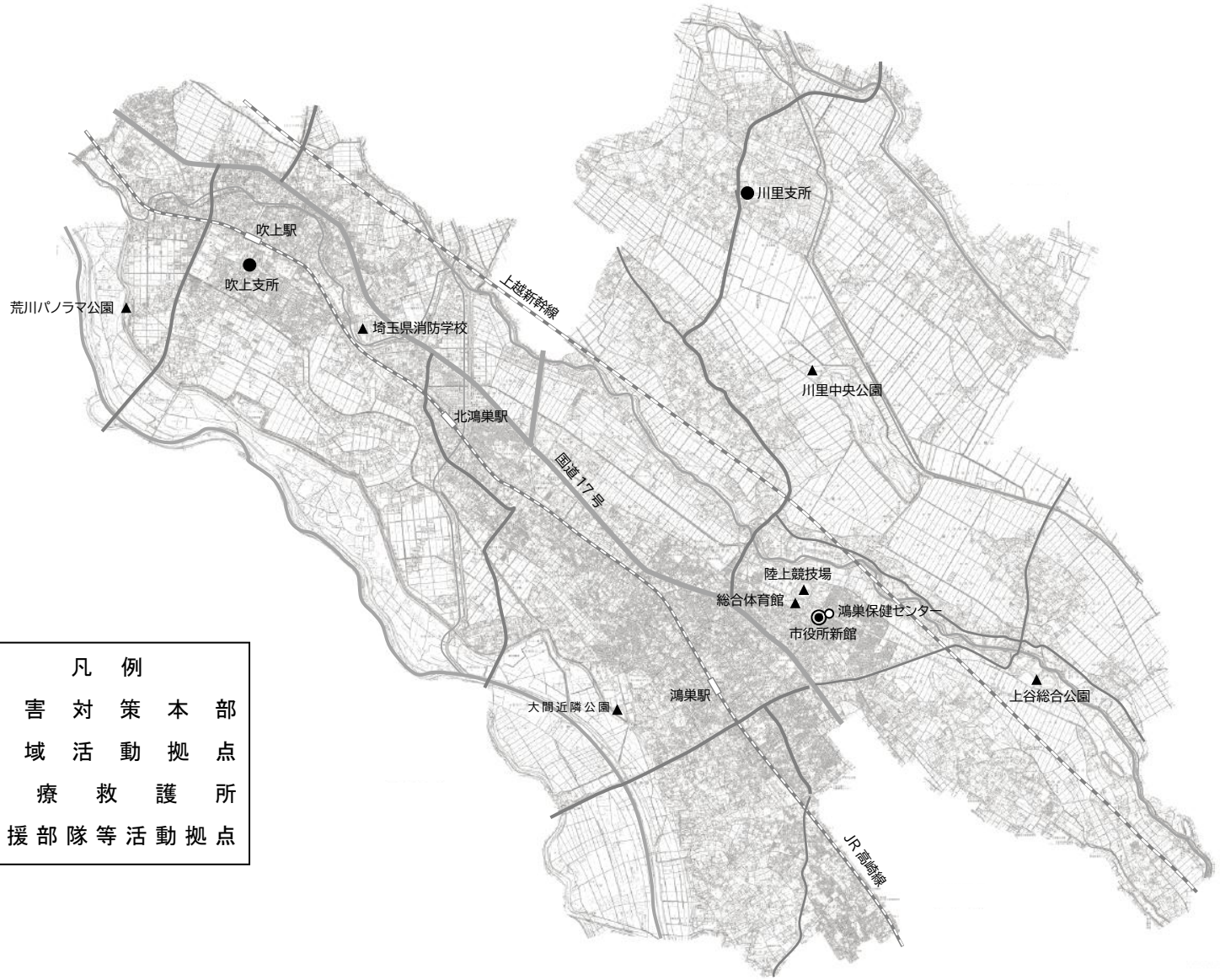
吹上駅
吹上支所
荒川パノラマ公園
埼玉県消防学校
上越新幹線
川里支所
川里中央公園
北鴻巣駅
国道17号
陸上競技場
総合体育館
鴻巣保健センター
市役所新館
上谷総合公園
鴻巣駅
大間近隣公園
JR高崎線
凡例
災害対策本部
地域活動拠点
医療救護所
応援部隊等活動拠点

６　緊急輸送体制（総 2-4、水 4-3、震 3-9）

（１） 緊急輸送道路

◆県指定緊急輸送道路

種別	路　線　名	道路種別	管理者 -路線番号	区　間
①	国道 17 号	国管理国道	国交省-17	戸田市川岸（都境） ～鴻巣市箕田
①	国道 17 号熊谷バイパス	国管理国道	国交省-17	鴻巣市箕田 ～熊谷市代
1	国道 17 号	国管理国道	国交省-17	鴻巣市箕田～熊谷市本石（407 号との交差点）
1	東松山鴻巣線	主要地方道	埼玉県-27	東松山新宿町（407 号との交差点） ～鴻巣市天神（17 号との交差点）
2	市道 A-1008 号線	市町村道	鴻巣市- A-1008	鴻巣市東 4-12-1 ～鴻巣市鴻巣字中三谷 634-2
2	鴻巣羽生線	主要地方道	埼玉県-32	川里支所前 ～鴻巣市宮地（宮地交差点）
2	加須鴻巣線	主要地方道	埼玉県-38	加須市騎西（122 号との交差点） ～鴻巣市天神（17 号との交差点）
2	さいたま鴻巣線	主要地方道	埼玉県-57	鴻巣市本町（本町交差点） ～北本市深井（深井二交差点）
2	行田東松山線	主要地方道	埼玉県-66	行田市桜町（熊谷羽生線との交差点） ～鴻巣市鎌塚（駅入口交差点）
2	鴻巣桶川さいたま線	一般県道	埼玉県-164	上尾市栄（さいたま市境） ～北本市深井（深井二交差点）
2	鴻巣桶川さいたま線	一般県道	埼玉県-164	鴻巣市本町（本町交差点） ～鴻巣市神明（17 号との交差点）
2	福田鴻巣線	一般県道	埼玉県-307	鴻巣市袋（17 号との交差点） ～鴻巣市筑波（筑波交差点）
2	市道吹 781 号線	市町村道	鴻巣市- 吹 781	鴻巣市吹上富士見 1-1071-1 ～鴻巣市吹上富士見 1-1069-1
2	市道吹 118 号線	市町村道	鴻巣市- 吹 118	鴻巣市吹上富士見 1-1069-1（鴻巣市役所吹上支所）～鴻巣市吹上富士見 1-540-1
2	市道 A-2023 号線	市町村道	鴻巣市- A-2023	鴻巣市天神 1-110（東松山鴻巣線との交差点）～鴻巣市天神 1-89-2（鴻巣女子高等学校）
2	市道吹 345 号線	市町村道	鴻巣市- 吹 345	鴻巣市筑波 2-5473-1～鴻巣市筑波 2-5473-4（福田鴻巣線の交差点）

種別①：第一次特定緊急輸送道路、種別１：第一次緊急輸送道路、種別２：第二次緊急輸送道路

資料：埼玉県地域防災計画資料編（令和 8 年 3 月）

●緊急輸送道路図

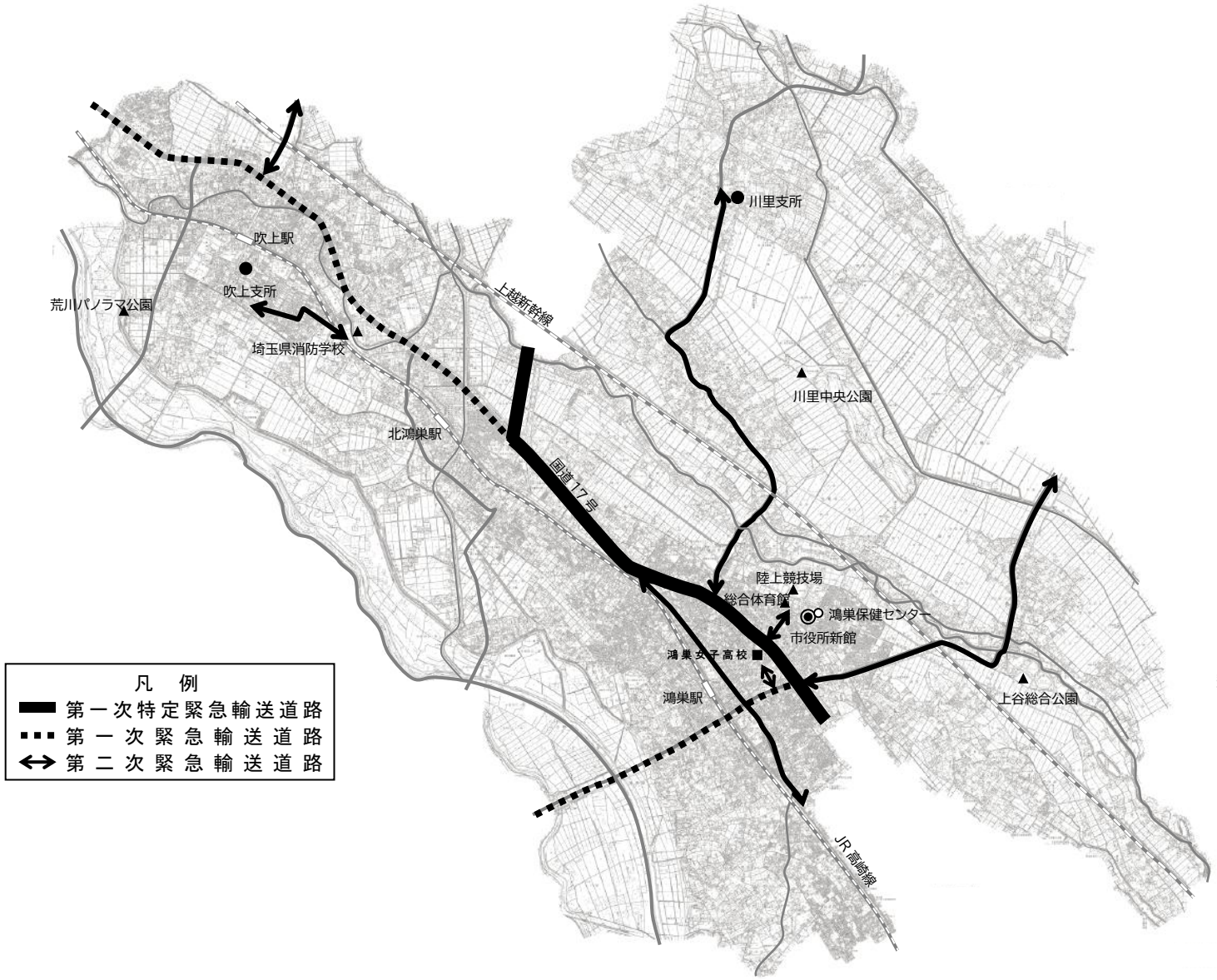
凡　例
第一次特定緊急輸送道路
第一次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路
吹上駅
吹上支所
荒川パノラマ公園
埼玉県消防学校
北鴻巣駅
上越新幹線
国道17号
川里支所
川里中央公園
陸上競技場
総合体育館
鴻巣保健センター
市役所新館
鴻巣女子高校
鴻巣駅
上谷総合公園
JR高崎線

（２）緊急通行車両の確認事務処理

災害時に使用する市の公用車については、事前に鴻巣警察署に届出を行い、審査を受けておく。

大規模災害等が発生し、災害対策基本法等による交通規制が実施された場合、災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第６条第１項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和５４年総理府令第３８号）第６条の規定による緊急通行車両等の標章（様式第２）及び緊急通行車両等確認証明書の交付手続きを行う。

この場合において、交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲出するものとする。

○標　　章



備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期間」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２ 記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（３）緊急通行車両等確認申請書

緊急通行車両等確認申請書

年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

住　所
申請者
氏　名　　印

下記により、緊急通行(輸送)車両であることの確認を受けたいので申請します。

記

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　　）　局　　番
	氏　名	
運行日時		
運行経路	出発地	目的地
備　考		

（４）緊急通行車両等確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号
年　　月　　日

緊急通行車両等確認証明書

埼 玉 県 知 事　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　　発　　地</td><td>目　　的　　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

（５）緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証

災害応急対策用
緊急通行車両等事前届出書
年　月　日

（あて先）
埼玉県知事

申請者
機関等の所在地（住所）

機関等の名称

氏名　印

電話　（　）
【担当係　担当者】

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		災害対策基本法第５０条に規定する災害応急対策
使用者	住　所	
	氏　名	
出　発　地		

（注）この届出書は、作成の上、危機管理防災部（消防防災課）に提出してください。

第　号

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　月　日

埼　玉　県　知　事　印

（注）１　警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。
２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。
３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
（１）緊急通行車両等に該当しなくなったとき
（２）緊急通行車両等が廃車となったとき
（３）その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

第２　共通編・風水害対策編・震災対策編関連

１　災害予防・被害軽減（共 1-1）

（１）市街地整備事業

事業種別	地区名	面積（ha）	施行年度
土地区画整理事業	大間地区	5.8	昭和 40～42 年
	東裏地区	58.1	昭和 34～43 年
	北新宿地区	23.4	昭和 46～51 年
	稲荷腰地区	11.2	昭和 52～56 年
	大間・内谷地区	2.1	昭和 55～58 年
	箕田・赤見台地区	59.6	昭和 49～58 年
	滝馬室地区	25.2	昭和 53～平成 8 年
	広田中央地区	25.3	平成 9 年～
	三ツ木地区	15.5	平成 5～24 年
	北新宿第二地区	62.1	平成 7 年～
	北鴻巣駅西口	9.3	平成 17～23 年
	原馬室・滝馬室地区	3.2	平成 14～令和 8 年
市街地再開発事業	鴻巣駅東口Ａ地区	3.7	平成 15～24 年
	鴻巣駅東口駅通地区	1.2	平成 27 年～令和 8 年

（令和 8 年 10 月 1 日現在）

（２）地区計画

地区名	面積（ha）	最新決定年月日
宮地三丁目地区	約 3.3	平成 30 年 4 月 1 日
東四丁目地区	約 5.4	平成 25 年 10 月 30 日
北鴻巣地区	約 4.6	平成 5 年 4 月 2 日
北新宿地区	約 65.1	平成 31 年 1 月 8 日
赤城台地区	約 23.6	平成 18 年 8 月 8 日
広田中央地区	約 25.3	平成 18 年 8 月 8 日
中井地区	約 7.0	平成 29 年 3 月 14 日
北鴻巣西口地区	約 10.8	平成 25 年 12 月 27 日
大間・滝馬室地区	約 19.6	平成 29 年 1 月 27 日
小松二丁目地区	約 8.6	平成 23 年 1 月 21 日
松原二・三・四丁目地区	約 8.5	平成 23 年 1 月 21 日
原馬室地区	約 7.5	平成 23 年 1 月 21 日
行政中核拠点地区	約 3.0	平成 24 年 11 月 1 日
滝馬室地区	約 3.5	平成 26 年 3 月 26 日
箕田地区	約 16.7	令和 7 年 1 月 10 日

（令和 8 年 10 月 1 日現在）

（３）道路の整備状況

道路の区分	路線数	実延長
国　道	1	11.6km
県　道	19	56.8km
市　道	7,082	1,144.6km
計	7,102	1,213.1km

資料：統計こうのす（令和６年版、令和６年４月１日現在）

（４）防火・準防火地域の指定状況

都市計画区域名	市町村名	防火地域面積（ha）	準防火地域面積（ha）	当初決定告示日	最終変更告示日
鴻　巣	鴻巣市	6.6	27.5	H3.10.25	R3.11.5

（令和８年10月１日現在）

２　火災予防（共 1-3、震 3-1、個 1-2）

（１）危険物取扱施設

製造所等の区分		数
製造所		5
貯蔵所	屋内貯蔵所	46
	屋外タンク貯蔵所	16
	屋内タンク貯蔵所	8
	地下タンク貯蔵所	51
	移動タンク貯蔵所	20
	屋外貯蔵所	6
	計	147
取扱所	給油取扱所	28
	一般取扱所	29
	計	57
合計		209

資料：埼玉県央広域消防本部（消防年報令和 6 年版、令和 7 年 3 月 31 日現在）

（２）文化財一覧

①　国指定文化財

番号	種別	名称	所在地	所有（管理）者	指定日
考第563号	重要文化財・考古資料	埼玉県生出塚埴輪窯跡出土品	中央29－1	市教育委員会	H17.6.9
考第454号	重要無形民俗文化財	鴻巣の赤物製作技術	本町7丁目4－30	鴻巣の赤物保存会	H23.3.9

（令和8年4月1日現在）

②　県指定文化財

番号	種別	名　称	所在地	所有（管理）者	指定日
	（記）史　　跡	伊奈忠次墓	本町8丁目2－31	勝願寺	T11. 3.29
	（記）史　　跡	一里塚	小松4丁目4854－1、4855－5	市教育委員会	S 2. 3.31
	（記）史　　跡	馬室埴輪窯跡	原馬室2915－2	市教育委員会	S 9. 3.31
	（記）史　　跡	伝源経基館跡	大間1032－1、1032－2	市教育委員会	S16. 3.31
53号	（有）書跡典籍古文書	武蔵志及び贍民録版木	大間2丁目2－18	個人	S30.11. 1
33号	旧　　跡	伝箕田館跡	箕田1265外	氷川八幡神社	S36. 9. 1
35号	旧　　跡	福島東雄墓	本町8丁目2－31	勝願寺	S36. 9. 1
48号	旧　　跡	横田柳几墓	本町8丁目2－31	勝願寺	S36. 9. 1
170号	無形民俗文化財	原馬室の獅子舞	原馬室地内	原馬室獅子舞棒術保存会	S54. 3.27
348号	（有）絵　　画	絹本着色阿弥陀廿五菩薩来迎図	本町8丁目2－31	勝願寺	S63. 2.26
360号	（有）彫　　刻	木造安達藤九郎盛長坐像	糠田1435	放光寺	H1.3.17

（令和8年4月1日現在）

③　市指定文化財

番号	種別	名称	所在地	所有（管理）者	指定日
1 号	(有)工芸品	軍扇・鞍・刀掛・葵紋散蒔絵箱・葵紋蒔絵盆・葵紋漆平箱・葵紋漆箱	鴻巣 1260	個人	S34. 9.11
3 号	(有)古文書等	香具拾三組御免定・議定書・商人講中連名帳及び焼印	本宮町 1－9	鴻神社	S34. 9.11
4 号	(有)書跡	後陽成天皇御宸筆	本町 8 丁目 2－31	勝願寺	S34. 9.11
5 号	(有)古文書	朱印状 11 通	本町 8 丁目 2－31	勝願寺	S34. 9.11
6 号	(有)考古資料	元徳三年宝篋印塔	安養寺 379－1	安龍寺	S34. 9.11
7 号	(民)民俗資料	庚申塔	西中曽根 45－1	西中曽根自治会	S34. 9.11
9 号	(有)歴史資料	享保六年鷹番高札	さいたま市大宮区高鼻町 4－219	市教育委員会	S34. 9.11
10 号	(有)古文書	雛人形師仲間訴訟文書	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	S36. 7.11
11 号	(有)歴史資料	箕田碑	箕田 2041	氷川八幡神社	S36. 7.11
12 号	(民)民俗資料	法要寺の庚申塔	本町 2 丁目 4－42	法要寺	S37. 8.16
13 号	(民)民俗資料	吉見道みちしるべ	人形 1 丁目 1－11	個人	S37. 8.16
14 号	(有)考古資料	道永の板碑 2 基	箕田 2153－2	宝持寺	S37. 8.16
15 号	(有)工芸品	常勝寺密教法具	滝馬室 586	常勝寺	S37. 8.16
17 号	(記)天然記念物	三ツ木神社の大欅	三ツ木 637	三ツ木神社	S37. 8.16
18 号	(有)歴史資料	蘭渓堂碑	加美 2 丁目 7－76	池元院	S40. 6.14
19 号	(有)歴史資料	人物埴輪頭部	中央 29－1	市教育委員会	S45. 3.10
20 号	(有)考古資料	箕田９号墳出土遺物	中央 29－1	市教育委員会	S45. 3.10
22 号	(有)考古資料	馬室小学校校地内出土遺物	中央 29－1	市教育委員会	S45. 3.10
23 号－2	(記)史跡	箕田古墳群（箕田２号墳）	箕田 1260	氷川八幡神社	S45. 3.10
23 号－3	(記)史跡	箕田古墳群（箕田４号墳）	箕田 980	個人	S45. 3.10
23 号－4	(記)史跡	箕田古墳群（箕田５号墳）	箕田 179－2	個人	S45. 3.10
23 号－5	(記)史跡	箕田古墳群（箕田６号墳）	箕田 248－2	個人	S45. 3.10
23 号－6	(記)史跡	箕田古墳群（箕田７号墳）	箕田 351－1	個人	S45. 3.10
23 号－7	(記)史跡	箕田古墳群（箕田８号墳）	箕田 341－1	個人	S45. 3.10
23 号－8	(記)史跡	箕田古墳群（箕田９号墳）	宮前 79	氷川八幡神社	S45. 3.10

番号	種別	名称	所在地	所有（管理）者	指定日
24 号	(民)民俗資料	弁財天塑像	安養寺 173	個人	S45. 3.10
25 号	(有)考古資料	康安二年六地蔵板碑	登戸 378	勝願寺	S45. 3.10
27 号	(有)書跡	大雲文龍書	安養寺 379－1	安龍寺	S45. 3.10
28 号	無形民俗文化財	滝馬室的祭	滝馬室 1151	氷川神社	S45. 3.10
29 号	(記)史跡	松村篁雨墓	上谷 295	観音堂	S45. 3.10
30 号	(有)絵画	三ツ木神社の算額(絵馬)	三ツ木 637	三ツ木神社	S51. 3. 1
31 号	(有)絵画	薬師堂の算額(絵馬)	上谷 1939－1	薬師堂	S51. 3. 1
32 号	(有)絵画	八幡神社の算額(絵馬)	安養寺 126	八幡神社	S51. 3. 1
34 号	(民)民俗資料	神酒枠一組	中央 29－1	市教育委員会	H 3. 4. 1
35 号	(民)民俗資料	山車人形一対	雷電 2 丁目 1－2	雷電町町内会	H 4.10. 1
36 号	(有)建造物	氷川神社本殿１宇	糠田 1342	氷川神社	H 5.10. 1
37 号	(有)古文書	朱印状 11 通	箕田 2096	龍昌寺	H 6. 3. 1
38 号	(有)絵画	絹本着色両界曼荼羅	箕田 2096	龍昌寺	H 8. 3.28
39 号	(有)考古資料	糠田出土渥美壺 1 点	糠田 1435	放光寺	H11.3.24
40 号	(有)書跡	加藤政之助書４幅	中央 29-1	市教育委員会	H14. 5.23
41 号	無形民俗文化財	鴻巣の木遣り・纏振り・梯子乗り	本町 8 丁目 2－35	鴻巣地区鳶職組合	H17. 7.27
42 号	(有)考古資料	仁治三年双式板碑	小谷 1507	金乗寺	S34. 1.16
43 号	(有)考古資料	前砂の板碑群	前砂 1355	龍昌寺	S34. 1.16
44 号	(有)考古資料	建長五年板碑	明用 206	個人	S34. 1.16
45 号	(有)考古資料	宝治二年板碑	鎌塚 326	宝蔵院	S34. 1.16
46 号	(記)史跡	愛宕山古墳	下忍 3146	愛宕神社	S34. 1.16
47 号	(記)史跡	三島神社古墳	明用 123 ほか	三島神社	S34. 1.16
48 号	(記)史跡	小谷城跡	小谷地内		S34. 1.16
49 号	(有)彫刻	不動尊像	北新宿 1261－1	永勝寺	S34. 1.16
50 号	(有)彫刻	伝加納姫木像	鎌塚 326	宝蔵院	S34. 1.16
51 号	(有)彫刻	薬師三尊像	鎌塚 219	宝積院	S34. 1.16
52 号	(有)古文書	伊奈忠次黒印状	北新宿 1114	永勝寺	S34. 1.16
53 号	(有)絵画	大芦氷川神社の算額	大芦 1044	大芦氷川神社	S34. 1.16
54 号	(記)史跡	入定塚	北新宿 1111－2	永勝寺	S34. 1.16
55 号	(有)考古資料	千体仏	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	S34. 1.16
56 号	無形民俗文化財	大芦ささら獅子舞	大芦地内	大芦ささら獅子舞保存会	S38. 4. 1
57 号	無形民俗文化財	小谷ささら獅子舞	小谷地内	小谷文化財保存会	S40.11.17
58 号	(民)民俗資料	観音寺の庚申塔群	明用 457－2	観音寺	S40.11.17
59 号	(有)考古資料	嘉禎二年板碑	大芦 1981	龍光寺	S46. 9. 1
60 号	(有)歴史資料	高札 12 枚	前砂 115－2	個人	S47. 4.27

番号	種別	名称	所在地	所有（管理）者	指定日
61 号	(有)歴史資料	忍領界石標	前砂 115－2	個人	S47. 4.27
62 号	(民)民俗資料	権八地蔵とその物語	荊原地内	荊原町内会	H 3. 8.21
63 号	(有)歴史資料	玉芝短冊と俳諧図書	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	H 3. 8.21
64 号	(記)史跡	石田堤	袋地内	市教育委員会	H 5. 5.17
65 号	(有)歴史資料	高崎線開業当初のレール	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	H17. 8.26
66 号	無形民俗文化財	広田のささら	広田地内	広田鷲栖神社龍頭舞保存会	S50.12.19
67 号	(有)工芸品	雲祥寺の梵音具（梵鐘・雲版）	上会下 228	雲祥寺	S51. 9.20
68 号	(記)天然記念物	新井家の大榎	広田 2975	個人	S51. 9.20
69 号	(有)彫刻	真福寺の不動明王	屈巣 3715－1	真福寺	S53. 3. 9
70 号	(有)歴史資料	忍領界石標	屈巣 2313	屈巣久伊豆神社	S53. 3. 9
71 号	(有)歴史資料	長松寺の大般若経	関新田 129	長松寺	S53. 3. 9
72 号	(有)工芸品	真福寺の護摩檀両脇机と礼盤	屈巣 3715－1	真福寺	S53. 3. 9
73 号	(記)天然記念物	清法寺のまき	北根 1374	清法寺	S53. 3. 9
74 号	(有)考古資料	舟塚の古銭と甕	関新田 1560 番地 1	市教育委員会	H 7. 3.23
75 号	(記)史跡	騎西城主小田氏の墓	上会下 228	雲祥寺	H 7. 3.23
76 号	(有)考古資料	円通寺の石塔（板碑と宝篋印塔）	屈巣 2110	円通寺	H 7. 3.23
77 号	(有)彫刻	円通寺の三十三観音	屈巣 2110	円通寺	H 7. 3.23
78 号	(有)建造物	円通寺の観音堂	屈巣 2160－1	円通寺	H13. 3.28
79 号	(有)彫刻	円通寺観音堂の木造馬頭観世音菩薩坐像	屈巣 2160－1	円通寺	H13. 3.28
80 号	(有)工芸品	円通寺観音堂の木造神馬	屈巣 2160－1	円通寺	H13. 3.28
81 号	(有)絵画	新井稲荷神社の算額	新井 226－1	新井稲荷社	H13. 3.28
82 号	(有)彫刻	西福寺の狛犬	袋 97	西福寺	H26.11.13
83 号	(有)彫刻	銅造勢至菩薩立像	中央 29－1	市教育委員会	H28.11.16
84 号	(記)史跡	安養寺愛宕神社古墳	安養寺 371－1 他	個人	R3.4.15
85 号	無形民俗文化財	登戸の獅子舞	登戸地内	登戸獅子舞保存会	R3.4.15
86 号	(有)建造物	日枝神社本殿	小谷 1505	日枝神社	R4.2.17
87 号	(有)典籍	大蔵一覧集（駿河版）	本町 8 丁目 2－31	勝願寺	R5.10.10
88 号	(有)建造物	円通寺観音堂宮殿	屈巣 2160－1	円通寺	R5.10.10

※（有）有形文化財、（無）無形文化財、（民）民俗文化財（有形・無形）、（記）記念物（史跡・名勝・天然記念物）

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（３）消防団

◆鴻巣市消防団

所属		定数	管轄区域	所在地
本部	団長	１	鴻巣市全域	中央 1-1
	副団長	２		
	機能別団員	３０		
女性消防分団		２０		
第１方面隊	方面隊長	１	第１方面隊全域	
	第１分団	２５	人形１丁目、人形２丁目、人形３丁目、人形４丁目、本町３丁目の一部、本町５丁目の一部、本町６丁目、本町７丁目、本町８丁目、天神１丁目、天神２丁目、天神３丁目、天神４丁目、天神５丁目、鴻巣の一部、中央、ひばり野１丁目、ひばり野２丁目、生出塚１丁目、生出塚２丁目、上生出塚、下生出塚	人形 2　丁目 2467-5
	第２分団	２５	本町１丁目、本町２丁目、本町３丁目の一部、本町４丁目、本町５丁目の一部、本宮町、雷電１丁目、雷電２丁目、加美１丁目、加美２丁目、加美３丁目、宮地１丁目、宮地２丁目、宮地３丁目、宮地４丁目、宮地５丁目、東１丁目、東２丁目、東３丁目、東４丁目、富士見町、鴻巣の一部、栄町の一部	宮地 4　丁目 127-1
	第３分団	２０	原馬室、滝馬室、逆川１丁目、逆川２丁目、小松１丁目、小松２丁目、小松３丁目、小松４丁目、松原１丁目、松原２丁目、松原３丁目、松原４丁目、氷川町	原馬室 921-2
	第４分団	２０	常光、下谷、上谷、西中曽根	下谷 243
第２方面隊	方面隊長	１	第２方面隊全域	
	第５分団	２０	笠原、郷地、安養寺	郷地 951-4
	第６分団	２０	関新田、新井、境、上会下	新井 451
	第７分団	２０	広田、赤城、赤城台、北根	広田 874-2
	第８分団	２０	屈巣	屈巣 4529-5
第３方面隊	方面隊長	１	第３方面隊全域	
	第９分団	２０	栄町の一部、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、大間１丁目、大間２丁目、大間３丁目、大間４丁目、堤町、緑町、幸町	登戸 155-1
	第１０分団	２０	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明１丁目、神明２丁目、神明３丁目、稲荷町、赤見台１丁目、赤見台２丁目、赤見台３丁目、赤見台４丁目	箕田 347-5
	第１１分団	２５	前砂、明用、三町免、小谷	小谷 1933-1
第４方面隊	方面隊長	１	第４方面隊全域	
	第１２分団	２０	筑波１丁目、筑波２丁目、吹上本町１丁目、吹上本町２丁目、吹上本町３丁目、吹上本町４丁目、吹上本町５丁目、南１丁目、南２丁目、吹上富士見１丁目、吹上富士見２丁目、吹上富士見３丁目、吹上富士見４丁目、吹上の一部	吹上本町 4 丁目 2699-3
	第１３分団	２０	大芦、吹上の一部、榎戸１丁目、榎戸２丁目、榎戸、荊原、北新宿、新宿１丁目、新宿２丁目	大芦 1543-2
	第１４分団	２５	下忍、袋、鎌塚１丁目、鎌塚２丁目、鎌塚３丁目、鎌塚４丁目、鎌塚５丁目、鎌塚	下忍 3235-2
合計		３５７		

３　水害予防（共 1-4, 1-5、水 3-1, 3-2、震 3-2, 3-3）

（１）河川図

●市域周辺の一級河川

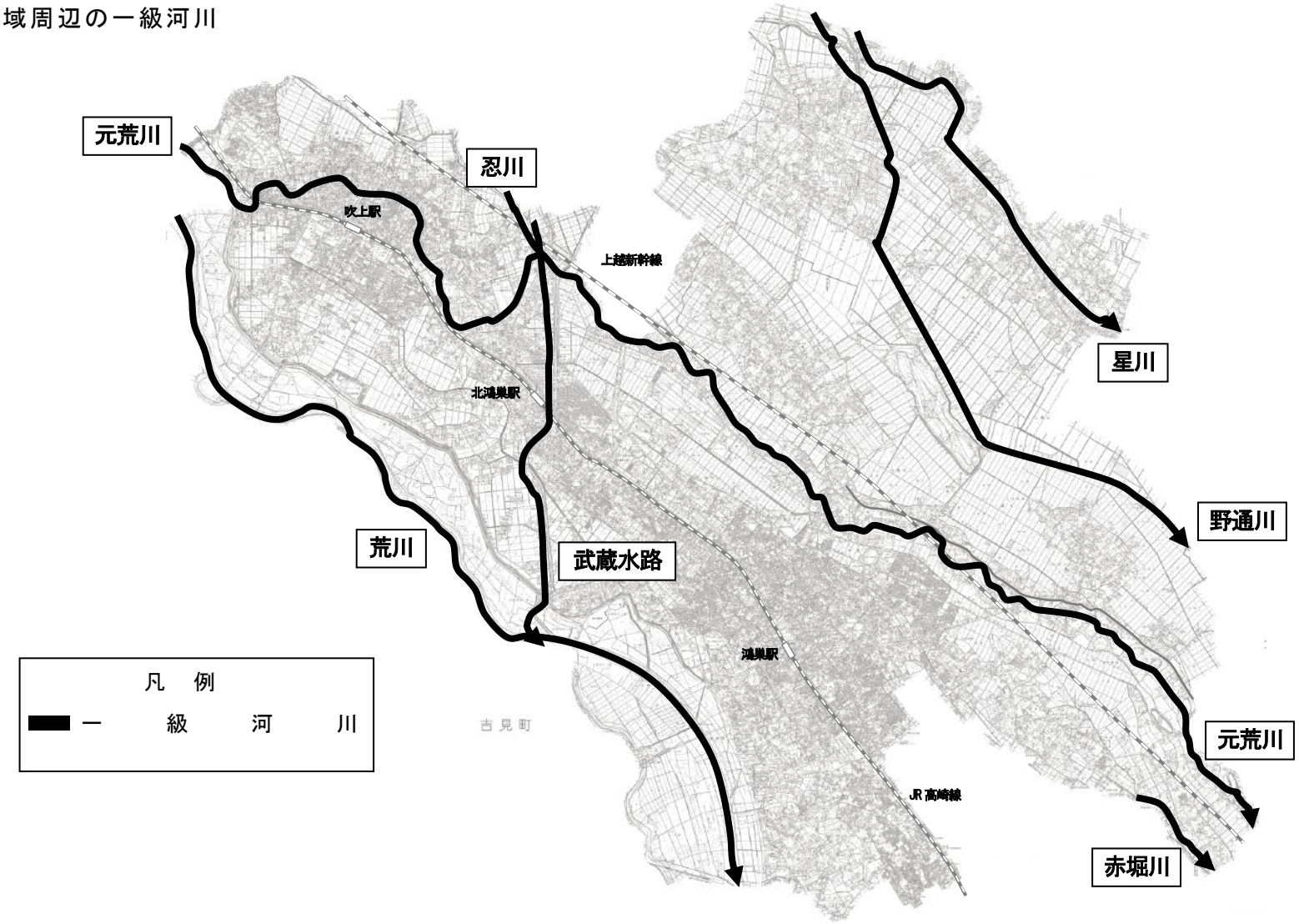

●荒川流域図

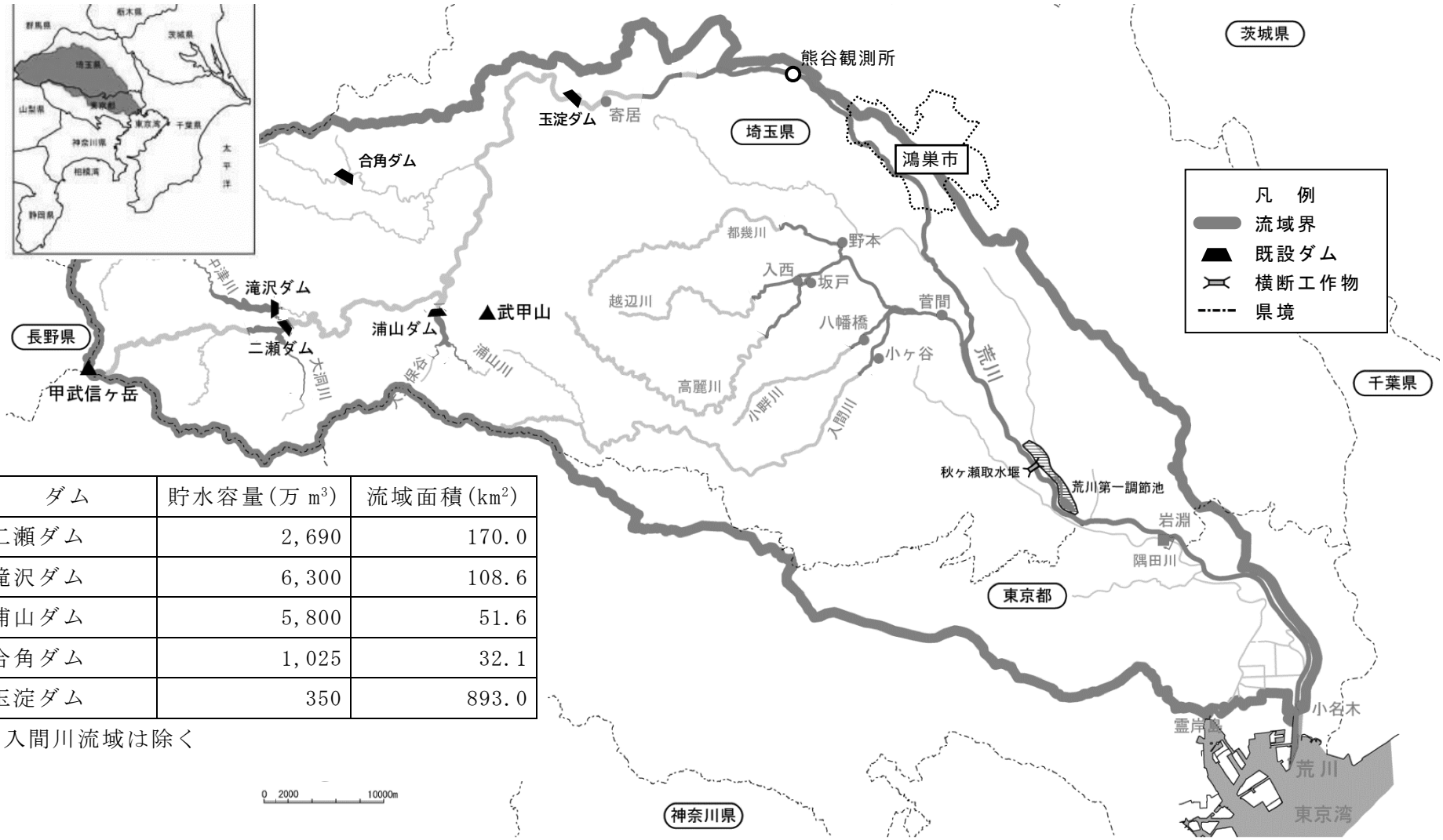

ダム	貯水容量(万 m^3)	流域面積(km^2)
二瀬ダム	2,690	170.0
滝沢ダム	6,300	108.6
浦山ダム	5,800	51.6
合角ダム	1,025	32.1
玉淀ダム	350	893.0

※入間川流域は除く

資料：国土交通省関東地方整備局「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更案（令和２年７月変更）を基に加工

（２）重要水防箇所

◆国土交通省管理区間

番号	図面対象番号	河川名	総合評定	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長	重要なる理由	都県及び市区町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
				種別	階級		地先名	杙杭位置（K,m）			担当水防団体	担当事務所		
33	荒左70－1	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大芦	70.8　上　71 70.4　下　155	962	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
34	荒左70－2	荒川	B	越水(溢水) 新堤防	B 要注意	左	鴻巣市大芦	70.4　下　155 70.0　上　132	164	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない R1 荒川左岸小谷外災害復旧工事（R3.5までに実施予定）	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法 シート張り工法
35	荒左70－3	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大芦	70.0　上　132 69.6　上　57	466	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
36	荒左69－1	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大芦	69.2　上　73 68.4　上　144	558	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
37	荒左65－1	荒川	要注意	新堤防	要注意	左	鴻巣市糠田	65.6　下　13 65.6　下　159	207	R1 荒川左岸小谷外災害復旧工事（R3.5までに実施予定）	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	シート張り工法
38	荒左64－1	荒川	B	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	鴻巣市糠田	64.4　上　40 64.0　上　140	352	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	築まわし工法 シート張り工法 月の輪工法
39	荒左64－2	荒川	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	鴻巣市糠田	64.0　上　140 64.0　上　120	24	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法 築まわし工法 シート張り工法 月の輪工法
40	荒左64－3	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市糠田	64.0　上　26 64.0　下　58	75	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
41	荒左64－4	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市糠田	64.0　下　90 64.0　下　133	32	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
42	荒左63－1	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大間	63.6　下　5 63.6　下　81	171	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法

番号	図面対象番号	河川名	重要度			左右岸別	重要水防箇所		延長	重要なる理由	都県及び市区町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			総合評定	種別	階級		地先名	杵杭位置 (K,m)			担当水防団体	担当事務所		
43	荒左 63－2	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大間	63.6　下　150 63.2　上　110	315	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
44	荒左 63－3	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大間	63.2　上　30 63.2　上　10	45	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
45	荒左 62－1	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大間	62.8　上　0 62.8　下　20	21	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
46	荒左 62－2	荒川	B	基礎地盤漏水	B	左	鴻巣市大間	62.8　下　180 62.4　上　75	152	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	月の輪工法
47	荒左 62－3	荒川	B	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	鴻巣市大間	62.4　上　75 62.0　上　190	320	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない 越水危険箇所(62.4k) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法 月の輪工法
48	荒左 62－4	荒川	B	越水(溢水) 基礎地盤漏水 破堤跡	B 要注意	左	鴻巣市大間	62.0　上　190 62.0　上　179	13	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 破堤跡	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法 月の輪工法 月の輪工法
49	荒左 62－5	荒川	要注意	破堤跡	要注意	左	鴻巣市大間	62.0　上　179 62.0　下　90	306	破堤跡	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	月の輪工法
50	荒左 61－1	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市滝馬室	61.6　上　31 61.6　下　108	139	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	鴻巣市	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
51	荒左 60－1	荒川	A	（重点） 越水(溢水)	A	左	鴻巣市滝馬室	60.8　上　41 60.8　下　128	163	計画高水流量規模の洪水の水位が現況堤防高を超える 越水危険箇所(60.8k)	鴻巣市	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
52	荒左 60－2	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市滝馬室	60.8　下　128 60.4　上　161	107	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	鴻巣市	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
53	荒左 60－3	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市滝馬室	60.4　上　31 60.4　下　30	62	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	鴻巣市	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法

◆埼玉県管理区間

番号	補助番号	河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長	重要なる理由	想定される水防工法
					種別	階級		地先名	杙杭位置			
赤1		埼玉県 北本県土	鴻巣市 北本市 桶川市	赤堀川	堤防高	B	左	鴻巣市常光 ～ 桶川市五丁台	3.9k 70m ～0.0km	3,970	堤防余裕高不足	積土のう工
赤2		埼玉県 北本県土	鴻巣市 北本市 桶川市	赤堀川	堤防高	B	右	鴻巣市常光 ～ 蓮田市高虫	3.9k 70m ～0.0km	3,970	堤防余裕高不足	積土のう工

資料：令和３年度埼玉県水防計画

（３）洪水予報伝達系統

①　洪水予報の伝達系統（荒川本流）

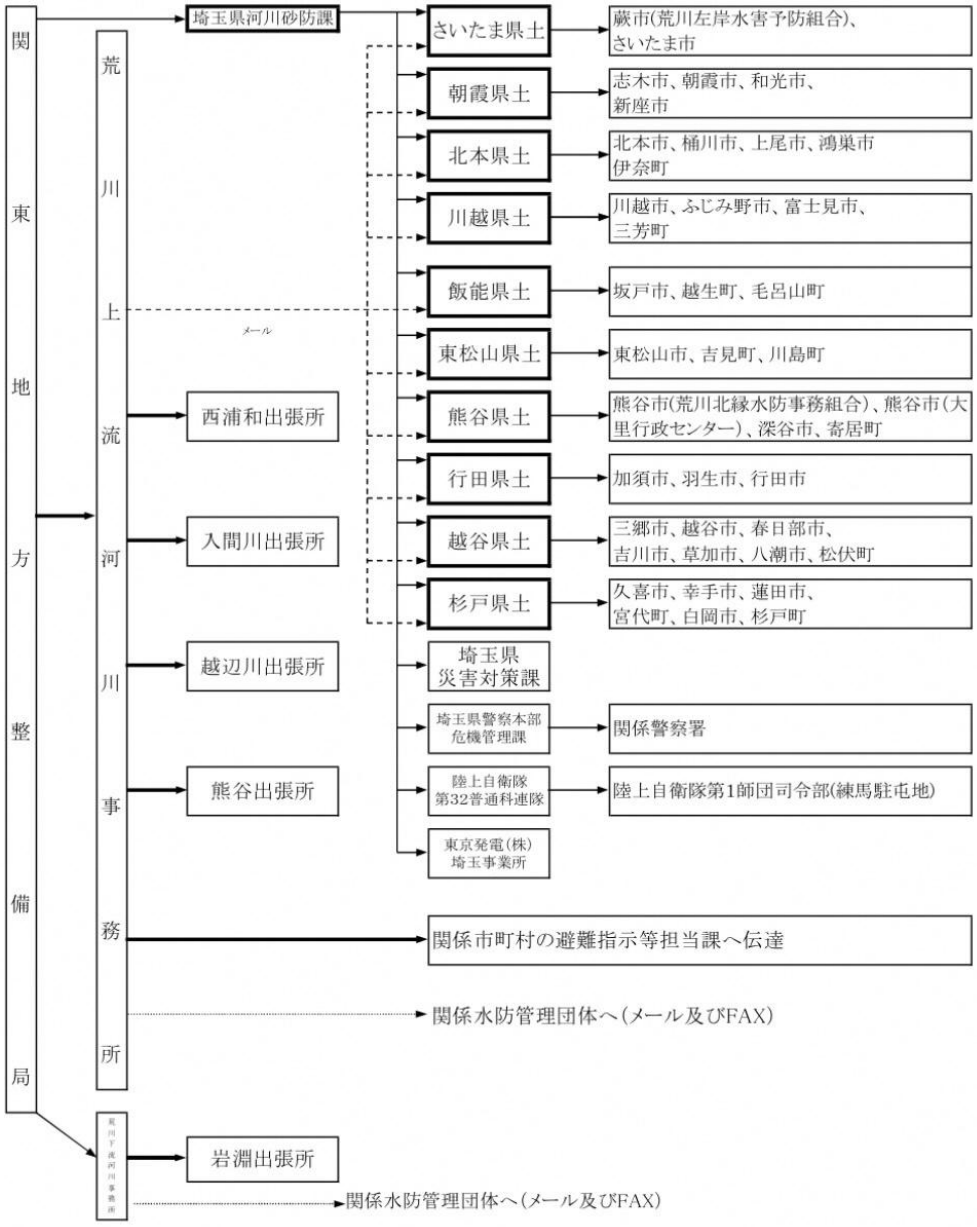

資料：令和８年度埼玉県水防計画

② 洪水予報の伝達（利根川上流部）

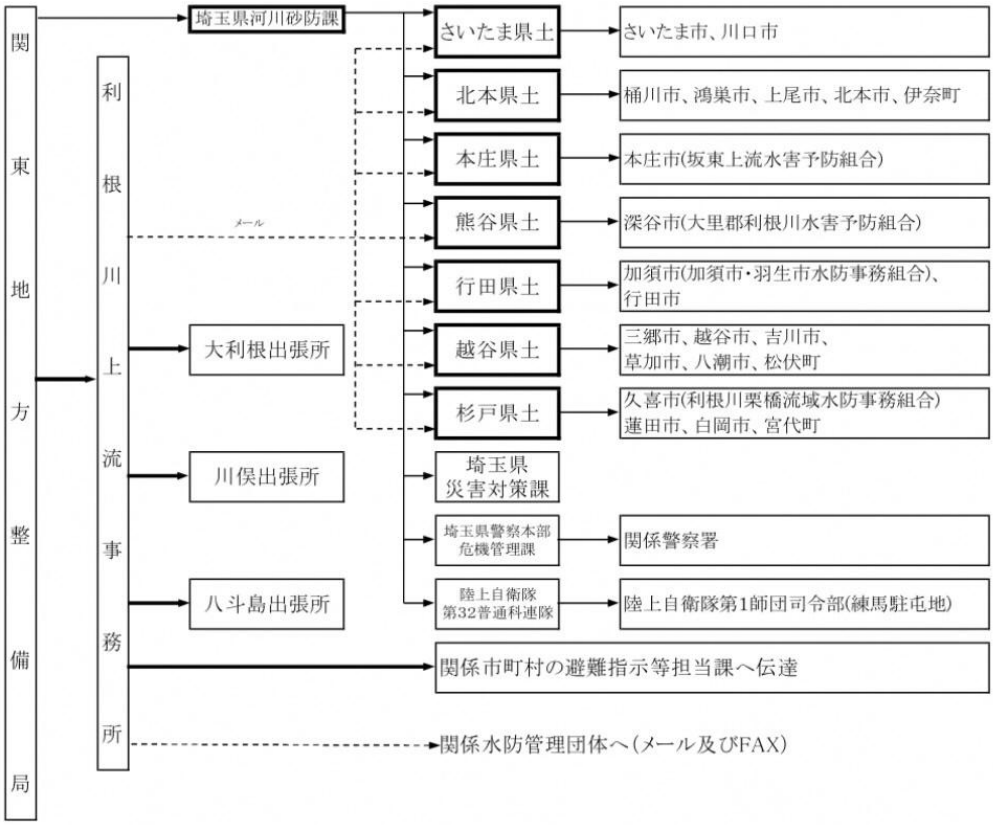

資料：令和８年度埼玉県水防計画

③　玉淀ダム放流時連絡系統図

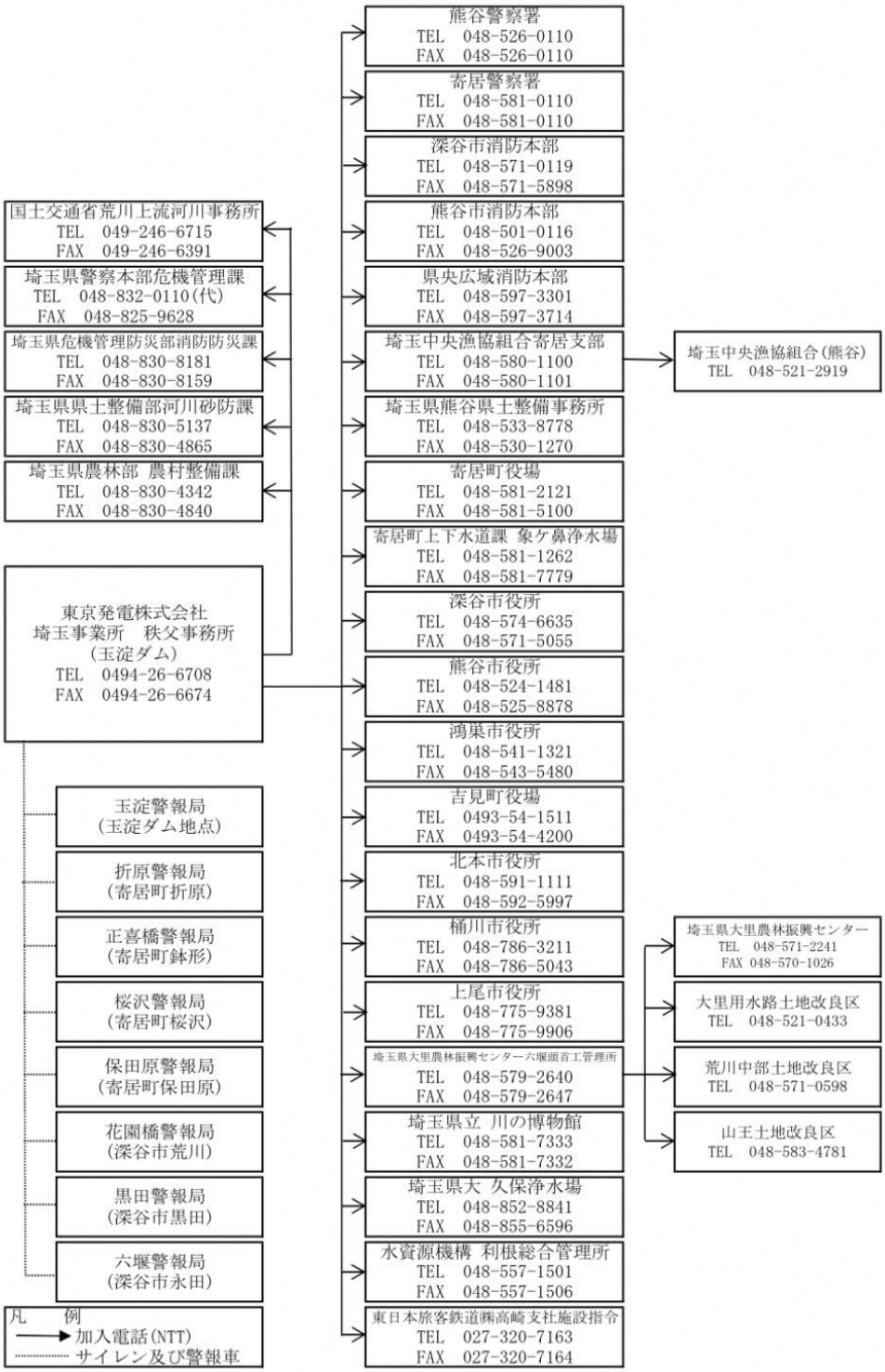

資料：令和８年度埼玉県水防計画

（４）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域



資料：北本県土整備事務所（平成 24 年 3 月）

4　避難（共 2-1,2-4、水 3-3,3-4、震 3-4,3-5）

（１）指定避難所

食料、物資の配給など長期の避難所として小学校を指定する。

番号	施　設　名	所　在　地	電話番号	地震時収容人数	水害時使用可能範囲	水害時収容可能人数
1	鴻巣市立鴻巣東小学校	本町 6 丁目 4-56	048-541-1118	1,060	1 階以上	1,060
2	鴻巣市立鴻巣南小学校	本町 8 丁目 7-23	048-541-1107	743	1 階以上	743
3	鴻巣市立馬室小学校	滝馬室 555	048-541-0578	639	1 階以上	639
4	鴻巣市立田間宮小学校	糠田 2985	048-596-0617	807	3 階以上	279
5	鴻巣市立箕田小学校	箕田 408	048-596-0318	752	3 階以上	175
6	旧鴻巣市立笠原小学校	笠原 1613	—	572	2 階以上	256
7	旧鴻巣市立常光小学校	下谷 369	—	550	2 階以上	244
8	鴻巣市立鴻巣北小学校	神明 3 丁目 18-10	048-596-5239	897	1 階以上	897
9	鴻巣市立松原小学校	原馬室 2425	048-542-8450	862	1 階以上	862
10	鴻巣市立赤見台第一小学校	赤見台 4 丁目 19-1	048-596-1688	770	3 階以上	173
11	鴻巣市立赤見台第二小学校	赤見台 2 丁目 6-1	048-596-6571	897	2 階以上	430
12	鴻巣市立鴻巣中央小学校	中央 30-1	048-543-7111	1,016	2 階以上	469
13	鴻巣市立吹上小学校	南 1 丁目 10-5	048-548-0132	1,071	3 階以上	368
14	鴻巣市立教育支援センター(旧小谷小学校)	小谷 1890-1	048-569-3181	566	3 階以上	167
15	鴻巣市立下忍小学校	鎌塚 10	048-548-2300	829	2 階以上	404
16	鴻巣市立大芦小学校	大芦 923-1	048-548-6555	953	3 階以上	336

番号	施　設　名	所　在　地	電話番号	地震時収容人数	水害時使用可能範囲	水害時収容可能人数
17	鴻巣市立屈巣小学校	屈巣 4515-1	048-569-0038	425	2 階以上	202
18	鴻巣市立共和小学校	新井 194-2	048-569-0036	422	1 階以上	422
19	鴻巣市立広田小学校	広田 3156-5	048-569-0026	428	1 階以上	428

（２）補助避難所

指定避難所に避難者を収容できない場合は、補助避難所として中学校及び高等学校を使用する。また、一部の補助避難所は物資集積地として使用する。

番号	施　設　名	所　在　地	電話番号	地震時収容人数	水害時使用可能範囲	水害時収容可能人数
1	鴻巣市立鴻巣中学校	東 2 丁目 4-62	048-541-0272	1,254	1 階以上	1,254
2	鴻巣市立鴻巣北中学校	箕田 4280	048-596-3428	1,271	2 階以上	626
3	鴻巣市立鴻巣西中学校	大間 1161	048-542-4261	1,143	3 階以上	269
4	鴻巣市立鴻巣南中学校	原馬室 3685	048-542-2861	1,088	1 階以上	1,088
5	鴻巣市立赤見台中学校	赤見台 4 丁目 25-1	048-596-6002	1,203	3 階以上	413
6	鴻巣市立吹上中学校	吹上富士見 1 丁目 6-1	048-548-0051	1,127	3 階以上	373
7	鴻巣市立吹上北中学校	鎌塚 550	048-548-0081	1,116	2 階以上	546
8	鴻巣市立川里中学校	関新田 1560-1	048-569-0009	928	2 階以上	361
9	県立鴻巣高等学校	大間 1020	048-541-0234	2,608	1 階以上	2,608
10	県立鴻巣女子高等学校（※）	天神 1 丁目 1-72	048-541-0669	855	1 階以上	855
11	県立吹上秋桜高等学校	前砂 907-1	048-548-5811	270	3 階以上	270
12	市民活動センター	本町 1 丁目 2-1 エルミこうのすアネックス 3 階	048-577-3512	－	1 階以上	270
13	鴻巣市立総合体育館	鴻巣 864-1	048-543-0101	659	2 階以上	196

14	コスモスアリーナふきあげ	明用 636-1	048-548-3112	608	1 階以上	608

※防災拠点校：県備蓄食料保管場所

（３）福祉避難所

番号	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	総合福祉センター	箕田 4211-1	048-597-2100
2	高齢者福祉センター白雲荘	原馬室 2917-1	048-543-0355
3	高齢者福祉センターコスモスの家	吹上本町 5 丁目 4-7	048-548-4807
4	高齢者福祉センター ひまわり荘	関新田 1300-1	048-569-2828
5	つつみ学園	大間 829	048-541-0169
6	共和こども交流の家	関新田 220-1	048-569-2310
7	吹上福祉活動センター	鎌塚 57-1	048-548-6664
8	コミュニティふれあいセンター	登戸 449	048-596-3322
9	市民センター	赤見台 1 丁目 15-5	048-596-6677
10	本町コミュニティセンター	本町 7 丁目 3-26	048-543-1031
11	中央公民館	本町 3 丁目 12-18	048-542-8403
12	箕田公民館 箕田児童センター	稲荷町 26-32	048-596-0602
13	笠原公民館 笠原児童センター	笠原 791-1	048-541-0261
14	常光公民館 常光児童センター	下谷 196-1	048-541-2005
15	あたご公民館 あたご児童センター	原馬室 3460-1	048-543-2665
16	田間宮生涯学習センター 田間宮児童センター	登戸 149	048-596-0137
17	吹上生涯学習センター 吹上児童センター	吹上富士見 1-1-1	048-548-4726
18	川里生涯学習センター 川里児童センター	広田 3141-1	048-569-1111
19	鴻巣集会所	箕田 4173-4	048-597-1045
20	吹上ふれあいセンター	下忍 3939-2	048-548-5620
21	川里ふれあいセンター	広田 3517-3	048-569-1402
22	川里農業研修センター	関新田 1800	048-569-1763
23	鴻巣児童センター	本町 3 丁目 12-24	048-541-0442
24	北新宿生涯学習センター 北新宿児童センター	北新宿 943	048-501-6022

※複合施設については、主たる施設名称を使用する。

●指定避難所・補助避難所位置図

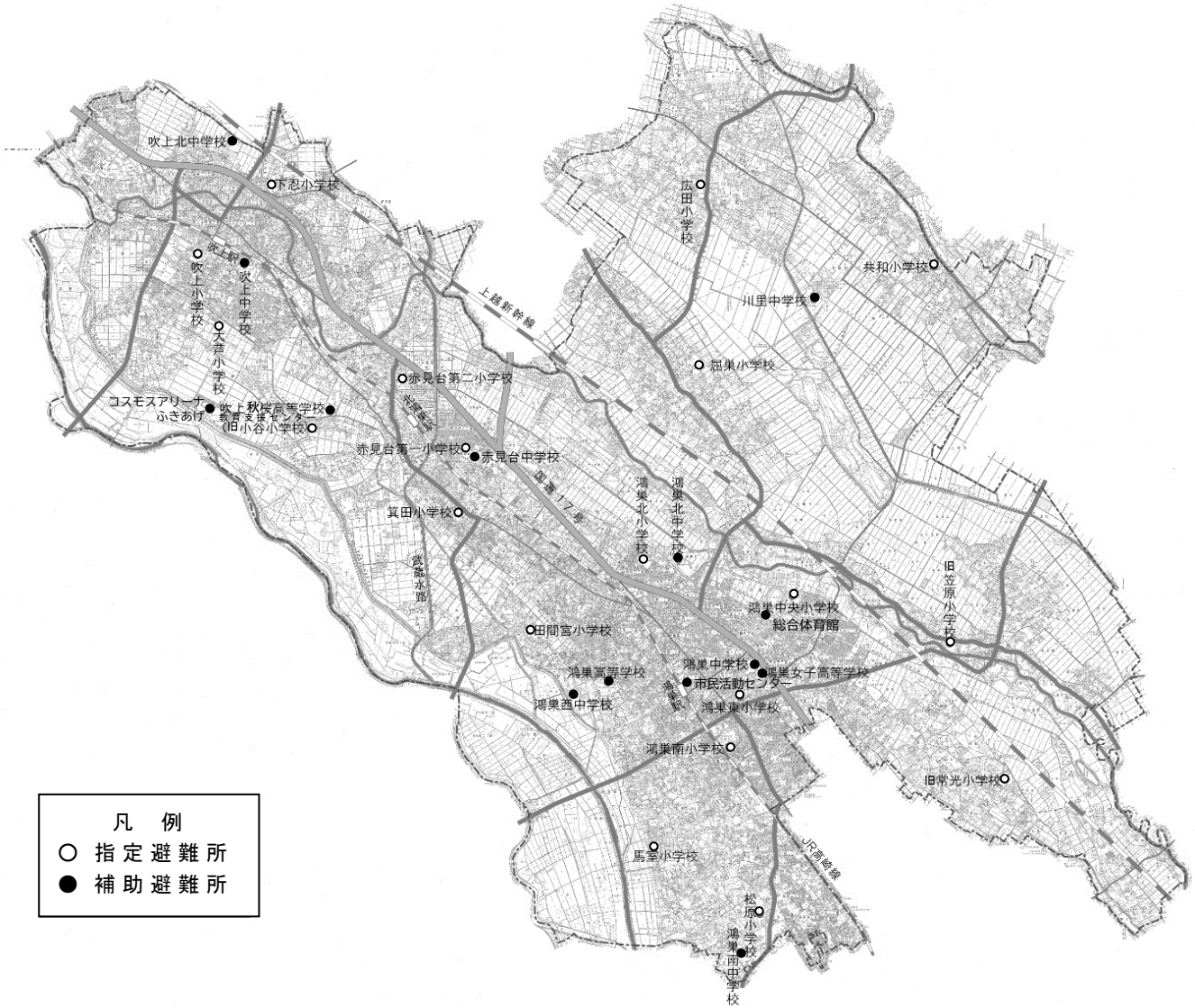

●福祉避難所位置図


吹上福祉活動センター
北新宿生涯学習センター
高齢者福祉センター コスモスの家
吹上生涯学習センター
吹上ふれあいセンター
川里ふれあいセンター
川里生涯学習センター
共和こども交流の家
高齢者福祉センター ひまわり荘
川里農業研修センター
市民センター
箕田公民館
総合福祉センター
コミュニティふれあいセンター
鴻巣集会所
笠原公民館
田間宮生涯学習センター
中央公民館
鴻巣児童センター
つつみ学園
本町コミュニティセンター
常光公民館
高齢者福祉センター 白雲荘
あたご公民館
凡　例
★ 福祉避難所

（４）指定緊急避難場所

発災直後の避難場所とする。避難後に被害状況に応じ指定避難所に避難する。

物資輸送の配給及び中継地等に使用する。また、一部避難場所は被害状況により応援部隊等活動拠点とする。

番号	施　設　名	面積(ｈａ)	所　在　地
1	上谷総合公園	16.00	上谷 707
2	糠田運動場	5.59	糠田 1073-1
3	赤見台近隣公園	2.37	赤見台 3 丁目 4
4	鴻巣公園	2.01	本町 8 丁目 3003-1
5	せせらぎ公園	1.10	中央 28-1
6	生出塚１号公園	0.52	生出塚 2 丁目 785-372
7	ひばり野中央公園	0.49	ひばり野 1 丁目 286-91
8	宮地公園	0.45	宮地 5 丁目 35
9	東裏１号公園	0.45	東 3 丁目 72
10	東町公園	0.35	東 1 丁目 37
11	あじさい公園	0.31	赤見台 2 丁目 11-1
12	鴻巣宿鞠子公園	0.30	人形 1 丁目 3127-1
13	中央児童公園	0.29	本町 3 丁目 241
14	氷川町２号公園	0.27	氷川町 30
15	さつき公園	0.25	赤見台 4 丁目 7
16	東裏２号公園	0.23	東 3 丁目 1
17	氷川町１号公園	0.22	氷川町 4
18	はぎ公園	0.25	ひばり野 2 丁目 13-69
19	荒川総合運動公園	12.39	大芦 2546-1
20	荒川パノラマ公園	2.05	大芦 1366
21	富士見公園	0.90	吹上富士見 4 丁目 777-59
22	新宿第１公園	0.62	新宿 1 丁目 228
23	本町せせらぎ公園	0.33	吹上本町 2 丁目 238-2
24	川里中央公園	7.93	関新田 1780-1
25	あかぎ公園	3.22	赤城台 212-2
26	ふれあい公園	0.57	北根 821-1
27	赤見台中央公園	0.36	赤見台 1 丁目 8-2
28	しいのき公園	0.25	赤見台 3 丁目 18-2
29	すずかけ公園	0.21	赤見台 4 丁目 31-2

避難場所の指定基準

（１）避難場所は、面積 0.2ha 以上とする。

（２）避難場所に隣接する道路が緊急物資等輸送車両の通行可能であること。

（３）避難所からの距離（位置）及び立地条件等を考慮する。

（４）市有地であること。

●指定緊急避難場所位置図

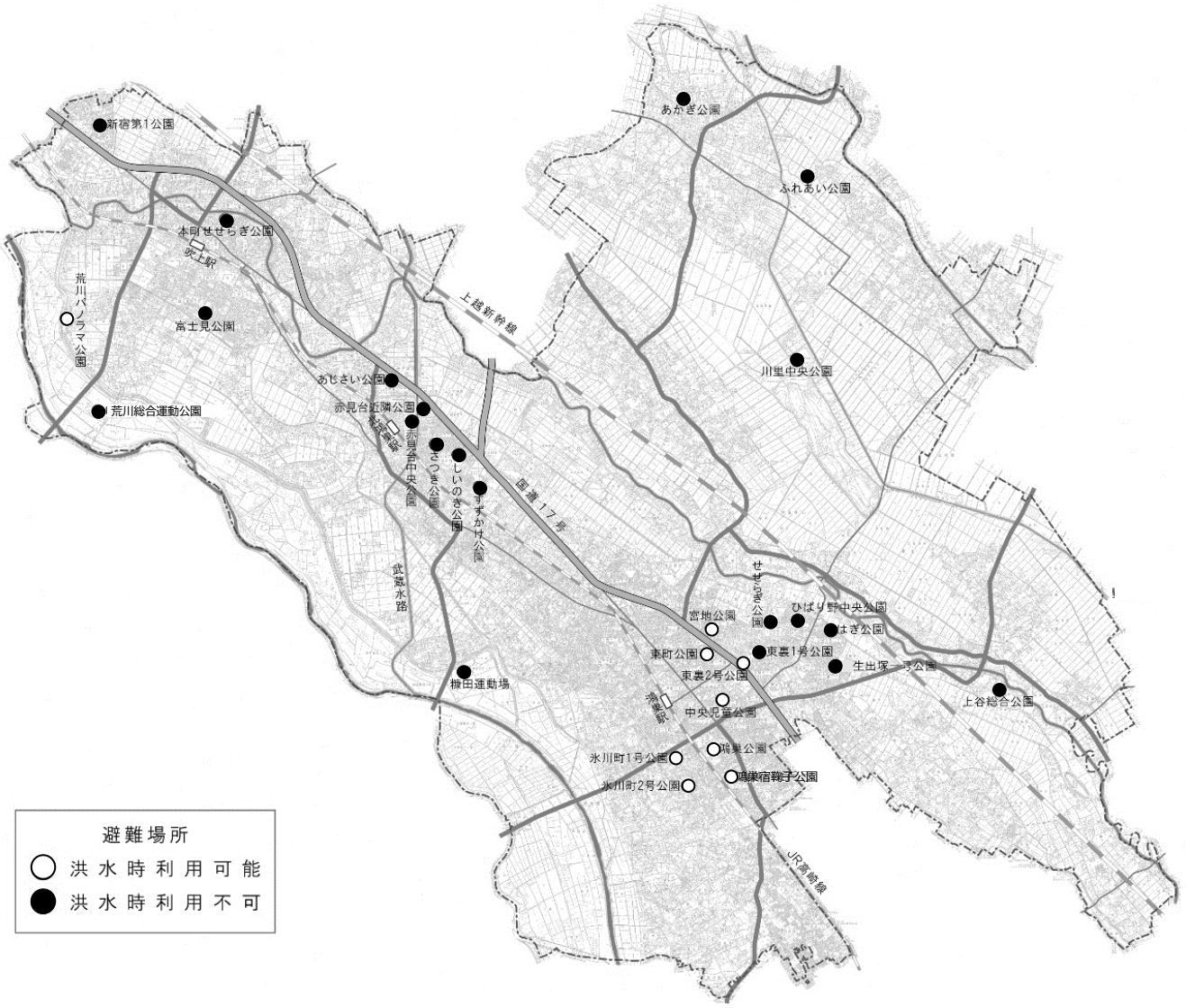

（５）要配慮者利用施設における避難

「水防法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 31 号）が平成 29 年 5 月 19 日に公布（同年 6 月 19 日施行）され、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の確実な避難確保を図ることが求められることになった。

① 児童福祉施設

（保育所）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
鴻巣保育所	東 1-8-7	048-542-5353	区域外	区域外	区域外	区域外	0.5～1m
馬室保育所	滝馬室 1152-1	048-542-2697	区域外	区域外	区域外	区域外	区域外
生出塚保育所	生出塚 2-7-1	048-542-8280	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
登戸保育所	登戸 612	048-597-1622	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m	0.5～1m
鎌塚保育所	鎌塚 2-11-33	048-548-0227	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
吹上富士見保育所	吹上富士見 4-8-18	048-548-1803	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
川里ひまわり保育園	関新田 1261-1	048-569-0002	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
寺谷保育園	寺谷 335-1	048-596-5471	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
まごやま保育園	栄町 7-24	048-542-5002	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
どんぐり保育園	糠田 1531-2	048-596-8317	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
ひかりっこ保育園	上谷 1950-1	048-541-3506	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	区域外
中央たんぽぽ保育園	吹上富士見 1-14-25	048-548-1271	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.2～0.5m
どんぐりっこ保育園	糠田 2801	048-501-8285	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
ふくろうの森保育園	袋 917-9	048-579-5933	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
なのはな保育園	北新宿 928	048-594-6365	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m
鴻巣えほんの森保育園	本町 2-2-24	048-577-6287	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満

（認定こども園）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
エンゼル幼稚園	加美 1-2-34	048-541-1677	区域外	区域外	区域外	区域外	0.2～0.5m
めぐみの木こども園	原馬室 4113	048-541-0878	区域外	区域外	区域外	区域外	0.2～0.5m
ゆめのはなこども園	原馬室 3747	048-542-1158	区域外	区域外	区域外	区域外	0.2～0.5m
大芦こども園	大芦 1616-2	048-548-2365	3～5m	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣英和こども園	東 1-1-27	048-542-1500	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満

（地域型保育施設）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
保育室風の街	吹上富士見 3-1-1	048-547-2941	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
きずなっこ保育園	すみれ野 15-1	048-598-3647	3～5m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
カインド・ナーサリー鴻巣本町園	本町 2-2-3	048-577-6993	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
カインド・ナーサリー北鴻巣園	赤見台 2-17-14	048-501-2630	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
保育所まなぴぃ	大間 532-1	048-514-0866	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.5～1m
ぬくもりのおうち保育北鴻巣園	赤見台 1-12	048-578-8848	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m
ことね保育園	中央 20-28	048-501-2471	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
ＬＩＴＴＬＥ　ＡＮＧＥＬ	本町 1-1-3 エルミこうのす 4 階	048-544-0001	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
保育所まなぴぃ　川里園	屈巣 2976-1	048-577-6226	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.5～1m
みらいの木保育園	本町 5-6-14	048-540-8800	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
あおぞら保育園	神明 1-3-37	048-594-9022	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.2～0.5m
きずなっこガーデンナーサリー	北新宿 1230-2	048-598-6208	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.2～0.5m
たかいたかい保育園	原馬室 2832-1	048-541-7283	区域外	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣タンポポ翔裕園事業所内保育所 元気キッズ	郷地 1746-1	048-540-6699	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外

（病児保育施設）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
病児保育室 パンジー・キッズ	広田 824-1	048-569-3111	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m
めぐみの木 病児保育室	本町 1-1-3 エルミこうのす４階	048-541-1110	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満

（認可外保育施設）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
かぞヤクルト販売(株) 鴻巣中央保育ルーム	氷川町 6-5	048-541-1387	区域外	区域外	区域外	区域外	0.2～0.5m
かぞヤクルト販売(株) 北鴻巣保育ルーム	宮前 91-1	048-597-2885	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
ぱれっと保育園 パインキッズ	上谷 664-1	048-541-2800	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	区域外
シード保育園	袋 917-9	048-547-0165	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	3m～
にこにこ保育園	神明 3-8-29	080-7252-1285	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満

② 老人福祉施設

（介護老人福祉施設）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
川里苑	屈巣 5158	048-569-1001	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	区域外
こうのすタンポポ翔裕園	郷地 1746-1	048-540-6699	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
翔裕園	上谷 687-1	048-541-8585	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
福冨の郷	鴻巣 967-1	048-577-7780	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05m 未満
馬室たんぽぽ翔裕園	原馬室 3335	048-541-4148	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
北こうのす翔裕園	箕田 3523	048-577-3607	3～5m	区域外	区域外	0.5～3.0m	0.5～1m
吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	区域外
鴻巣まきば園	前砂 517-1	048-547-2202	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
てねる	前砂 1003-1	048-547-2477	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外

（介護老人保健施設）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
こうのすナーシングホーム共生園	下谷 409-1	048-540-6171	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
鴻巣フラワーパレス	市ノ縄 250-1	048-597-1311	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
こうのとり	八幡田 868-1	048-596-2222	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
秋桜	前砂 980-1	048-547-2370	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外

（地域密着型介護老人福祉施設）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
小松の里	小松 2-8-12	048-540-5008	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満

（デイサービス）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
川里苑	屈巣 5158	048-569-1001	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	区域外
こうのすタンポポ翔裕園デイサービスセンター	郷地 1746-1	048-540-6713	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
翔裕園デイサービスセンター	上谷 687-1	048-543-6884	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
ソレアード鴻巣　通所介護事業所	上谷 141-1	048-544-3010	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	区域外
こうのすケアセンターそよ風	天神 4-32-1	048-542-3260	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
馬室たんぽぽ翔裕園デイサービスセンター	原馬室 3335	048-541-5000	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
こうのす共生の家デイサービスセンター	大間 4-29-7	048-544-7711	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
北こうのすケアセンターそよ風	箕田 419-2	048-596-7897	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
ブルーミングケア鴻巣箕田	箕田 3800-4	048-598-6101	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
介護のさくら	箕田 3820	048-597-5703	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
北こうのす翔裕園デイサービスセンター	箕田 3523	048-577-3607	3～5m	区域外	区域外	0.5～3.0m	0.5～1m
デイサービスセンター吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	区域外
デイサービスセンターソレイユ燦燦	北新宿 609	048-580-6311	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
鴻巣まきば園　デイサービスセンター	前砂 517-1	048-547-2202	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
デイサービス　てねる	前砂 1003-1	048-547-2477	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
さくらの里	大芦 1800-1	048-598-7870	3～5m	区域外	区域外	区域外	区域外
デイサービス未来鴻巣	北根 1008	048-594-8389	区域外	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
なでしこ３６５	上谷 2231-1	048-594-8230	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	0.2～0.5m
リカバリーウォークなでしこ	生出塚 2-17-13	048-540-1900	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.5～1m
早稲田イーライフ鴻巣	東 3-11-7	048-594-7045	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05m 未満
彩香らんど	箕田 270-1	048-595-3333	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
デイサービス ニパータ	箕田 3751	048-547-0070	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
デイサービス　かんげんどう	赤見台 1-8-7	048-580-5826	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
介護予防フィットネスあゆみ鴻巣店	神明 1-5-13	048-501-7346	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
あかね雲吹上苑	吹上本町 5-5-2	048-598-3431	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
ふきあげ翔裕園	北新宿 891	048-547-4165	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m
デイサービスセンター奏　明用	明用 37-1	048-579-5502	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満

（通所リハビリステーション）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
こうのすナーシングホーム共生園	下谷 409-1	048-540-6171	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
こうのす共生病院	上谷 2073-1	048-541-1131	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
仁科整形外科通所リハビリテーション	本町 1-1-3	048-543-7099	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
介護老人保健施設　鴻巣フラワーパレス	市ノ縄 250-1	048-597-1311	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
介護老人保健施設　こうのとり	八幡田 868-1	048-596-2222	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
秋桜	前砂 980-1	048-547-2370	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外

（はつらつデイサービス）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
介護予防教室の「彩香らんど」	箕田 270-1	048-595-3333	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
翔裕園デイサービス 爽やかな風	東 1-1-25	048-545-1010	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
介護予防教室吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	区域外

（小規模多機能型居宅介護）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
くすの木	屈巣 2187-1	048-568-2280	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
小松の里	小松 2-8-12	048-540-5008	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満

（認知症グループホーム）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
くすの木	屈巣 2187-1	048-568-2280	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
グループホーム楽々荘	下谷 1448-1	048-543-4881	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
ソレアード鴻巣	上谷 141-1	048-544-3010	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	区域外
トゥルーケア　GH パンジー	上谷 43-1	048-540-6036	区域外	区域外	区域外	区域外	区域外
こうのすケアセンター そよ風	天神 4-32-1	048-542-3260	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
グループホーム彩香らんど	登戸 256-1	048-595-3003	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05m 未満
愛の家グループホーム 鴻巣	登戸 309-1	048-595-3700	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
コスモス吹上	吹上本町 1-11-8	048-548-5585	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05m 未満
グループホームみんなの家　鴻巣	大芦 1499-1	048-547-2221	3～5m	区域外	区域外	区域外	区域外

（短期入所生活介護）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
川里苑	屈巣 5158	048-569-1001	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	区域外
こうのすタンポポ翔裕園	郷地 1746-1	048-540-6699	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
翔裕園	上谷 687-1	048-541-8585	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
福冨の郷	鴻巣 967-1	048-577-7780	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05m 未満
こうのすケアセンターそよ風	天神 4-32-1	048-542-3260	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
馬室たんぽぽ翔裕園	原馬室 3335	048-541-4148	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
北こうのす翔裕園デイサービスセンター	箕田 3523	048-577-3607	3～5m	区域外	区域外	0.5～3.0m	0.5～1m
吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	区域外
鴻巣まきば園	前砂 517-1	048-547-2202	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
てねる	前砂 1003-1	048-547-2477	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外

（短期入所療養介護）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
こうのすナーシングホーム共生園	下谷 409-1	048-540-6171	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
鴻巣フラワーパレス	市ノ縄 250-1	048-597-1311	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
こうのとり	八幡田 868-1	048-596-2222	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
秋桜	前砂 980-1	048-547-2370	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外

（介護付き有料老人ホーム）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
ココファン鴻巣	本町 5-6-18	048-540-0061	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
ふるさとホーム鴻巣	松原 2-2-28	048-540-2100	区域外	区域外	区域外	区域外	0.2～0.5m
介護付き有料老人ホームヒューマンサポート鴻巣	滝馬室 1378-1	048-598-6233	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
介護付き有料老人ホーム　風の街こうのす	吹上富士見 3-1-1	048-547-2941	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.2～0.5m

（住宅型有料老人ホーム）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
ふきあげ翔裕園	北新宿 891	048-547-4165	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m
ソレイユ燦燦	北新宿 639	048-580-6311	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.2～0.5m
ソレイユ晴晴	北新宿 643	048-598-4635	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.2～0.5m

（ケアハウス）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
ウェルガーデンコスモス	袋 303-2	048-548-8456	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外

（サービス付き高齢者向け住宅）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
ケアガーデン鴻巣	天神 3-11-4	048-540-5600	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
ココファン鴻巣	本町 5-6-18	048-540-0061	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
こうのす共生の家	大間 4-29-8	048-544-7711	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
アーク鴻巣	袋 899-1	048-578-4210	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
さくらの里	大芦 1800-1	048-598-7870	3～5m	区域外	区域外	区域外	区域外

③　障がい福祉施設

（日中活動系サービス）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
ケアセンターかるぽす	吹上富士見 2-2-14	048-547-0121	3～5m	区域外	区域外	0.5～3m	0.5～1m
ケアホームひとつぶ	鎌塚 40-1	048-547-2064	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
コスモス共同作業所	本町 5-2-4 ジュネス鴻巣	048-543-3638	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
こぽす	宮前 91-2	048-595-3600	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
さくらんぼ	箕田 3916-7	048-595-0511	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
チャレジョブセンター鴻巣	本町 4-3-3 東口第一ビル 2 階	048-578-8782	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
メリーハーモニー	下忍 3100-1	048-548-1270	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
ルピナス鴻巣ホーム	笠原 177-1	048-540-2031	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	区域外
鴻巣市あしたばポプラ作業所	箕田 4211-1	048-596-3425	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
鴻巣市あしたば第二作業所	原馬室 3116-2	048-543-3225	区域外	区域外	区域外	区域外	0.5～1m
鴻巣市吹上太陽の家	鎌塚 57-1	048-549-2288	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	区域外
楓	屈巣 136-1	048-501-8897	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
グループホーム夢の実ハウス	八幡田 868-1	048-596-2220	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
夢工房翔裕園	下谷 41	048-540-5000	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
陽	本町 7-7-12	048-594-8144	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
緑生の丘	袋 667-6	048-579-5207	0.5～3m	0.5～3m	区域外	0.5～3m	0.05m 未満
あすもっと	松原 1-3-7	048-598-7042	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
ＮＳＢ	人形 1-7-39	048-542-9571	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
メロディ	下忍 3612	048-548-1270	0.5～3m	0.5～3m	区域外	0.5～3m	区域外
短期入所　鴻巣広田	広田 1354-1	048-598-6216	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
グループホームイノベル鴻巣	吹上本町 5-1-6	048-580-7192	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	区域外
yours	神明 3-3-11	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
グループホームぬく森	天神 2-4-3 -302・303 号室 ｱﾒﾆﾃｨｰﾊﾟﾚｽﾜﾀﾅﾍﾞ	048-501-7096	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
Agria	鴻巣 1183-2	048-598-3068	0.5～3m	0.5～3m	区域外	区域外	0.05m 未満

（居住系サービス）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
yours	神明 3-3-11	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
yours 本町	本町 7-7-13	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
yours 本町Ⅱ	本町 8-2-4	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
yours 加美Ａ棟１階	加美 1-1-24 １階	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
yours 加美Ａ棟２階	加美 1-1-24 ２階	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
yours 加美Ｂ棟１階	加美 1-1-23 １階	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
yours 加美Ｂ棟２階	加美 1-1-23 ２階	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
Yours One	本町 5-10-15	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
イリス	松原 3-5-25	048-541-8618	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
グループホームあおぞら	加美 2-8-34 映和ハイツ 101,102,105,106,201,205	048-541-8060	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
グループホームあおぞら	宮地 2-4-25 パークハイツ 101,102,103,105,201,202,205	048-541-8060	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
グループホームあおぞら	加美 2-7-24 柳田ハイツ 101,102,103,105,106,107,108,110	048-541-8060	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
グループホームつばさ	広田 2812	048-569-1900	0.5～3m	0.5m未満	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
グループホームぬく森	天神 2-4-3 302,303 アメニティパレスワタナベ	048-501-7096	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
グループホームぬく森２	天神 2-4-3 402, 406 アメニティパレスワタナベ	048-501-7096	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
グループホームぬく森３	本町 2-2-15 102,202 本町ハイツ	048-501-7096	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
グループホームぬく森４	神明 3-3-17 101,102 志賀コーポ	048-501-7096	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m未満
グループホームノアの家	袋 1749-10	048-548-3397	0.5～3m	0.5m未満	区域外	0.5～3m	区域外

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
グループホームほのぼの	本町 5-2-6	048-501-7828	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
グループホームほのぼのⅢ	氷川町 18-9 シャルム司	048-501-7828	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
グループホーム夢の実ハウス	八幡田 868-1	048-596-2220	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
ケアホームひとつぶ鎌塚ホーム	鎌塚 1100	048-547-2064	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
ケアホームひとつぶ生活の家１	鎌塚 40-1	048-547-2064	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
ケアホームひとつぶ生活の家２	鎌塚 40-1	048-547-2064	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
ケアホームひとつぶ生活の家３	鎌塚 40-1	048-547-2064	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
ケアホームひとつぶ生活の家４	鎌塚 40-1	048-547-2064	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
ケアホームひとつぶ生活の家５	鎌塚 40-1	048-547-2064	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
スカイⅠ、Ⅱ	箕田 1392-2	048-562-5810	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
すみれ	上生出塚 745-14	048-541-8618	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
ルピナス鴻巣ホーム	笠原 177-1	048-540-2031	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	区域外
レジリエンスホーム１号棟	宮前 88－39	048-507-8162	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
風の家１、２	吹上富士見 3-1-1	048-547-2064	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.2～0.5m
緑生の丘　1 号館	袋 667-6	048-579-5207	0.5～3m	0.5～3m	区域外	0.5～3m	0.05m 未満
緑生の丘　2 号館	袋 920-14	048-579-5207	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
緑生の丘　3 号館	袋 666-16	048-579-5207	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	0.05m 未満
緑生の丘４号館	袋 404-7	048-579-5207	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
緑生の丘５号館	袋 666-13	048-579-5207	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	0.05m 未満
緑生の丘６号館	袋 666-28	048-579-5207	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
よってけしー	榎戸 1-2-28 １階	048-511-2961	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	1～3m
ソーシャルインクルーホーム鴻巣広田Ⅰ	広田 1354-1	048-598-6216	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
ソーシャルインクルーホーム鴻巣広田Ⅱ	広田 1354-1	048-598-6216	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
グループホームイノベル鴻巣Ａ	吹上本町 5-1-6　1階	048-580-7192	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	区域外
うさぎハウス鴻巣神明町	神明 1-3-40	048-594-6379	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m

（障がい児支援）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
Roselle　Friendship	三ツ木 394-1	048-598-5085	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
ハッピーテラス鴻巣教室	栄町 6-40 CASA de Todos 鴻巣 1 階	048-543-3334	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
ぷりんしぱる	愛の町 463	048-577-7074	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m
ぷりんしぱる吹上南教室	吹上富士見 1-1-22	048-507-7184	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m
鴻巣市こどもデイサービスセンター	大間 854-1	048-542-5050	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
鴻巣市立つつみ学園	大間 829-3	048-541-0169	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	区域外
放課後等デイサービス BANGBOO	すみれ野 15-11　北鴻巣ビル 5 号室	048-594-7570	3～5m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
放課後等デイサービス めろす	鎌塚 40-1	048-501-8839	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
縁どうまめ	吹上富士見 4-5-4	048-501-6531	3～5m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
縁どうまめ　北鴻巣教室	すみれ野 15-1	048-580-4386	3～5m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
縁ドーナツ	吹上本町 2-10-24	048-577-4686	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.2～0.5m
イストワール鴻巣小松教室	小松 3-10-20	048-594-6488	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
アンダンテ	人形 2-1-67 金盛ビル 1 階	048-578-4794	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
グローバルキッズメソッド６０	すみれ野 15-1	048-580-7717	3～5m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
こぱんはうすさくら鴻巣吹上教室	南 2-10-10	048-580-5307	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.2～0.5m
Spoon	本町 7-7-6	048-594-6522	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
グローバルキッズメソッド１６５	すみれ野 15-1	048-501-8270	3～5m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m

④ 医療提供施設

（医療機関）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
こうのす共生病院	上谷 2073-1	048-541-1131	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05m 未満
鴻巣外科胃腸科	鴻巣 1195-1	048-543-7770	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05m 未満
鴻巣第一クリニック（透析患者のみ）	大間 776-1	048-542-5566	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
埼玉県済生会鴻巣病院	八幡田 849	048-596-2221	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
埼玉脳神経外科病院	上谷 664-1	048-541-2800	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	区域外
はやしだ産婦人科医院	鴻巣 1005-2	048-541-8000	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
ヘリオス会病院	広田 824-1	048-569-3111	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m
村越外科・胃腸科・肛門科	吹上本町 1-4-13	048-548-0048	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m

※病床のある医院

⑤ 幼稚園

（私立幼稚園）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	内水
鴻巣幼稚園	本町 6-3-4	048-541-0575	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
鴻巣ひかり幼稚園	上谷 1950-1	048-541-3506	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	区域外
箕田幼稚園	箕田 327-3	048-596-1371	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
吹上中央幼稚園	吹上富士見 1-14-25	048-549-0792	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.2～0.5m

⑥ 放課後児童クラブ

（公立放課後児童クラブ）

施設名	所在地	浸水想定				
		荒川	小山川	福川	利根川	内水
鴻巣放課後児童クラブ本室	本町 3-12-18	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
鴻巣放課後児童クラブ分室	本町 6-4-56	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
赤見台第１放課後児童クラブ	稲荷町 26-32	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
あたご放課後児童クラブ本室	原馬室 3460-1	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満

施設名	所在地	浸水想定				
		荒川	小山川	福川	利根川	内水
あたご放課後児童クラブ分室	原馬室 2425	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
神明放課後児童クラブ	神明 3-18-34	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
中央放課後児童クラブ	中央 1-45	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
赤見台第２放課後児童クラブ本室	赤見台 2-8-16	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05m 未満
赤見台第２放課後児童クラブ分室	赤見台 2-6-1	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m
南放課後児童クラブ	本町 8-7-26	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05～0.2m
田間宮放課後児童クラブ	北中野 9-2	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
馬室放課後児童クラブ	滝馬室 571-1	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
箕田放課後児童クラブ	宮前 16-2	3～5m	区域外	区域外	区域外	区域外
吹上放課後児童クラブ	南 1-10-5	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
下忍放課後児童クラブ	鎌塚 10	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.2～0.5m
大芦放課後児童クラブ	大芦 923-1	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
屈巣放課後児童クラブ	屈巣 4526-2	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
広田放課後児童クラブ	広田 3163-5	区域外	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m
共和放課後児童クラブ	関新田 220-1	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外

（民間放課後児童クラブ）

施設名	所在地	浸水想定				
		荒川	小山川	福川	利根川	内水
南よつばの願い学童	本町８－1-20	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
どんぐり学童保育室	糠田 2800－2	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～0.2m
小谷学童	三町免 89-2	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
吹上もろっ子児童クラブ	南 1-9-8	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
学童保育ふくろうの森	袋 917-9	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2～0.5m
なのはな学童保育	北新宿 927	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05～0.2m

施設名	所在地	浸水想定				
		荒川	小山川	福川	利根川	内水
田間宮学童　結	北中野 127-3	5～10m	区域外	区域外	0.5m～3m	0.05m 未満

⑦　学校

（小学校）

施設名	所在地	浸水想定				
		荒川	小山川	福川	利根川	内水
鴻巣市立鴻巣東小学校	本町 6-4-56	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
鴻巣市立鴻巣南小学校	本町 8-7-23	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
鴻巣市立馬室小学校※	滝馬室 555	区域外	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立田間宮小学校	糠田 2985	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.05m 未満
鴻巣市立箕田小学校	箕田 408	3～5m	区域外	区域外	区域外	0.05 ～ 0.2m
鴻巣市立鴻巣北小学校	神明 3-18-10	区域外	区域外	区域外	区域外	0.2 ～ 0.5m
鴻巣市立松原小学校	原馬室 2425	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05 ～ 0.2m
鴻巣市立赤見台第一小学校	赤見台 4-19-1	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05m 未満
鴻巣市立赤見台第二小学校	赤見台 2-6-1	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.05 ～ 0.2m
鴻巣市立鴻巣中央小学校	中央 30-1	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2 ～ 0.5m
鴻巣市立吹上小学校	南 1-10-5	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.2 ～ 0.5m
鴻巣市立下忍小学校	鎌塚 10	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.2 ～ 0.5m
鴻巣市立大芦小学校	大芦 923-1	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	区域外
鴻巣市立屈巣小学校	屈巣 4515-1	0.5～3m	区域外	区域外	区域外	0.2 ～ 0.5m
鴻巣市立共和小学校	新井 194-2	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立広田小学校	広田 3156-5	区域外	区域外	区域外	0.5m 未満	0.2 ～ 0.5m

※土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定有

（中学校）

施設名	所在地	浸水想定				
		荒川	小山川	福川	利根川	内水
鴻巣市立鴻巣中学校	東 2-4-62	区域外	区域外	区域外	区域外	0.05 ～ 0.2m
鴻巣市立鴻巣北中学校	箕田 4280	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05 ～ 0.2m
鴻巣市立鴻巣西中学校	大間 1161	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m	0.2 ～ 0.5m
鴻巣市立鴻巣南中学校	原馬室 3685	区域外	区域外	区域外	区域外	0.2 ～ 0.5m
鴻巣市立赤見台中学校	赤見台 4-25-1	3～5m	区域外	区域外	0.5～3m	0.05～ 0.2m
鴻巣市立吹上中学校	吹上富士見 1-6-1	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満	0.2 ～ 0.5m
鴻巣市立吹上北中学校	鎌塚 550	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外
鴻巣市立川里中学校	関新田 1560-1	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m	区域外

（６）避難所運営

市では、県が公表した「避難所運営に関する指針」に基づき、「鴻巣市避難所運営マニュアル」を令和２年７月 31 日に策定している。また、埼玉県の「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」を踏まえ、令和７年３月 27 日に同マニュアルを改訂している。

今後状況に応じて随時見直しを行う。

①　鴻巣市避難所運営マニュアル

目　次

第１章 平常時における対応 3
　１ 平常時の準備 3
第２章 発災後における初動対応 4
　１ 避難所の開設 4
　２ 避難所運営（１～２日程度の短期避難の場合） 5
第３章 発災後における長期的対応 7
　１ 避難所運営（3 日以上の長期避難を要した場合） 7
　２ 活動班の役割 9
第４章 その他対応事項 15
　１ 生活の配慮とルール 15
　２ ペットの同行避難について 16
　３ 帰宅困難者の対応について 17
避難所運営のための様式集 18

第１章　平常時における対応

１　平常時の準備

(1) 体制の整備

円滑に避難所を運営できるよう、主に以下のことについて話し合う。

ア　組織体制、人的体制の整備

・災害時の対応や役割分担

・要員の確保等

・避難所の鍵の管理や避難所の開設方法

・研修や訓練の実施

イ　物資確保体制の整備

・給水設備の点検整備

・食料品、飲料品、生活必需品、医薬品等の備蓄の推進

・義援物資等の受入れ体制

(2) 避難所のレイアウトの検討

平時から施設管理者等と調整し、災害種別や期間（短期・長期）に応じて避難所として利用できるスペースを決定する。

(3) 食料・生活必需品等の備蓄・調達

大規模な災害が発生した直後の避難所での生活を確保するため、食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備を図る

(4) 避難所等の周知

避難方法、避難所の所在、避難所の役割や生活のルール等を防災パンフレットや防災マップ、看板等に掲載し、広く住民に周知する。

(5) 必要な物資等の持参

避難所での配給が間に合わないこと等を想定し、避難生活において必要となるものを、可能な限り持参するよう住民に周知を図る。

【例】食料、水、持病等の処方薬、マスク等の衛生用品、ラジオ、
福祉用具、防寒着　スリッパ　等

※感染症が蔓延している場合には以下のものも持参する。

【例】体温計、消毒液、ウェットティッシュ　等

第２章　発災後における初動対応

１　避難所の開設

市職員は、本格的な避難所組織ができるまで避難所の運営に当たり、早急に以下の業務を行う。なお、円滑に開設できるよう施設管理者等と鍵の受け渡しや連絡手段等について事前に取り決めておく。

(1) 施設の安全確認

ア　施設の点検

・施設の危険状況を確認する。
・危険と認められる場所は、立ち入り禁止とし、封鎖する。
・施設の安全確認が終了するまで施設の外で待つよう避難者に呼び掛ける。
・避難については徒歩による避難を原則とする。ただし、やむを得ず自動車等で避難することを想定している地域の避難所については、施設管理者、市職員等との間で調整し、災害による被害が少ない場所に可能な範囲で駐車場を確保する。
・近隣住民以外の避難者でも円滑に避難所へ避難することができるよう、視認しやすい避難所看板を設置する。

イ　施設の開放

・施設の安全確認終了後、避難者を施設内に誘導する。

ウ　開放できない場合

・一見して避難所として使用することができない場合は、近隣の避難所に誘導する。

(2) 避難所開設の報告

・避難所を開設したときは、避難所開設報告書（様式第１号）により、避難所の開設日時、避難者数、負傷者、連絡手段等を災害対策本部に報告する。

(3) 避難スペースの設定

・避難者１世帯当たりの面積は概ね４m2 とする。
・通路は幅２ｍ以上確保する。
・施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。併せて立入禁止部分（学校の職員室や理科室等）も明確にする。
・介護が必要な要配慮者等は和室や冷暖房がある部屋を優先して部屋割りをする。
・消防団の活動拠点を確保する。

〈感染症が蔓延している場合〉

・避難者同士の間隔をできるだけ２ｍ、最低でも１ｍほど確保する。
・パーテーションやビニールシート等を用いて仕切りをつける。
・十分な換気を行う。

・教室の活用など避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。

(4) 避難者受入時の対応

・避難者名簿用紙（様式第２号）を各世帯に配布し、記入してもらう。

・ペットを連れて避難する場合は、ペット飼育者名簿（様式第３号）に記入してもらい、ペットを専用避難スペースへ避難させる。

〈感染症が蔓延している場合〉

・受付時に検温を行い熱がある場合は、別室の避難スペースへ案内する。

・マスク、手袋、防護衣等を着用し感染予防に努める。

(5) 情報収集手段の確保

・ラジオ等を設置し、情報収集できる手段を提供する。

・災害対策本部や他避難所との連絡手段として移動系防災行政無線、SNS や電子メール等も積極的に活用し、情報収集する。

(6) 避難者名簿の整理

・名簿は、居住組別に整理する。

・避難者の状況（入所者数・退所者数・現在数）を整理する。

２　避難所運営（１～２日程度の短期避難の場合）

短期避難の場合は迅速に避難者を受入れ身の安全を確保することが求められる。また、短期避難の場合は職員を中心とした避難所運営になるため、平時より訓練等を実施し災害対応ができるよう努める。

(1) 担当職員の役割について

以下の役割を事前に決めておき、避難所運営に従事する。

ア　リーダー

・リーダーは避難所の責任者となる。

・災害対策本部との情報共有を行う。

・学校職員との連携を行う。

イ　受付

・避難者を把握するため、名簿の作成を行う。

・ペットを連れている場合は、ペット飼育者名簿に記入してもらい、ペットを専用避難スペースへ避難させる。

〈感染症が蔓延している場合〉

・受付で検温を行い、熱がある避難者を別室の避難スペースを案内する。

・健康状態を健康管理チェックリスト（様式第４号）により毎日確認する。

ウ　場内整理

・避難所内の車の誘導を行う。

・避難者を受付まで誘導する。
・避難スペースを巡回し安全確認や、体調確認を行う。
・防災倉庫の物資が必要となった場合は搬出する。
・消防団との連携を行う。

(2) 情報共有について
・ラジオ等を使用し、避難者への情報提供に努める。
・災害対策本部からの連絡事項や決定事項を掲示する。
・避難者数を１時間毎に災害対策本部へ報告する。
・移動系防災行政無線、電話、SNS 等を用いて災害対策本部との情報共有に努める。

(3) 長期避難への対応について
・避難所運営会議の設置、運営のサポートを行う。
・交代職員への引継ぎを円滑にできるよう準備する。

(4) 避難所の閉鎖について
・災害対策本部の指示により避難者の帰宅を促し閉鎖する。
・閉鎖した場合、災害対策本部へ報告する。
・使用した備品については閉鎖時に可能な限り片付ける。

第３章　発災後における長期的対応

１　避難所運営（3 日以上の長期避難を要した場合）

大規模災害が発生し、長期避難の必要が生じた場合には、多くの避難者が生活を共にすることから、良好な生活環境を確保するためには、一定のルールの下で互いに生活していくことが求められる。

また、避難所の運営に当たっては、避難者自身による自主組織を中心に行うことが求められ、避難所運営時も多様な避難者のニーズを把握して柔軟に運営ルールを見直していく。

なお、運営体制づくりに当たっては、リーダー階層別にいずれかの性別に偏らないよう（会長が女性なら、副会長は男性にするなど）バランスよく配置する。

(1) 運営会議の設置

ア　運営会議の役割
・運営会議は、避難所の運営方針や避難所のルール作りなど、避難所の円滑な運営を図るための意思決定機関として設置する。
・運営会議は、会長、副会長、各居住組の組長及び各活動班の班長で組織する。
・会長及び副会長は、居住組の組長の中から選出する。

・運営会議は、災害対策本部との連絡調整事項や避難所での課題、問題などについて話し合う。

イ　要領の作成

・会議を開催するために「○○○○避難所運営会議要領」（様式第５号）を作成する。

ウ　会議の運営

・会長は、「○○○○避難所運営会議要領」に基づき、会議を開催し、円滑に運営する。

・女性に配慮した避難所運営を行うため、運営会議の会議に女性を３割以上参加させる。

・市職員又は施設管理者は、運営会議が設置されたときは、事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようにサポートする。

エ　決定事項の取扱い

会議の決定事項は、次のとおり取り扱う。

・災害対策本部に通知する。

・居住組の組長を通じて、避難者に周知する。

・活動班の班長を通じて、班員に周知する。

(2) 居住組の編成

・世帯と地域を単位として居住組を編成する。

・介護が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に配慮した上で介護者とともに同じ居住組に編成する。

・盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物と共に避難する避難者については、居住空間の確保に配慮した上で同じ居住組に編成する。

・居住組の編成人数は概ね４０人程度とする。

・各居住組は、組長及び副組長を選出する。

・組長及び副組長は、避難者が孤立化しないよう配慮をする。

(3) 活動班の設置

・避難所を運営するため避難所に活動班を設置する。

・活動班は、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健･衛　生班、ボランティア班、避難者支援班とする。（次ページ表参照。）

・各活動班の班員は、各居住組の組長から推薦を受けて、会長が指名する。

・各活動班の班長は、班員の中から会長が指名する。

活動班と主な活動内容

活動班	活動内容
総務班	運営会議の庶務、避難者の管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ、記録
情報班	情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達
食料・物資班	食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給
施設管理班	危険箇所への対応、防火・防犯
保健･衛生班	医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ごみ、トイレ、清掃、ペット
ボランティア班	ボランティア受付簿の作成
避難者支援班	困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援

２　活動班の役割

多くの避難者が共同生活を営むためには、役割分担及び相互の連携・協力が必要なことから次のとおり活動内容に応じた活動班を設ける。班の体制づくりに当たっては、男女をバランス良く配置し、性別や年齢、立場により役割を固定することがないようにする。

(1) 総務班

ア　運営会議の庶務

イ　避難者の管理

(ｱ)　避難者名簿の管理

・避難者の状況（入所者数・退所者数・現在数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

・避難者名簿には様々な個人情報が含まれるため、原本を閲覧できる職員・スタッフを限定するとともに、名簿は施錠できる場所に保管する。

・安否確認に対応するため、個人情報の提供に同意しない避難者を除いた「問い合わせ対応用名簿」を作成し、当該名簿に基づき対応する。

(ｲ)　入所者・退所者の管理

【入所者がいたら】

・新しい入所者に避難者名簿用紙を渡し、記入してもらい、名簿に加える。

・空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。

・避難所の生活ルールについて周知する。

【退所者がいたら】

・退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
・退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
・退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、そのまま残す。

(ｳ) 外泊者の管理

・外泊届用紙（様式第６号）に氏名、期間、連絡先等を記載してもらい、居住組の組長を通じ、外泊届を受理し、外泊者を把握する。

ウ 問合せへの対応

・安否確認に対応する。
・避難者への伝言を掲示する。

エ 取材への対応

・取材をする場合には、取材者受付用紙（様式第７号）に記載させる。
・取材者への注意事項（様式第８号）により取材に当たっての注意事項を伝える。
・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
・避難者のプライバシーを確保するため、取材には必ず班員が立ち会う。

オ 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ

・郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は総務班で保管する。

カ 記録

・避難所の記録（様式第９号）に避難所の運営を記録する。

(2) 情報班

ア 情報収集

(ｱ) 関係機関からの情報収集

・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。

(ｲ) 各種マスコミからの情報収集

・テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。

イ 災害対策本部への情報伝達

・避難所の状況を定期的に市の避難所担当職員（以下「避難所担当職員」という。）へ報告する。
・運営会議の決定事項を避難所担当職員を通じて、災害対策本部へ通知する。

ウ 避難所内への情報伝達

・避難所伝言掲示板（様式第１０号）を作成する。
・避難所内での情報伝達は、掲示板への掲示又は記載によることとし、併せて館内放送や口頭で知らせる。
・性被害を未然に防ぐため啓発ポスターを掲示する。

・伝達者が限定される場合は、対象者の専用スペースなどに「カード」形式で設置したり、「メモ」として個別に配布する。
・相談窓口を記載したカードを女性専用スペースやトイレの個室に設置・配布する。
・掲示板以外の場所で避難者の目につきやすい場所（トイレ・休憩スペース等）にもポスターを掲示する。
・相談窓口を設置した場合や、意見箱の設置等の被災者ニーズ調査を実施する場合は、掲示板への掲示や記載等で広報を行う。
・掲示板に掲載する情報には、掲示開始日時を記載する。

(3) 食料・物資班

ア　食料・物資の調達

・必要な食料・物資を避難所担当職員を通じて災害対策本部に要請する。
・妊産婦、乳幼児、アレルギー、食事制限等、多様なニーズについて把握し食料・物資の調達に反映させる。
・避難者のニーズ把握については、同性のスタッフがニーズ調査を行うなど、意見の出しやすい環境を整える。

イ　食料・物資の受入

・食料、物資受入簿（様式第１１号）を作成する。
・食料、物資の受入のための専用のスペースを設ける。
・食料、物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。

ウ　食料の管理・配給

(ｱ)　食料の管理

・食料管理簿（様式第１２号）を作成する。
・食料の種類と在庫数を常に把握しておく。
・食料の保管には十分に注意を払う。

(ｲ)　食料の配給

・食料は世帯単位とし、代表者に配給する。
・食料は、要配慮者に優先して配給する。
・食料の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、食物アレルギーの避難者が安心して食べられるように配慮する。

エ　物資の管理・配給

(ｱ)　物資の管理

・物資管理簿（様式第１３号）を作成する。
・物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
・物資の管理には十分に注意を払う。

(ｲ)　物資の配給

・物資の配給は世帯単位とし、代表者に配給する。

・物資は、要配慮者に優先して配給する。
・在宅避難者が物資を受け取りに来たときに対応する。

(4) 施設管理班

ア　危険箇所への対応

・余震が発生した場合には、専門家による施設の危険度判定を要請する。
・危険箇所は「立入禁止」を表示する。
・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。
・夜間等を想定し、照明の追加で設置する場所を事前に検討し、夜間時に見えづらい場所をなくす工夫をする。

イ　防火・防犯

・火気の取扱場所及び喫煙場所を指定する。
・火気の取扱いに注意を呼び掛ける。
・夜間の当直制度を設ける。
・夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。
・女性専用スペース、間仕切りの高いスペース、車中泊（駐車場）スペース等を対象として、夜間だけでなく昼間も定時巡回警備を行う。
・自衛策として、子どもは保護者等と一緒か複数人で、女性は２人以上で行動することを推奨する。

(5) 保健・衛生班

ア　医療・介護

・近隣の救護所の開設状況を把握する。
・医療機関の開設状況を把握する。
・医薬品の種類、数量について把握する。
・傷病者について把握する。
・避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。
・医師や保健師等の巡回による診察が受けられるよう可能な限り診察スペースを設置する。

イ　トイレ

・水道や下水道、トイレ施設等の使用可能状況（断水の有無等）を調べる。
・プールや井戸等から、トイレ用水を確保する。また、断水時には予めバケツを用意し、使った人は次の人のために用水を汲んでおくことを周知する。
・災害により既設トイレが使用できない場合は、仮設トイレを設置し、割合はできるだけ女性用を多く設置するよう検討する。
（目安として男性１：女性３の割合）
・女性用トイレには女性用品を常備するよう努める。
・介助者同伴の方やLGBTにも配慮し、共同トイレを用意するよう努める。

・要配慮者用の多目的トイレの設置を検討する。

ウ　衛生管理

・手洗い及び咳エチケットを徹底させる。

・食器の衛生管理を徹底させる。

・ミルクを使用する環境を想定し、お湯や哺乳瓶を衛生的に利用できる環境を整備する。

・風邪など感染症の防止に努める。

・感染症が蔓延している場合はマスクの着用や健康管理チェックシートにより毎日の検温を徹底させる。

エ　生活用水の管理

・生活用水は用途に応じて分ける。

・節水に努める。

オ　清掃

(ｱ)　共用部分の清掃

・居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。

(ｲ)　居室部分の清掃

・居室の清掃を実施させる。

カ　ごみ

・避難所敷地内にごみ集積場を設置する。

・ごみの分別収集を徹底し、ごみ集積場を清潔に保つ。

・ごみが分別しやすいようごみの内容ごとに分別区分が表示された分別表を掲載する。

・感染症が疑われた避難者が使用した汚物は、取り扱いに注意する。

キ　ペット

・ペット飼育者名簿を入居時に作成する。

・敷地内に受入場所を設け飼育する。

・ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。

(6) ボランティア班

・ボランティア受入時には、避難所内の立入制限区域や安全確保のルールなどについて説明する。

・ボランティア受付簿（様式第１４号）を作成する。

・ボランティアセンターの登録を確認する。

・ボランティアの役割分担を決め、名札や腕章を着用させる。

・女性ボランティアの安全確保のため、２人以上で行動する、防犯ブザーを配布するなどの安全行動ルールを定める。

(7) 避難者支援班

ア　困りごと相談

・生活の困りごとを相談でき、プライバシーに配慮した窓口を設置する。
・女性専用の相談窓口を設置する。

イ　交流の場の提供

・避難者や地域の被災者が交流する機会を設ける。
・避難所や近隣の施設に交流スペースを作ったり、避難者等が外出する機会を設けたりし、避難者の避難生活による孤立の防止や心身のリフレッシュなどに努める。

第４章　その他対応事項

１　生活の配慮とルール

(1) 生活の配慮

避難所で多くの人が快適な共同生活を送るため、次の事項に配慮する。また、避難所チェックシート（様式第１５号）を活用し、多様な立場の人に対するきめ細やかな配慮ができているか、継続的に確認する。

ア　プライバシーの配慮

・個人情報の取扱いについては、十分注意する。
・プライバシーに関することは、直接本人に伝える。
・DV（ドメスティック・バイオレンス）等の配慮が必要な避難者については、避難者名簿等の情報管理に留意する。

イ　要配慮者への配慮

・要介護高齢者、障がい児者、妊産婦、その他避難生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた対応ができるよう配慮する。
・視覚障がい者等には、音声による情報提供を行う。
・固形食の摂取が困難な高齢者や障がい者の食料に配慮する。
・高齢者や障がい者用に専用の洋式トイレを用意する。
・避難所での生活が健康へ影響を及ぼすようであれば、福祉避難所や医療機関へ移送する。

ウ　外国人への配慮

・外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。

(2) 生活ルールの周知

多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」（様式第１６号）を定め、避難者に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、併せて入所者に配布する。

２　ペットの同行避難について

ペットの同行避難とは災害の発生時に飼い主が飼養しているペットを同行して避難場所まで安全に避難することを言う。避難所は様々な避難者が共同生活を送る場であり、ともに災害を乗り越えるためには避難所運営側、そして飼い主も平時のうちに準備を進める。

(1) ペットの同行避難の準備

飼い主は同行避難にあたり以下の点に留意する。

ア　犬の場合

・リードを付け、首輪が緩んでないか、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着しているか確認する。
・小型犬はリードを付けた上で、キャリーバッグやケージに入れる。
・避難用品をもって避難所へ向かう。

イ　猫の場合

・キャリーバッグやケージに入れる。
・キャリーバッグなどの扉が開いて猫が逸走しないようにガムテープなどで固定する。
・避難用品をもって避難所へ向かう。

(2) ペットの受入場所の選定

避難所のどの部分を動物の飼養場所として利用するか、あらかじめ選定しておく。

ア　室外の場合

・犬を係留できるフェンスや柱がある場所
・雨や直射日光をしのぐことができる場所
・部外者の立入制限等をかけやすい場所

イ　室内の場合

・ペットを飼育していない避難者と、できる限り交わらない場所。
・人の居住場所に鳴き声や臭い等が届きにくい場所。

ウ　共通事項

・避難所活動の妨げとならない場所。
・清掃しやすい場所。
・動物種ごとに飼養場所を分けられる場所。

(3) 飼養管理基本ルールの作成

ペット同行避難が可能な避難所については、ペット飼養管理の基本ルール（様式第１７号）を定め、飼い主、避難者の見やすい場所に掲示する。

３　帰宅困難者の対応について

・地域内に居住していない帰宅困難者（観光客、通勤・通学者等）については、年齢や性別等を考慮して居住組を編成する。

・帰宅困難者は、あらかじめ決められた補助避難所で受入れる。ただし、補助避難所が開設される前に指定避難所へ来た者については、移動を前提に一時的に受入れる。

避難所運営のために様式類等

避難所の案内図、施設の配置図、各種の様式をあらかじめ作成する。

(1)　避難所開設報告書（様式第１号）
(2)　避難者名簿用紙（様式第２号）
(3)　ペット飼育者名簿（様式第３号）
(4)　健康管理チェックシート（様式第４号）
(5)　避難所の運営会議要領（様式第５号）
(6)　外泊届出用紙（様式第６号）
(7)　取材者受付用紙（様式第７号）
(8)　取材者への注意事項（様式第８号）
(9)　避難所の記録（様式第９号）
(10)　避難所伝言掲示板（様式第１０号）
(11)　食料・物資受入簿（様式第１１号）
(12)　食料管理簿（様式第１２号）
(13)　物資管理簿（様式第１３号）
(14)　ボランティア受付簿（様式第１４号）
(15)　避難所チェックシート（様式第１５号）
(16)　避難所生活の心得（様式第１６号）
(17)　ペット飼養管理基本ルール（様式第１７号）
(18)　シフト表（様式第１８号）

（様式第１号）

避難所開設報告書(第１報) ～ 開設後すぐ

※　避難所を開設したら、災害対策本部(○○○－○○○○)までファックスしてください。
ファックスが使えない場合には、下記通信欄の内容を(○○○－△△△△)まで電話で連絡してください。
※　第１報です。わかる範囲で報告してかまいませんから、速やかに報告してください。

避難所名	
開設日時	年　月　日 時　分
避難理由	避難指示・高齢者等避難・ 自主避難

災害対策本部受信者

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告日時	年　月　日 時　分	報告者名	
避難所 連絡手段	FAX　－　－ 電話番号　－　－ その他		

避難所の状況等	避難者数・避難世帯数	人(男性　人・女性　人) 世帯
	避難所の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険
	ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通

緊急を要する事項(負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください)
参集した避難所担当者
参集した施設管理者

（様式第２号）

避難者名簿用紙

避難所名		受付者	

世帯単位で記入

住所	鴻巣市				自治会名		
（フリガナ） 氏　名	続柄	年齢	避難日	配慮事項 （要介護度、既往症の有無等）	健康管理		退去日
					℃ □咳 □鼻水 □くしゃみ □頭痛 □のどの痛み □倦怠感 □胸痛 □息苦しさ □味覚嗅覚障害		
					℃ □咳 □鼻水 □くしゃみ □頭痛 □のどの痛み □倦怠感 □胸痛 □息苦しさ □味覚嗅覚障害		
					℃ □咳 □鼻水 □くしゃみ □頭痛 □のどの痛み □倦怠感 □胸痛 □息苦しさ □味覚嗅覚障害		
					℃ □咳 □鼻水 □くしゃみ □頭痛 □のどの痛み □倦怠感 □胸痛 □息苦しさ □味覚嗅覚障害		
					℃ □咳 □鼻水 □くしゃみ □頭痛 □のどの痛み □倦怠感 □胸痛 □息苦しさ □味覚嗅覚障害		
					℃ □咳 □鼻水 □くしゃみ □頭痛 □のどの痛み □倦怠感 □胸痛 □息苦しさ □味覚嗅覚障害		
					℃ □咳 □鼻水 □くしゃみ □頭痛 □のどの痛み □倦怠感 □胸痛 □息苦しさ □味覚嗅覚障害		
					℃ □咳 □鼻水 □くしゃみ □頭痛 □のどの痛み □倦怠感 □胸痛 □息苦しさ □味覚嗅覚障害		
安否確認等の問い合わせがあった場合、住所氏名を公表することに同意しますか					同意する　・　同意しない		

（様式第３号）

ペット飼育者名簿

	飼育者 （住所・氏名）	動物の 種類	性別	体格	飼育 場所	毛色	その他 （退所日等）
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

（様式第４号）

健康管理チェックシート

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●毎朝、体温を測定して記入してください。
●こまめに手洗いを行い、咳エチケットを守りましょう。
●以下の場合は、必ず避難所担当職員、保健衛生班に報告してください。
・発熱がある。
・強いだるさ（倦怠感）がある。
・息苦しさ（呼吸困難)、咳や痰、のどの痛みがある。　　等

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
強い息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
強い息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

（様式第５号）

○○○○避難所運営会議要領

（目的）

第１条　○○○○避難所の運営について協議するため、○○○○避難所運営会議（以下「運営会議」という。）を設ける。

（構成）

第２条　運営会議は、会長、副会長、居住組の代表者及び活動班の班長をもって充てる。

（協議）

第３条　運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため次の事項について協議する。

（１）　役員の選出
（２）　避難所の運営方針
（３）　行政機関への要請、申し入れ
（４）　ボランティアの受け入れ
（５）　マスコミ取材への対応方針
（６）　避難所のルールづくり
（７）　活動班の編成
（８）　その他必要な事項

（運営会議の組織）

第４条　運営会議には、次の役員を置く。

（１）　会長　　１人
（２）　副会長　　若干人
（３）　各活動班の班長　　１人

（役員の職務）

第５条　会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。

３　各活動班の班長は、班を総括する。

（活動班）

第６条　運営会議に、次の活動班を設け。この場合において、必要あると認めるときは、活動班を新設又は統合することができる。

（１）総務班
　運営会議の庶務、避難者の管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録等

（２）情報班
　情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達等

（３）食料・物資班
　食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給、物資の管理・配給等

（４）施設管理班
　危険箇所への対応、防火・防犯

（５）保健・衛生班
　　医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ごみ、トイレ、掃除、ペットに関すること
（６）ボランティア班
　　ボランティアの受入れ
（７）避難者支援班
　　困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援

（会議）
第７条　運営会議は、毎日　　時に定例会を開催し、会長が議長となる。
２　避難所の運営活動等のため会長が必要と認めたとき臨時に会議を開催することができる。

（疑義）
第８条　避難所の運営について、この要領に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

（様式第６号）

外泊届出用紙

（ふりがな）		居住組
氏　　名		
外 泊 期 間	年　月　日 ～ 年　月　日（計　日間）	
同　行　者		
緊急の場合の連絡先（希望者のみ）		

（様式第７号）

取材者用受付用紙

〈お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄りください〉

<table>
<tr><td colspan="2">受付日時

年　月　日　時　分</td><td colspan="2">退所日時

年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">代
表
者</td><td colspan="3">氏名</td></tr>
<tr><td colspan="3">所属</td></tr>
<tr><td colspan="3">連絡先(住所・TEL)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">同
行
者</td><td>氏名</td><td colspan="2">所属</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>取
材
目
的</td><td colspan="3">

※オンエア、記事発表などの予定:</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難所側付添者　氏名

特記事項</td><td colspan="2">〈名刺添付場所〉</td></tr>
</table>

（様式第８号）

取材をされる方へ

当避難所内にて取材を行う場合には以下の点に留意くださるようお願いいたします。

◆避難所内では身分を明らかにしてください。

・避難所内では、胸などの見えやすい位置に必ず「取材者バッチ」を携帯してください。

◆避難者のプライバシーの保護に御協力ください。

・避難所内の見学の際には、係員の指示に従ってください。

・見学できる部分は、避難所の共有空間のみです。居住空間や避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。

・避難所内の撮影や避難者へインタビューする場合には必ず、係員の許可をとってください。勝手に避難者へ話かけたり、カメラを向けたりすることはくれぐれもつつしんでください。

◆取材に関する問い合わせは総務班へお願いします。

・取材が終わった旨、受付へ届け出をしてください。

・本日の取材内容に関するオンエアや記事発表の予定に変更が生じた場合には、下記連絡先まで連絡をお願いします。また、本日の取材に関する不明な点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

〇〇小学校避難所
〒△△△　鴻巣市〇〇町△丁目△－△
ＴＥＬ（　　）

（様式第９号）

避難所の記録

避難所名		日付	月　　日
対応時間	対応内容	備考	
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			
時　　分			

（様式第 10 号）

○○避難所伝言掲示板

○月○日○時現在

□避難者の状況
・男
・女

□食料の配給時間

□物資の状況
・不足物資
・配布可能物資

□清掃の時間

□運営会議の開催
・日時
・場所

□ライフラインの状況
・電気　・電話
・ガス　・鉄道
・水道　・道路

□災害対策本部からの連絡事項

□本日の当直担当者
・昼
・夜

□郵便物、宅急便の荷物の保管状況

□他の避難所の状況

（様式第 11 号）

食料・物資受入簿

月日	受入時刻	品名	数量(単位)	送付元	受入担当者
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

（様式第 12 号）

食料管理簿

月日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存が可能な食品	米													
	レトルト飯													
	乾パン													
	ｲﾝｽﾀﾝﾄｽｰﾌﾟ													
	ｲﾝｽﾀﾝﾄﾗｰﾒﾝ													
	缶詰													
炊き出し用の食品	生肉													
	野菜													
	生卵													
	練製品													
	生麺													
	果物													
飲料品	ﾐﾈﾗﾙｳｫｰﾀｰ													
	お茶													
	ジュース													
調味料	醤油													
	ソース													
	砂糖													
	塩													
	だしの素													
その他	粉ミルク													

（様式第 13 号）

物資管理簿

月日			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着										
		ズボン										
		下着										
		靴下										
		パジャマ										
		防寒着										
	女性衣類	上着										
		ズボン・スカート										
		下着										
		靴下・ｽﾄｯｷﾝｸﾞ										
		パジャマ										
		防寒着										
	子供衣類	上着										
		ズボン・スカート										
		下着										
		靴下										
		ベビー服・肌着										
生活用品	生理用品											
	大人用オムツ											
	乳児用オムツ											
	ティッシュペーパー											
	シャンプー・リンス											
	石鹸・洗剤											
	歯ブラシセット											
台所用品	鍋・フライパン											
	包丁											
	皿（平皿・深皿）											
	箸・スプーン・フォーク											

（様式第 14 号）

ボランティア受付簿

No.

受付日	年　月　日

（避難所名：　　）

No.	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	（活動内容）
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	（活動内容）
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	（活動内容）
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	（活動内容）
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	（活動内容）
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	（活動内容）
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	（活動内容）
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	（活動内容）
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	（活動内容）
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	（活動内容）

（様式第１５号）

避難所チェックシート

確認日：＿＿＿＿＿＿　確認者：＿＿＿＿＿

①　避難所のスペース	
プライバシー	□授乳室（椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース）がある □男女別の更衣室、物干し場、入浴設備、休養スペースがある □男女別の更衣室、物干し場、入浴設備、休養スペースが離れた場所にある □間仕切り・パーテーションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	□適切な通路が確保され、段差が解消されている □乳幼児のいる家庭用エリアがある □介護・介助が必要な人のためのエリアがある □単身女性や女性のみの世帯用エリアがある □女性専用スペース（女性用品の配置・女性相談）がある □キッズスペース（子供たちの遊び場・勉強・情報提供）や保育エリアがある □性別を問わず利用できるおむつ替えスペースがある □足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）が提供されている
トイレ	□死角がなく、動線の照明が途切れないなど安全で行きやすい場所に設置されている □女性トイレと男性トイレは離れた場所にある □女性トイレ：女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め □男性トイレ：尿取りパット等の配置 □多目的トイレが設置されている □洋式トイレが設置されている □屋外トイレは暗がりにならない場所に設置されている □トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている □トイレに錠がある
入浴施設	□安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある □男女問わず一人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設がある
安全	□避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている □部外者の立ち入りを制限するエリア（居住スペース、物干し場、入浴設備、トイレ等の生活スペースなど）が指定されている □間仕切り・パーテーションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	□各部屋に部屋札（ピクトグラム、やさしい日本語）が設置されている □掲示板による情報提供（インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け）がされている

② 避難所の運営体制・運営ルール	
運営体制	□管理責任者（会長、副会長）には男女両方を配置している □自治的な運営組織の役員に女性が 3 割以上参画している □運営組織に、多様な立場の代表が参画している ・介護や介助が必要な人　・PTA　・障害者 ・中学生や高校生　・乳幼児がいる家庭の人　・外国人（居住者が多い場合）
運営ルール	□避難者による食事作り・片付け、清掃等の負担が、特定の性別や立場の人に偏っていない（男女を問わずできる人で分担） □女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行っている
ニーズ把握	□避難者から要望や困りごとを受けられる仕組み体制がある（トイレ等への意見箱の設置） □女性や子育て・介護中の家庭の要望や困りごとを積極的に聞き取り、運営に反映させている □避難者名簿を作成し情報管理が徹底されている （氏名、年齢、性別、健康状態、保育や介護を要する状況、避難場所、在宅・車中泊、外部からの問い合わせに対する情報の開示／非開示の可否） □相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談が実施されている

③ 暴力防止・安全の確保
□配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の作成と情報管理が徹底されている □男女一緒に行う防犯体制がある □就寝場所や女性専用スペース等へ巡回警備が行われている □避難所の校庭など、敷地内に車中泊がいる場合は、車中泊エリアの巡回警備が行われている □暴力を許さない環境づくりが整備されている （啓発ポスターの掲示、相談カードの設置、照明の増設、女性や子供は２人以上で行動する、移動する際はまわりの人に声を掛け合う） □防犯ブザーやホイッスルが配布されている □不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口、男性相談窓口が周知されている

④ 衛生環境・感染症予防
□感染症予防（手洗い・消毒・マスク）対策がされている □トイレの使用方法・汚物の処理などの衛生対策が行われている □トイレ専用の履物（スリッパ等）が使用されている □ゴミの収集や分別が徹底されている □炊き出しを行う際は、調理の手順の表示や食品の管理、主要なアレルゲンの有無の表示、残食の廃棄が徹底されている □育児用ミルクを配布する際は、使用の注意点などを説明した後に配布している。

⑤ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援
□在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者情報も登録されている（特に要配慮者の把握のため） □在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への食料・物資配布の時間や場所がある □在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援情報等を伝達する体制が整っている □在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者のニーズを把握する体制がある

（様式第１６号）

○○○○避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

1　この避難所は地域の防災拠点です。
2　この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
○　運営会議は、毎日　　時に定例会議を開きます。
○　運営会議は、会長、副会長、各居住組の組長及び各活動班の班長で組織する。
3　避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころを目処に閉鎖します。
4　避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は総務班に連絡してください。また、退所する方は総務班に転出先を連絡してください。
5　犬・猫などのペットは、専用避難スペースで飼育してください。
6　職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入りことを制限する場所もあります。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
7　食料、物資の配給は食料･物資班が行います。
○　食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子供、妊産婦などを優先します。
○　食料、物資等は世帯ごとに配給します。
○　ミルク・おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出ください。
○　物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供を御願いする場合もあります。
　また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所にお持ちください。
8　消灯は、夜　　時です。
○　廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
9　携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
10　所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また、裸火の使用も禁止します。
11　不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
12　各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出ください。
13　避難所の中で感染症が蔓延しないように、うがいや手洗い、手指の消毒をしてください。

（様式第 17 号）

○○○○避難所ペット飼養管理基本ルール（例）

避難所全体のルール
・避難所運営会議の指示に従うこと
・ペットは飼い主が責任を持って世話をすること
・ペットは指定された場所で飼養し、居住場所に入れないこと

飼養スペースのルール
・建物の壁や床を汚さないように気をつけること
・エサの時間を決めておき、終わったら片づけること
・夜間はペットとのふれあいを控えること
・定期的に清掃を行い、においの発生防止に努めること
・犬の散歩で発生したフンは確実に片づけること

○○○○避難所のペット飼養における詳細ルールの一例

【給餌、ふれあい】
・時間の指定
・場所の指定
・被毛などゴミの廃棄方法
※早朝や夜間は好ましくない

【犬の散歩】
・時間の指定
・場所の指定
・ほかの居住者の動線と交わらない

【排泄物処理】
・屋外の場所を指定
・回収した排せつ物の捨て方

【清掃】
・ペットの飼養スペース
・排泄場所
・お散歩コース

【フードの保管場所】
・個別に保管
・全体で一括

（様式第１８号）

○○班シフト表（例）

氏名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
A さん	○				○		
B さん	○					○	
C さん		○					○
D さん		○		○			
E さん			○		○		
F さん			○			○	

５　医療救護体制（共 2-3、水 3-5、震 3-7）

（１）救急病院

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
こうのす共生病院	鴻巣市上谷 2073-1	048-541-1131	116	内科・外科・整形外科・泌尿器科・眼科・脳神経外科・リハビリテーション科・麻酔科・消化器外科・救急科・漢方内科・放射線科・腎臓内科（人工透析）・循内・耳・皮・麻・内分泌糖尿病科
埼玉脳神経外科病院	鴻巣市上谷 664-1	048-541-2800	95	内科・整形外科・脳神経外科・外科・皮膚科・リウマチ科・呼吸器科・循環器科・消化器科・リハビリテーション科
ヘリオス会病院	鴻巣市広田 824-1	048-569-3111	273	内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科・小児科・形成外科・循環器科・麻酔科・放射線科

資料：埼玉県保健医療部医療整備課　病院・救急診療所名簿（令和８年４月現在）

（２）医院

医療機関名	所在地	電話	診療科目
愛の町ポピークリニック	鴻巣市愛の町 44	048-595-1041	内
相原医院	鴻巣市関新田 190-1	048-569-1951	小・内・リハ・整外・アレ
あおばクリニック	鴻巣市本宮町 1-6	048-580-5670	内・小・消内・呼内・循内
赤見台整形外科・内科クリニック	鴻巣市赤見台 4-23-7	048-595-1100	内・形外・皮・整外
うえの呼吸器内科・内科クリニック	鴻巣市鴻巣 943-1	048-580-4140	内・呼内
おおさきクリニック	鴻巣市吹上富士見 1-7-4	048-580-7720	内・皮・胃内・肛外
大塚医院	鴻巣市本町 2-6-4	048-541-0932	内・外・胃・循
神谷クリニック	鴻巣市東 3-5-24	048-541-2232	精・心療内科
北鴻巣クリニック	鴻巣市八幡田 531	048-596-1423	内・小・胃内
河野小児科医院	鴻巣市本町 5-5-27	048-541-0146	内・小・アレ
こうのす共生病院	鴻巣市上谷 2073-1	048-541-1131	内・外・耳鼻咽喉・リハ・脳外・麻・腎内・救急・

医療機関名	所在地	電話	診療科目
			循・消・放・整外・皮・泌・眼
鴻巣外科胃腸科	鴻巣市鴻巣 1195-1	048-543-7770	内・外・泌・整外・肛・皮・消
鴻巣血管外科クリニック	鴻巣市神明 2-1-6	048-597-5511	血管外科
鴻巣第一クリニック	鴻巣市大間 776-1	048-542-5566	内・腎内
鴻巣駅みぞぐち眼科	鴻巣市本町 1-1-3 ｴﾙﾐ 3F	048-540-2200	眼
鴻北クリニック	鴻巣市愛の町 441　2Ｆ	048-595-3733	内・消・整外・リハ
小室クリニック	鴻巣市加美 1-3-48	048-541-0020	内・外・整外・皮ひ・リハ
鴻巣市夜間診療所	鴻巣市中央 2-1	048-543-1561	内・小
埼玉県済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田 849	048-596-2221	内・精神
埼玉県済生会なでしこメンタルクリニック	鴻巣市本町 1-1-3 ｴﾙﾐ 4F	048-598-6600	精神・心療内
埼玉脳神経外科病院	鴻巣市上谷 664-1	048-541-2800	脳外・内・整外・循・呼・消・リウマチ・リハ・外
斉藤内科胃腸医院	鴻巣市本宮町 1-11	048-541-4345	内・胃・外・皮・泌・性
佐野医院	鴻巣市松原 1-3-17	048-541-2888	内・外・皮・腎内・消・小
ｻﾝﾋﾞﾚｯｼﾞｸﾘﾆｯｸ鴻巣	鴻巣市本町 3-5-21	048-540-0088	内・呼・循・消・アレ
清水こども医院	鴻巣市滝馬室 943-2	048-540-6360	小・アレ
昭和クリニック	鴻巣市吹上本町 4-10-9	048-548-0025	内・循
第１さくらい医院	鴻巣市本町 3-10-34	048-543-0022	皮・形外
第５さくらい医院	鴻巣市上生出塚 769-1	048-543-4877	皮
高橋胃腸科医院	鴻巣市人形 3-1-19	048-542-5018	内・胃・外・皮・整外・消
たけうちクリニック	鴻巣市本町 2-1-7	048-594-7701	内・外・消・乳外
田嶋医院	鴻巣市鎌塚 3-9-14	048-548-6230	内・消
坪山整形外科	鴻巣市鎌塚 520-1	048-548-0052	整外・リハ・リウマチ
中村医院	鴻巣市本町 4-7-19	048-541-1331	内・消・循・外
仁科整形外科	鴻巣市本町 1-1-3 ｴﾙﾐ 3F	048-543-7099	内・整外・リハ
はやしだ産婦人科医院	鴻巣市鴻巣 1005-2	048-541-8000	小・産婦
ひまわりこどもクリニック	鴻巣市人形 4-6-25　2Ｆ	048-544-5600	小
平田眼科	鴻巣市南 1-7-12	048-548-1702	眼
平野産婦人科医院	鴻巣市筑波 2-7-1	048-548-4422	産婦
吹上共立診療所	鴻巣市吹上富士見 3-1-19	048-548-3865	内・循
吹上整形外科医院	鴻巣市大芦 4543	048-548-5211	整外・形外・リハ

医療機関名	所在地	電話	診療科目
ふたむら内科クリニック	鴻巣市天神 4-5-74	048-540-6635	内・消内・循内・呼内・肝内
プライムクリニック	鴻巣市人形 4-6-25	048-543-8888	内・皮・整外・心療内・美容外・アレ
ヘリオス会病院	鴻巣市広田 824-1	048-569-3111	脳神外・内・外・小・リハ・整外・麻・形外・放
ヘリオスクリニック	鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 3F	048-540-7320	内・脳神経外・小
星野医院	鴻巣市生出塚 1-22-5	048-542-8911	内・外・皮・整外・リハ・消内
みだ眼科周行医院	鴻巣市本町 3-5-8	048-541-0914	眼
宮坂医院	鴻巣市屈巣 3843	048-569-0100	内・眼・耳鼻咽喉
村越外科・胃腸科・肛門科	鴻巣市吹上本町 1-4-13	048-548-0048	内・胃・外・肛・リハ
山口内科クリニック	鴻巣市本町 4-1-11	048-541-0215	内・神内
山田ハートクリニック	鴻巣市鴻巣 325-2	048-540-4180	内・循
湯本フラワー通りクリニック	鴻巣市市ノ縄 27-5	048-595-1711	内・呼・ひ（人工透）
よつばアイクリニック	鴻巣市本町 2-6-4	048-541-1231	眼
わかやま耳鼻咽喉科クリニック	鴻巣市本町 3-10-16	048-541-0208	耳鼻咽喉・アレ
わたまクリニック	鴻巣市加美 1-6-46	048-541-5756	脳神経外・内・神内

資料：鴻巣市医師会（令和 8 年 8 月現在）

（３）歯科医院

医療機関名	所在地	電話
あいのまち歯科医院	鴻巣市愛の町 441	048-595-3711
生田歯科医院	鴻巣市本町 7-2-30	048-541-1005
市川歯科医院	鴻巣市宮地 2-3-26	048-541-1063
今仁歯科クリニック	鴻巣市箕田 477-15	048-598-3187
漆原歯科・矯正歯科クリニック	鴻巣市宮地 4-15-6	048-542-6221
大井歯科医院	鴻巣市本町 3-10-10	048-541-0223
かえこ歯科医院	鴻巣市本町 5-6-4	048-541-0328
加藤歯科医院	鴻巣市滝馬室 1393-1	048-543-6600
グリーン歯科	鴻巣市本町 2-1-7 広総業ビル 2F	048-543-8899
けやき歯科クリニック鴻巣駅前	鴻巣市本町 1-7-1 ﾎﾟﾚｽﾀｰ鴻巣駅前ｶﾞｰﾃﾞﾝｽﾞ店舗 3	048-580-7385
鴻巣ファミリー歯科	鴻巣市東 4-1-8	048-578-8733
ごう歯科クリニック	鴻巣市市ノ縄 298-1	048-598-6150
小室歯科医院	鴻巣市本町 6-6-29	048-543-7966

医療機関名	所在地	電話
斉藤歯科クリニック	鴻巣市赤見台 2-4-2	048-596-9258
佐藤歯科クリニック	鴻巣市筑波 1-4-1	048-549-0190
塩谷歯科医院	鴻巣市稲荷町 18-7	048-596-8187
歯科緑の森	鴻巣市すみれ野 7-2	048-507-9223
しのざき歯科医院	鴻巣市前砂 73-1	048-548-1182
シンポ歯科クリニック	鴻巣市東 1-1-1　第 1 アサミビル	048-543-5678
須田歯科医院	鴻巣市本町 8-5-31	048-541-0137
須永歯科医院	鴻巣市宮前 401-6	048-596-8046
大本(ﾀﾞｲﾎﾝ)歯科医院	鴻巣市北新宿 714-1	048-577-7513
髙橋歯科医院	鴻巣市天神 4-3-7	048-543-8588
田島歯科クリニック	鴻巣市小松 4-2-28	048-541-4618
田中歯科医院	鴻巣市上谷 680-6	048-543-1767
塚原歯科医院	鴻巣市松原 1-20-21	048-542-1704
鳥羽歯科医院	鴻巣市吹上富士見 2-2-16	048-549-1110
なかね歯科	鴻巣市吹上富士見 4-5-4 ﾊｲﾊﾟｲﾝ F 棟 103	048-548-7733
西澤歯科	鴻巣市赤見台 1-7-8	048-596-6318
はぎわら歯科こども歯科クリニック	鴻巣市神明 2-9-23	048-596-5254
橋本歯科	鴻巣市滝馬室 1371-3	048-541-8045
ハッピー歯科	鴻巣市北新宿 225-1 ｳﾆｸｽ鴻巣 2F	048-598-5814
花岡歯科医院	鴻巣市本町 1-1-3　エルミこうのす 3F	048-541-2214
ひろ歯科クリニック	鴻巣市赤見台 1-12-18　2F	048-597-4618
フジモール吹上ファミリー歯科矯正歯科	鴻巣市袋 90-1　フジモール吹上 1F	048-501-8241
松村歯科医院	鴻巣市本町 3-8-41	048-541-0736
松本歯科医院	鴻巣市登戸 102-7	048-596-5757
馬橋歯科医院	鴻巣市鎌塚 2-3-27	048-548-5733
宮本歯科クリニック	鴻巣市赤見 1-3-5　クレスト赤見台 1F	048-596-0773
持田歯科医院	鴻巣市南 1-15-3	048-548-6001
森山歯科医院	鴻巣市屈巣 4183-2	048-569-2970
矢島歯科医院	鴻巣市筑波 1-10-2	048-548-5297
やまぐち歯科医院	鴻巣市宮前 288-1	048-595-1000
横山歯科医院	鴻巣市吹上本町 1-4-23	048-548-0149

資料：北足立郡市歯科医師会鴻巣支部（令和 8 年 6 月現在）

（４）災害拠点病院

病院名	住所	電話番号
川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	049-228-3411
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	042-984-4111
行田総合病院	行田市大字持田 376	048-552-1111
新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
草加市立病院	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1127
さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
医療法人徳州会羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111
埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888

資料：埼玉県保健医療部医療整備課（令和８年４月現在）

（５）医療救護所

医師会の協力のもと医療救護活動を実施する。

被害の状況に応じ、医師会等関係機関と協議の上、市内医療機関に設置する。医療機関で対応できない場合には下記施設に設置する。

番号	施　設　名	所　在　地	電話番号
1	鴻巣市保健センター	中央 2-1	048-543-1561

６　災害時の生活の安定（共 3-2、水 4-1、震 4-1）

（１）災害時における浄水場の施設能力

施設名	馬室浄水場	箕田浄水場	人形浄水場	吹上第一浄水場	吹上第二浄水場	川里浄水場	屈巣浄水場	合　　計
施設の完成年月日	昭和５６年１２月	昭和４９年１１月	昭和３７年６月	昭和４２年７月	昭和５１年７月	昭和５３年４月	昭和３８年４月	
施設の耐震化	無	一部有	一部有	無	無	無	無	
場内配管の耐震化	無	一部有	一部有	無	無	無	無	
配水池容量	ＰＣ　7,500 ㎥１池 ＰＣ　8,000 ㎥１池	ＲＣ　2,750 ㎥１池 ＲＣ　2,653 ㎥２池	ｽﾃﾝﾚｽ　600 ㎥２池 ＲＣ　600 ㎥１池 ＲＣ　1,100 ㎥１池	ＲＣ　750 ㎥２池	ＰＣ　2,800 ㎥１池 ＰＣ　3,200 ㎥２池	ＲＣ　133 ㎥２池 ＲＣ　720 ㎥２池 ＲＣ　225 ㎥２池	ＲＣ　252 ㎥１池	３９，５６４㎥
自家発電機の有無	有	有	有	無	有	有	無	
自家発電機により稼動できる施設 （あくまでも能力であり、実際に稼動実績は無い）	配水ポンプ　３台	取水ポンプ　１台 ろ過機１台 配水ポンプ　２台	取水ポンプ１台（場内）その他全施設稼動可能	－	取水ポンプ１台（場内）その他全施設稼動可能	取水ポンプ１台（場内）その他全施設稼動可能	－	
自家発電機の稼動により水を作ることが可能か？	県水100%の為不可能	可能	可能	不可能	可能	可能	不可能	
可能な場合の日量	－	約２，３００㎥ ８号水源の適正揚水量101 ㎥／ｈを参考	約２，２００㎥ ５号水源の適正揚水量96 ㎥／ｈを参考	－	約２，６００㎥ 吹上４号水源の適正揚水量 115 ㎥／ｈを参考	約２，０００㎥ 川里１号水源の適正揚水量87 ㎥を参考	－	９，１００㎥ 最高で上記の水量になるが、耐震化された施設ではない為、耐震化を考慮すると０㎥となる。
緊急遮断弁の有無	有	無	有	無	有	無	無	
緊急遮断弁によりどのくらいの水の確保が可能か？	約１０，８００㎥	－	№１配水池 約８００㎥	－	№２・№３配水池合計約４，４００㎥	－	－	１６，０００㎥
確保した水の量で市民に何日間配れるか？（注１） ※給水人口を１２万人とする	約７日 （注２）	－	約２．０日 （注２）	－	約４．０日 （注２）	－	－	約１３日 （注３）
水を配る為の給水栓等は設置されているか？	有	無	有	無	有	無	無	

注１：「確保した水で市民に何日間配ることが可能か？」というのは、災害発生から３日間を１人１日３ℓとし、その後７日間を１人１日２０ℓとする。この理由として「１人１日３ℓ」は生命維持に必要な水量であり、「１人１日２０ℓ」とは炊事・洗濯・トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量である。
注２：他の浄水場が機能しなかった場合の日数
注３：馬室浄水場、人形浄水場、吹上第二浄水場の合計

7　救助法の適用（水 1-2、震 1-2）

（１）災害救助被災者調査原票

●適用被害世帯数の被害判定は「被害判定基準」を用いて行う。

●集計に当たっては、「災害救助被災者調査原票」の作成を行い被害の集計を行う。

災害救助被災者調査原票

調査番号

<table>
<tr><td colspan="2">世帯主氏名</td><td colspan="3"></td><td>住所</td><td colspan="3"></td><td colspan="4">調査者氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害程度</td><td colspan="10">全焼　％、全壊　％、流失　％、半壊　％、床上浸水　cm、床下浸水　cm、</td></tr>
<tr><td rowspan="13">応急救助を必要とする家族状況</td><td>氏　名</td><td>性別</td><td>年齢</td><td>職業</td><td>在学校名及び学年別</td><td>死亡</td><td>行方不明</td><td colspan="2">負傷</td><td>要助産</td></tr>
<tr><td></td><td>男女</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男女</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男女</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男女</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男女</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男女</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男女</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男女</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男女</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男女</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>計</td><td>人</td><td></td><td></td><td>小学校　人
中学校　人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="3">半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況</td><td>有　無</td><td colspan="7">面積　　㎡　　高さ　　cm</td></tr>
<tr><td colspan="3">住家及び非住家の棟数及び所有別</td><td>住家　棟</td><td>自家　貸家</td><td>非住家　棟</td><td colspan="2">住民登録状況</td><td colspan="2">有　無</td></tr>
<tr><td>避難先</td><td>縁故先、所有地等</td><td colspan="3"></td><td>避難場所、所在地、名称等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

●　記載上の注意

1　この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。

2　被害程度の判定基準は下記によること。

ア 全壊、全焼、流失とは、延床面積 70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達したもの

イ 住家の半壊、半焼とは、延床面積 20%以上 70%未満の損壊、損傷のものまたは主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。（補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める。）

ウ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの（ア、イは除く。）

3　死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に〇印を付すること。

4　重軽傷の区分は下記によること。

ア 重傷とは、1カ月以上の治療を要する見込みのもの

イ 軽傷とは、1カ月未満で治癒できる見込みのもの

5　家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

（２）被害報告判定基準

被害区分		判　定　基　準
人の被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者
	軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの独立した建物とする。
	世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする（以下同じ。）。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田畑の流出・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。 畑の流失・埋没については、田の例に準じて取り扱う。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。 畑の冠水については、田の例に準じて取り扱う。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	決　　壊	道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
	冠　　水	道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河　　川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

被害区分		判　定　基　準
砂　　防		砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖くずれ		崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。
鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水　　道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電　　話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電　　気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガ　　ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難の指示の状況		災害対策基本法第60条に基づき、避難の指示を行った場合、その概況を記入すること。この場合、避難の指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。

（３）被害速報・確定報告

様式第１号

発　　生　　速　　報

鴻巣市

日　　時　　分受信	発信者		受信者	
１　被害発生				
２　被害場所				
３　被害程度				
４　災害に対する措　　置				
５　その他必要事　　項				

（注）内容は簡単に要を得たものとする。

様式第２号

経　過　速　報

鴻巣市

発信者		受信者	

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分			

区分				被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者		人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha	
		軽傷	人				冠水	ha	
					道路被害		決壊	箇所	
							冠水	箇所	
住家被害	全壊（焼）（流失）		棟		その他被害	文教施設		箇所	
			世帯			病院		箇所	
			人			橋りょう		箇所	
	半壊（焼）		棟			河川		箇所	
			世帯			砂防		箇所	
			人			清掃施設		箇所	
	一部破損		棟			崖くずれ		箇所	
			世帯			鉄道不通		箇所	
			人			被害船舶		隻	
	床上浸水		棟			水道		戸	
			世帯			電話		回線	
			人			電気		戸	
	床下浸水		棟			ガス		戸	
			世帯			ﾌﾞﾛｯｸ塀等		箇所	
			人						
非住家被害	公共建物	全壊（焼）	棟		罹災世帯数			世帯	
		半壊（焼）	棟		罹災者数			人	
	その他	全壊（焼）	棟		火災発生	建物		件	
						危険物		件	
		半壊（焼）	棟			その他		件	

災害に対してとられた措置

（１）災害対策本部の設置状況

（２）市（町村）のとった主な応急措置の状況

（３）応援要請又は職員派遣の状況

（４）災害救助法適用の状況

（５）避難指示の状況

市町村数　　地区数

人　　員　　人

（６）消防機関の活動状況

ア　出動人員　　消防職員　　名

消防団員　　名

イ　主な活動状況（使用した機材を含む）

様式第３号

被　害　状　況　調

鴻巣市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分	確　定		

区分				被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者		人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha	
		軽傷	人				冠水	ha	
					道路被害		決壊	箇所	
住家被害	全壊		棟				冠水	箇所	
			世帯		その他被害		文教施設	箇所	
			人				病院	箇所	
	半壊		棟				橋りょう	箇所	
			世帯				河川	箇所	
			人				砂防	箇所	
	一部破損		棟				清掃施設	箇所	
			世帯				崖くずれ	箇所	
			人				鉄道不通	箇所	
	床上浸水		棟				被害船舶	隻	
			世帯				水道	戸	
			人				電話	回線	
	床下浸水		棟				電気	戸	
			世帯				ガス	戸	
			人				ﾌﾞﾛｯｸ塀等	箇所	
非住家被害	公共建物	全壊（焼）	棟		罹災世帯数			世帯	
		半壊（焼）	棟		罹災者数			人	
	その他	全壊（焼）	棟		火災発生	建物		件	
						危険物		件	
		半壊（焼）	棟			その他		件	

（２／２）

区分			被害	市災害対策本部	名称	
公立文教施設		千円			設置	月 日 時
農林水産施設		千円				
公共土木施設		千円			解散	月 日 時
その他公共施設		千円				
小計		千円				
公立施設被害市町村数		団体		災害対策本部設置市町村名		
その他	農産被害	千円			計	団体
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円		災害救助法適用市町村名		
					計	団体
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考

1　災害発生場所

2　災害発生年月日

3　災害の種類概況

4　消防機関の活動状況

5　その他（避難の指示等の状況）

（４）災害救助基準（救助の方法、程度、期間　早見表）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 370 円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@11,000 円（税込）/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要するものに供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 370 円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝礼や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難所が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	（建設型応急住宅） １　規模　応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 ２　基本額　１戸当たり 7,259,000 円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20 日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,259,000 以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>４　供与期間は２年以内</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>（賃貸型応急住宅）
１　規模　建設型仮設住宅に準じる規模。
２　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td>１　費用は、家賃、共益費敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に避難している者
２　住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者</td><td>１人１日当たり
1,480 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は１／３日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）、冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>6人以上１人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>20,900</td><td>26,900</td><td>39,900</td><td>47,600</td><td>60,300</td><td>8,800</td></tr><tr><td>冬</td><td>34,700</td><td>44,800</td><td>62,500</td><td>73,100</td><td>92,100</td><td>12,700</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,900</td><td>9,200</td><td>13,800</td><td>16,800</td><td>21,100</td><td>3,000</td></tr><tr><td>冬</td><td>11,000</td><td>14,400</td><td>20,500</td><td>24,300</td><td>30,700</td><td>4,000</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10 日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること。</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14 日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>１　現に生命、身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者を捜索し、又は救出するもの</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　左記の者からの相談対応等消耗品材料費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2　福祉避難所の設置 消耗品財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸水等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 56,400 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000 円以内	災害発生の日から3か月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,800 円 中学生生徒　6,100 円 高等学校等生徒　6,600 円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 239,400 円以内 小人（12歳未満） 191,500 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1　洗浄、消毒等 1体当たり3,800円以内 2　一時保存 既存建物借上費： 通常の実費 既存建物以外： 1体当たり6,100円以内 3　検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 148,600円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5　食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">救助の事務に行うのに必要な費用</td><td rowspan="2">1 時間外勤務手当
2 賃金職員等雇上費
3 旅費
4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）
5 使用料及び賃借料
6 通信運搬費
7 委託費</td><td>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</td><td>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</td><td>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</td></tr>
<tr><td colspan="3">イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10
ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
ト　5億円を超える部分の金額については100分の4</td></tr>
</table>

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料：令和８年度災害救助基準

（５）救助の特例等申請

実施期間については、すべての災害発生の日から起算する。ただし、県知事等が内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

実施期間、救助の内容に係る特例等の申請については、「様式１」から「様式２５」をもって県知事に提出する。

⑴申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後速やかに書面申請する。

⑵申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておく。

⑶救助の種類毎の特例申請は、「災害救助の運用と実務」を参照する。

⑷前項の特例は、内閣総理大臣の同意を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請する。

（６）救助の特例等申請様式

様式１

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

避難所開設期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方に発生した　　による　　害はその被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である　　日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する避難所ごとの収容人員

４　その他

様式２

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能カ、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認くださるよう申請します。

記

１　設置戸数の引上げ数（(1)－(2)）

(1) 設置戸数の総数　　戸

(2) 設置基準戸数　　戸（全壊（焼)、流失世帯　　戸×30%）

２　設置戸数の引上げを要する具体的理由

３　全壊（焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画

４　応急仮設住宅に収容を要する者の名簿

５　その他

様式３

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方に発生した　　による　　害はその被害が極めて甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である 20 日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数

４　その他

様式４

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

炊出し期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め炊出し期間である　　日間では炊出しを打切り自宅自炊に切替えることが困難な実情にありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員

４　その他

様式５

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

飲料水供給期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって罹災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である　　日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区ごとの供給人員

４　その他

様式６

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認くださるよう申請します。

記

１　冬季基準を適用すべき数

被　害　別	被　害　数		季別の変更を要する数		備　考
	世 帯 数	人　員	世 帯 数	人　員	
全　壊（焼）流　失					
半壊（焼）床上浸水					
計					

２　季別の変更を要する具体的理由

３　変更額と夏季基準額との差額概算

４　義損金品等の状況

様式７

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

　　月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が極めて大きく、罹災者の被害状況は極めては深刻でありまして、基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認くださるよう申請します。

記

１　変更を要する限度額

２　変更を要する具体的理由

３　変更を要する地区ごとの世帯数

４　変更額と基準額との差額概算

５　その他

様式８

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が甚大であって、給与期間である　　日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区ごとの世帯数

４　その他

様式９

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

医療期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め医療期間である　　日間では医療を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり医療期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数

４　その他

様式１０

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

助産期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から　　日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式１１

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である　　日間では救出が困難な実情にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況

４　その他

様式１２

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認くださるよう申請します。

記

１　修理戸数の引上げ数（(1)－(2)）　　戸

(1) 修理戸数の総数　　戸

(2) 修理基準戸数　　戸（半壊（焼）世帯　　戸×30％）

２　修理戸数の引上げを要する具体的理由

３　半壊（焼）世帯に対する応急修理計画

４　応急修理対象者名簿

５　その他

様式１３

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である１ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数

４　その他

様式１４

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて大きく、かつ、罹災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認くださるよう申請します。

記

１　引上げを要する貸与世帯数（(1)－(2)）　　世帯

(1) 貸与世帯数の総数　　世帯

(2) 貸与基準世帯数　　世帯（半壊（焼)、流出世帯　　戸×25％）

２　貸与世帯の引上げを要する具体的理由

３　他の貸付金制度による貸付との関連

４　その他

様式１５

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

　　月　　日の　　による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である１ヶ月間(先般承認を得た日の延長期間)ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区ごとの世帯数

４　その他

様式１６

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

学用品給与期間の延長承認申請書

　　月　　日の　　による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間　　間では、給与が終了いたし兼ねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数

４　その他

様式１７

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

埋葬期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である　　日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数

４　その他

様式１８

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

死体の捜索期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて激甚であり、捜索期間である　　日間では捜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間を延長することによって捜索されるべき死体数

４　その他

様式１９

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

死体処理期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である　　日間では死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり死体処理期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長することによって処理されるべき死体数

４　その他

様式２０

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認くださるよう申請します。

記

１　障害物除去戸数引上げ数（(1)－(2)）　　戸

(1) 除去戸数の総数　　戸

(2) 除去基準戸数　　戸（半壊、床上浸水世帯　　戸×15％）

２　除去戸数の引上げを要する具体的理由

３　障害物の除去対象者名簿

４　その他

様式２１

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

障害物除去期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である　　日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

１　延長を要する期間

２　期間の延長を要する具体的理由

３　期間の延長を要する地区ごとの除去戸数

４　その他

様式２２

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

輸送の特例承認申請書

　　月　　日発生した　　による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

１　輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容

２　輸送区間又は距離

３　輸送を要する物資等の数量又は積載台数

４　輸送を実施しようとする期間

５　輸送のために必要とする経費の内容及び金額

６　輸送を要する具体的理由

７　その他

様式２３

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

輸送期間の延長承認申請書

　　月　　日発生した　　による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

１　延長を要する期間

２　輸送目的又は輸送物資等の品名

３　輸送区間又は距離

４　輸送物資（人員）の数量又は積載台数

５　輸送のために必要とする経費の内容及び金額

６　期間の延長を要する具体的理由

７　その他

様式２４

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

人夫の雇上げの特例承認申請書

　　月　　日発生した　　による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

１　人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類

２　人夫の所要人員

３　雇上げを要する期間

４　人夫の雇上げに要する経費

５　人夫の雇上げを要する具体的理由

６　その他

様式２５

第　　号

年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　様

鴻巣市長　　印

人夫の雇上げ期間の延長承認申請書

　　月　　日発生した　　による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

１　延長を要する期間

２　人夫の雇上げの目的又は救助の種類

３　雇上げの人員

４　使用場所

５　期間の延長を要する具体的理由

６　その他

８　生活再建（共 6-1）

（１）災害弔慰金の支給等に関する条例

○鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 29 日
条例第 22 号

目次

第 1 章　総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章　災害弔慰金の支給(第 3 条－第 8 条)
第 3 章　災害障害見舞金の支給(第 9 条－第 11 条)
第 4 章　災害援護資金の貸付け(第 12 条－第 15 条)
第 5 章　補則(第 16 条)
附則

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(平 23 条例 28・一部改正)

第 2 章　災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条　市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（平23条例28・一部改正）

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

（平23条例28・一部改正）

（支給の手続）

第8条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(その症状が固定した場合を含む。)において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（平23条例28・一部改正）

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　1,500,000円
イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　2,500,000円
ウ　住居が半壊した場合　2,700,000円
エ　住居が全壊した場合　3,500,000円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　1,500,000円
イ　住居が半壊した場合　1,700,000円
ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　2,500,000円
エ　住居の全体が滅失又は流失した場合　3,500,000円

(3)　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合には「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは、「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(平23条例28・一部改正)

(保証人及び利率)

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2　災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3　第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(平成31年条例8・全部改正)

(償還等)

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(平成31年条例8・令和元年17・一部改正)

第5章　補則

(委任)

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例28・一部改正)

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和50年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和56年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第5条及び第10条第1項の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(昭和58年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(昭和62年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成3年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害再障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成23年条例第28号)

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

(鴻巣市災害見舞金支給条例の一部改正)

2　鴻巣市災害見舞金支給条例(昭和58年鴻巣市条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則（平成31年3月28日条例第8号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 31 年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第 14 条及び第 15 条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月 30 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

（２）災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 1 日
規則第 17 号

目次

第 1 章　総則(第 1 条)
第 2 章　災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
第 3 章　災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
第 4 章　災害援護資金の貸付け(第 6 条－第 17 条)
第 5 章　補則(第 18 条)
附則

第 1 章　総則

(趣旨)

第 1 条　この規則は、鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年鴻巣市条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 23 規則 33・一部改正)

第 2 章　災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条　市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
(2)　死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
(3)　死亡者の遺族に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 23 規則 33・一部改正)

(必要書類の提出)

第 3 条　市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章　災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別及び生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日

(3)　障害の原因となる負傷又は疾病の状況

(4)　障害の種類及び程度に関する事項

(5)　支給の制限に関する事項

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 23 規則 33・一部改正)

(必要書類の提出)

第５条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第２号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他市長が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

(平成 31 年規則 16・一部改正)

（調査）

第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第３号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

２　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第４号)を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第５号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（平成31年規則16・一部改正）

（貸付金の交付）

第10条　市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第６号)を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第７号)を市長に提出しなければならない。

２　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第８号)を当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第９号)を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条　資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとするもの（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3)　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(平成 23 年規則 33・令和元年 14・一部改正)

(督促)

第 16 条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 5 章　補則

(その他)

第 18 条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

(平 23 規則 33・一部改正)

附　則

（施行期日）

1　この規則は、条例の施行の日から施行する。

（吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置）

2　吹上町及び川里町の編入の日前に、吹上町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和56年吹上町規則第21号）又は川里町災害弔慰金支給に関する条例施行規則（昭和49年川里村規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（昭和58年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年規則第45号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附　則（平成23年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年3月28日規則第16号）

（施行期日）

1　この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附　則（令和元年9月30日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

（３）鴻巣市災害見舞金支給条例

○鴻巣市災害見舞金支給条例

昭和 58 年 3 月 28 日
条例第 8 号

（目的）

第 1 条　この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給することにより、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（対象）

第 2 条　市民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族等に対し、見舞金等を支給する。

(1)　火災により被災したとき。

(2)　風水害その他気象災害により被災したとき。

(3)　地震により被災したとき。

(4)　ガス等の爆発により被災したとき。

(5)　前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

（受給資格及び要件）

第 3 条　見舞金等の受給資格は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により住民基本台帳に記録されている者でなければならない。

2　弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者とする。

（平 24 条例 25・一部改正）

（支給区分及び支給額）

第 4 条　見舞金等の支給区分及び支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年鴻巣市条例第 22 号)第 3 条に規定する災害弔慰金が支給されるときは、見舞金等は支給しない。

(1)　死亡者　100,000 円

(2)　重傷者　30,000 円

(3)　家屋の全部が焼失又は損壊したとき。　100,000 円

(4)　家屋の 2 分の 1 以上が焼失又は損壊したとき。　50,000 円

(5)　家屋が床上浸水したとき。　20,000 円

2　前項第 3 号から第 5 号までについては、現に居住している建物についてのみ適用する。

（平 23 条例 28・一部改正）

(支給額の制限)

第5条　第2条に規定する災害で、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたものについては、前条の規定にかかわらず支給額を減額し、又は支給しないことができる。

(申請)

第6条　第4条の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から20日以内に被災証明書等又は医師の診断書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請し難い特別の事情がある場合には、この限りでない。

(支給の決定)

第7条　市長は、前条の申請があったときは、被害の程度、その他の事由を確認し、支給の可否を速やかに決定しなければならない。

(支給決定の取消)

第8条　市長は、見舞金等の支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めたときは、これを取り消すことができる。

(1)　故意に給付の事由を生じせしめたとき。

(2)　届出の内容に偽りがあったとき。

(見舞金等の返還)

第9条　市長は、前条の規定により取り消した見舞金等が既に支給されていたときは、その全額又はその一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則(平成7年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日以後に発生した災害から適用する。

附　則(平成23年条例第28号抄)

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附　則(平成24年条例第25号)

この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)の施行の日から施行する。

（４）鴻巣市災害見舞金支給条例施行規則

○鴻巣市災害見舞金支給条例施行規則

昭和58年3月28日
規則第7号

（目的）
第1条　この規則は、鴻巣市災害見舞金支給条例(昭和58年鴻巣市条例第8号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。
（被災の種類及び基準）
第2条　条例第4条第1項各号に規定する被災の種類及び基準は、次の各号の定めるところによる。
(1)　死亡者とは、災害が原因で死亡し死体を確認された者、死体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定される者又は災害が原因で負傷し、これにより被災発生後1ケ月以内に死亡した者をいう。
(2)　重傷者とは、災害のため負傷し、1ケ月以上治療を要する旨の明記した医師の診断書を添えて届け出た者をいう。
(3)　家屋の全焼及び全壊とは、住家の焼失損壊した部分の床面積がその住家の床面積の7割以上に達したとき、又はその住家の床面積の7割には達しないが、その住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害をいう。
(4)　2分の1以上の焼失及び損壊とは、住家の焼失損壊した部分の床面積がその住家の床面積の5割以上7割未満であって、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用できる程度の被害をいう。
(5)　床上浸水とは、家屋の床上に浸水したとき、又は前各号に該当しないが、土砂のたい積のため一時的にその家屋に居住することができない程度の被害をいう。
（申請）
第3条　条例第6条の規定による申請は、被災届(様式第1号)、死亡届(様式第2号)及び負傷届(様式第3号)を提出して行うものとする。
2　条例第6条ただし書に規定する申請し難い特別の事情とは、災害によって被災を受けた世帯に属する者がすべて死亡し、又は重傷を負い、申請し難いと市長が認めたときをいう。
（確認及び認定）
第4条　市長は、条例第6条に規定する申請を受理したときは、その被害事実・程度等について関係機関に確認のうえ認定するものとする。
（決定通知書）

第5条　市長は、見舞金等の支給を決定したときは、災害見舞金等支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(見舞金等の支給台帳の整理)

第6条　災害見舞金等の給付事由並びに給付額等を明らかにするため、届出書・調査書等を整理し、災害見舞金等支給台帳(様式第5号)を備え所要の事項を記入し、その収支を明らかにしておかなければならない。

附　則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則(平成4年規則第30号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附　則(平成17年規則第46号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

様式略

９　広報文例（水 2-1～2-3、震 2-1,2-2）

（１）広報文例一覧

市民への広報は、災害の状況を判断の上、地震予知時、風水害警戒時、発災時、復旧時に応じて、文例を選択し広報文を作成し正確に広報する。

◆広報文例一覧表

広報時期	文例番号	題　　名
南海トラフ地震臨時情報発表時	南海－1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達
	南海－2	①相対的に地震の可能性が高まっていることへの注意喚起
		②日ごろからの地震への備えの再確認
風水害警戒時	警戒－1	台風　注意喚起
	警戒－2	気象情報（大雨情報等）
	警戒－3	高齢者等避難の呼びかけ（①鴻巣市水害タイムラインに基づく発令）
	警戒－4	高齢者等避難の呼びかけ（②河川の水位に基づく発令）
	警戒－5	洪水浸水想定区域への避難指示
	警戒－6	警戒体制の解除後の注意
	警戒－7	竜巻発生の注意喚起
	警戒－8	線状降水帯発生時の注意喚起
発災時	発災－1	地震情報の伝達
	発災－2	地震時の一般的注意
	発災－3	土砂災害警戒区域内の市民への避難指示
	発災－4	火災地区市民への避難指示
	発災－5	洪水浸水想定区域への緊急安全確保
	発災－6	生徒・児童等の安否
	発災－7	混乱防止の呼びかけ
	発災－8	道路状況と交通規制
	発災－9	交通機関の運行状況
	発災－10	被害状況等の速報(その 1)
	発災－11	被害状況等の速報(その 2)
	発災－12	避難所の開設状況
	発災－13	被災者の救護状況
	発災－14	断水情報
	発災－15	下水道管破損情報
	発災－16	電話不通情報
	発 災 － 17	停電情報
	発災-17-2	停電情報
	発災-17-3	停電情報
	発災－18	水質事故、応急給水所の紹介
復旧時	復旧－1	飲料水・食料等の供給状況
	復旧－2	ライフライン復旧情報
	復旧－3	学校等の再開状況
	復旧－4	市民の安否情報
	復旧－5	電気の復旧状況
	復旧－6	ガスの復旧状況
	復旧－7	水道の復旧状況
	復旧－8	電話の復旧状況
	復旧－9	道路の復旧状況
	復旧－10	下水道マンホール浮上の復旧状況
	復旧－11	ごみ・し尿の収集

広報時期	文例番号	題　　名
	復旧－12	防犯・防火の広報
	復旧－13	防疫・保健衛生の広報
	復旧－14	相談所の開設状況

（２）南海トラフ地震臨時情報発表時

文例番号	南海－1				
広報時期	南海トラフ地震臨時情報発表時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	相対的に地震の可能性が高まっていることへの注意喚起				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
○月○日 午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。
これにより、この地方においても、時間差で大規模地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。
地震が確実に発生するということではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて、
今後（　　(期間))、地震発生に備えてください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市民の皆さん!
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	南海－2				
広報時期	南海トラフ地震臨時情報発表時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	日ごろからの地震への備えの再確認				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
○月○日 午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。
- 避難場所や避難経路の確認、家族との連絡方法の確認、家具の固定や非常持出品の準備といった、日頃からの地震への備えを再確認してください。
- 土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないなど、安全な防災行動をとってください。
- テレビ・ラジオ・スマートフォンなどにより、引き続き正確な情報を確認してください。
- 市内の公共交通機関は、現在運行されています。混乱を起こさないように心がけてください。

(注)状況に応じ、適宜、項目を選択して放送することが望ましい。

(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市民の皆さん!
(本文、防災無線に同じ)

（３）風水害警戒時

文例番号	警戒－1				
広報時期	台風時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	台風　注意喚起				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
現在、台風〇〇号が接近しております。
- 親戚・知人宅等自主的な避難先の調整や備蓄品の補充等、時間を要する準備については、事前に準備をお願いします。
- ハザードマップにより自宅や施設等の状況を再確認するとともに、テレビやラジオの正しい情報を聞いて落ち着いて行動しましょう。

なお、外出の際は、十分注意をお願いします。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市民の皆さん!
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	警戒－2				
広報時期	大雨時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	気象情報（大雨情報等）				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
熊谷気象台より＿＿＿＿＿警報が発令されました。
これから、強い雨や風が予想されますので、
十分に注意し、台風に備えてください。
また、テレビ・ラジオの正しい情報を聞いて落ち着いて行動しましょう。
くりかえし、(鴻巣市から・・・・・・)
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市民の皆さん!
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	警戒－3				
広報時期	台風時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	高齢者等避難の呼びかけ（①鴻巣市水害タイムラインに基づく発令）				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
大型の台風が鴻巣市に接近する恐れがあります。
風雨が強くなる前に避難していただけるよう（　　）の避難所を開設しました。
○○地域・地区のお年寄りや体の不自由な方、小さな子どもがいる方など、避難に時間がかかる方は、避難を始めてください。
その他の方は、すぐに避難できるよう準備し、危険だと思ったら早めに避難してください。
（くりかえし）
※参考：地域・地区の区分
鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区
川里地域、吹上地域の９区分

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市民の皆さん!
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	警戒－4				
広報時期	水位上昇中	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	高齢者等避難の呼びかけ（②河川の水位に基づく発令）				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地域・地区に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。
避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
（くりかえし）
※参考：地域・地区の区分
鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区
川里地域、吹上地域の９区分

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市民の皆さん!
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	警戒－5				
広報時期	避難指示時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	洪水浸水想定区域への避難指示				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地域・地区に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
(繰返し放送)
※参考：地域・地区の区分
鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区
川里地域、吹上地域の９区分

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市民の皆さん!
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	警戒－6				
広報時期	水位下降中	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	警戒体制の解除後の注意				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
荒川の水位は（　　）ｍをピークに少しずつ下がっていますが、上流での雨により再び上昇する恐れもあります。引き続き今後の気象情報に十分注意してください。なお、増水した河川には絶対に近づかないようにしてください。
（繰返し放送）

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市民の皆さん!
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	警戒－7				
広報時期	竜巻発生	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	竜巻発生の注意喚起				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
現在、竜巻などの激しい突風、落雷、急な強い雨のおそれが非常に高まっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近付く兆しがある場合は、直ちに頑丈な建物へ避難し、身の安全を確保してください。

(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市民の皆さん!
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	警戒－8				
広報時期	線状降水帯による大雨時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	線状降水帯発生時の注意喚起				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
現在、線状降水帯の発生により、非常に激しい雨が降り続いています。
河川の氾濫、土砂災害、低い土地の浸水など災害発生の危険が高まっています。
危険な場所にお住まいの方は、避難情報を確認し、速やかに安全な場所へ避難してください。
避難が困難な場合は、建物の高い階へ移動するなど、命を守る行動をとってください。
今後の気象情報や避難情報に十分注意してください。

(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市民の皆さん!
(本文、防災無線に同じ)

（４）発災時

文例番号	発災－1				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線
題　　名	地震情報の伝達				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市役所から地震情報をお知らせします。
先程の地震の震源地は○○で、震源の深さは約○○km と推定されます。
鴻巣市の震度は○○で、地震の規模は、マグニチュード○○でした。
今後も、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落着いて行動してください。
(繰返し放送)

文例番号	発災－2				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	地震時の一般的注意				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
市民の皆さん、もう一度火の元を確認してください。
ガスの元栓は締めましたか。もし、火が出たら隣近所に声をかけあい小さいうちに消し止めてください。
まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。
看板やガラスの破片の落下、ブロック塀などが倒れることがありますので、注意しましょう。
引続き、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落着いて行動してください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線と同じ)

文例番号	発災－3				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	土砂災害警戒区域内の市民への避難指示				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から避難指示のお知らせをします。
○○地区は、崖崩れの危険があります。市民の皆さんは、直ちに○○へ避難してください。
〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線と同じ)
(注) 避難広報は対象地域に限定して、広報車など集中的に実施するほか、戸別連絡を行うことが望ましい。

文例番号	発災－4				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	火災地区市民への避難指示				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から避難指示のお知らせをします。
現在、○○地区の火災は、(○○方向へ)燃え広がっております。(燃え広がる危険があります)。
○○地域の市民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ)避難してください。
〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線と同じ)
(注)避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施するほか、戸別連絡を行うことが望ましい。

文例番号	発災－5				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	洪水浸水想定区域への緊急安全確保				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。

（河川氾濫が切迫している状況の場合）
○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！
○○地域・地区に対し、警戒レベル５ 「緊急安全確保」を発令しました。
避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（河川氾濫を確認した状況の場合）
○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地域・地区に対し、警戒レベル５ 「緊急安全確保」を発令しました。
避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（繰返し放送）
※参考：地域・地区の区分
鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区
川里地域、吹上地域の９区分

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
（本文、防災無線と同じ）
（注）この避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施することが望ましい。

文例番号	発災－6				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	生徒・児童等の安否				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から市立学校の幼児・児童・生徒の安否についてお知らせします。
市立の保育所や小・中学校の幼児・児童・生徒については、現在、全員無事との報告が入っています。
なお、幼児・児童・生徒などは、全員、保育所・各学校で保護しています。
私立○○幼稚園、○○保育所の幼児は、全員、無事に○○へ避難しています。
○○小学校、○○中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員、元気で校庭(○○)に待機しています。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
市立の学校の児童・生徒の安否についてお知らせします。
(本文、防災無線と同じ)
(注)この広報は、状況に応じ、項目を選択して放送することが望ましい。

文例番号	発災－7				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	混乱防止の呼びかけ				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。

(その 1)
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
余震が続いておりますが、先程のような強い揺れはもうありません。
市民の皆さん！まず、落着いてください。
いたずらに、不安がったり、自分勝手な行動は、混乱を招きかえって危険です。
市役所や警察、消防の指示に従って冷静に行動してください。
また、デマなどに惑わされず、テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。
(繰返し放送)

(その 2)
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
現在、市内の一部で…… との情報が流れていますが、そのような事実はありません(……についての誤った情報が流れていますが、この情報はデマです)。
市民の皆さん!
テレビ・ラジオや市役所などからの正しい情報に基づいて、冷静に行動してください。
決して、デマや無責任なうわさなどに惑わされないようにしてください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
(その 1)
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線と同じ)
(その 2)
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線と同じ)

文例番号	発災－8				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	道路状況と交通規制				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から道路交通情報についてお知らせします。
(その 1)
現在、県内では、
● ○○線の内側の道路と○○道路は、全て車の通行が禁止されています。
● ○○通り、○○道路の各道路も通行禁止となっています。
● また、本県から都内への乗り入れも禁止されています。
〔次に市内の全ての道路(○○通り、○○街道)も○○のため通行が禁止されています。〕
ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。
(繰返し放送)

(その 2)
現在、市内の道路は、全て車の通行が禁止されています。
市民の皆さん!車は使用しないでください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
(その 1)
こちらは、鴻巣市の広報車です。
さきほどの地震のため、市内の全ての道路(又は○○通り、○○街道)は、車の通行が禁止されています。
市民の皆さん！車は使用しないでください。
(繰返し放送)

文例番号	発災－9				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	交通機関の運行状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
(その 1)
鴻巣市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、県内の JR・私鉄は、全てストップしています。
各交通機関では、線路などの点検を行っていますが、まだ運転の再開見通しはたっていません。今後の運転見通しについては、テレビやラジオの情報に注意してください。
(繰返し放送)

(その 2)
鴻巣市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、県内の JR・私鉄は、次の路線で運転が一部再開されています。
○○線　○○線　○○線　○○線
○○線　○○・○○線　○○線　○○・○○間
なお、各路線とも運転本数が少なく、たいへん混雑が予想されます。
市民の皆さんは、今後のテレビやラジオの情報に注意してください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	発災－10				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	被害状況等の速報(その 1)				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からこれまでに分った被害状況についてお知らせします。
● ○○町付近で火災が発生し、○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
● 道路陥没(崖崩れ)のため、○○通りの○○付近、○○街道の○○付近は通行できません。
　また、○○通りも○○川の○○橋が損壊して通行ができません。
● ○○付近は、マンホールが道路より浮上しており、通行ができません。
● ○○の堤防(護岸)が決壊し、○○地区は浸水しています(おそれがあります)。
● ○○付近は、ガス漏れ(○○)のため危険ですから近付かないでください。
● 現在、市内の電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。
● また、電話も不通となっています。復旧の見通しは、まだたっていません。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)
(注)被害の状況に応じ、適宜、項目を選択して放送することが望ましい。

文例番号	発災－11				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線
題　　名	被害状況等の速報(その 2)				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からこれまでに分った市内の被害状況の概要についてお知らせします。
● 亡くなった方　　○○人
● 行方の分らない方　　○○人
● 重傷者　　○○人
● 軽傷者　　○○人
● 全壊家屋　　○○棟
● 半壊家屋　　○○棟
● 火災　　○○件のうち○○件鎮火
(繰返し放送)

文例番号	発災－12				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	避難所の開設状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から避難所等の開設状況についてお知らせします。
鴻巣市では、被災された方々のために、○○小学校、○○小学校、○○中学校、……(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しましたので御利用ください。
なお、ケガをされた方々のために避難所などには(○○、○○に)救護所を開設しています。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	発災－13				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	被災者の救護状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から被害を受けた方々の避難先などについてお知らせします。
被害の大きかった○○町の方々は、○○避難所に、また、○○町、○○町の方々は、○○小学校にそれぞれ収容されています。
また、亡くなった方々は、○○に遺体が安置されています。
なお、ケガをされた方々は、○○小学校の救護所や○○病院に収容されています。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	発災－14				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	断水情報				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
現在、水道管の破損のため、断水や赤水が発生している地域があります。
大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	発災－15				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	下水道管破損情報				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
現在、下水道管の破損のため、トイレや台所など家庭内排水が
流れにくい状況が発生している地域があります。
大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、
今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	発災－16				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	電話不通情報				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
現在、埼玉県央広域消防本部の 119 番電話が故障中です。
火災通報、救急車要請電話は、
＿＿＿－＿＿＿＿か＿＿＿＿－＿＿＿＿＿に
おかけください。
大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、
今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	発災－17				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	停電情報（復旧に要する時間が長く東電より依頼のあった場合）				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
現在、（落雷・故障）により鴻巣市の（全域・一部の地域）が停電になっています。
冷蔵庫の開け閉めはなるべく控え、携帯電話やラジオなどによる情報収集を行ってください。
大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、
今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。
（繰返し放送）

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
（本文、防災無線に同じ）

文例番号	発災－17-2				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	停電情報（復旧に要する時間が長く東電より依頼のあった場合）				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
現在、市内の一部地域で停電が発生しています。
信号機の停止や道路の見通しの悪化などが発生している可能性がありますので、外出される際は十分ご注意ください。
また、ランタンや携帯ラジオなどを活用し、正確な情報の収集に努めてください。
なお、復旧状況については、市ホームページや公式ＬＩＮＥなどでお知らせします。
（繰返し放送）

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
（本文、防災無線に同じ）

文例番号	発災－17-3				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	停電情報（復旧に要する時間が長く東電より依頼のあった場合）				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
現在、鴻巣市内で広範囲にわたり停電が発生しています。
冷（暖）房機器が使用できない場合がありますので、熱中症（低体温症）に十分ご注意ください。
スマートフォンなどは必要な連絡に備え、節電にご協力ください。
今後の情報に注意し、落ち着いて行動してください。
復旧まで、しばらくの間、ご協力をお願いいたします。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	発災－18				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	水質事故、応急給水所の紹介				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
現在、鴻巣市の（全域・一部地域）において、水道水の飲用ができない状態となっています。
原因については現在調査・対応中です。
安全が確認されるまで、水道水の飲用や調理への使用はお控えください。
また、給水車による応急給水を行います。
場所は
○○……
です。
ご理解・ご協力をお願いいたします。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

（５）復旧時

文例番号	復旧－1				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	飲料水・食料等の供給状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
断水している地域の方々のために、現在、○○公園、○○において飲み水をお配りしていますので、御利用ください。
また、○○小学校、○○中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食料・毛布などをお配りしています。
〔また、被害にあわれた方々には、自主防災組織や自治会などを通じ食料・毛布などを、お渡ししています。〕
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－2				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	ライフライン復旧情報				

〔防災無線〕
こちらは、「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
ただいま、(水道・電話・電気・下水道）が復旧いたしました。
長い間、ご迷惑をおかけしました。
ご協力ありがとうございました。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－3				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	学校等の再開状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
・鴻巣市災害対策本部から市立学校の授業の再開についてお知らせします。
　市立の保育所、小学校、中学校については、（○○小学校、○○中学校を除き）○○日から保育・授業を再開します。
・私立幼稚園、○○保育所については、○○日から授業を再開します。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－4				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	市民の安否情報				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から今回の地震で亡くなられた方(やケガをされた方)の収容先についてお知らせします。
亡くなられた方の遺体は、○○町の○○に安置されています。
遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。
〔なお、ケガをされた方は、○○病院、○○病院、○○病院……に収容されています。〕
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－5				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	電気の復旧状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から、電気の復旧状況についてお知らせします。

(その 1)
現在、市内全域(○○町、○○地区一帯)が停電していますが、(○○地区を除き)○○日○○時頃には復旧する見込です。

(その 2)
現在、市内全域(○○町、○○地区一帯)が停電していますが、○○地区、○○地区については、○○日頃に、また、○○地区、○○地区については、○○日頃に復旧する見込です。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－6				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	ガスの復旧状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から、ガスの復旧状況についてお知らせします。

(その 1)
現在、市内全域(○○町、○○地区一帯)で、ガスの供給が止まっていますが、(○○地区を除き)○○日○○時頃には復旧工事が完了する見込です。
なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒一軒安全を確認してから供給しますので、それまでは、絶対に使用しないでください。
(繰返し放送)

(その 2)
現在、市内全域(○○町、○○地区一帯)で、ガスの供給が止まっていますが、○○地区については、○○日頃に、また、○○地区については、○○日頃には復旧工事が完了する見込です。
なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒一軒安全を確認してから供給しますので、それまでは、絶対に使用しないでください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－7				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	水道の復旧状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から、水道の復旧状況についてお知らせします。

(その 1)
現在、市内全域(○○町、○○地区一帯)で、断水していますが、(○○地区を除き) ○○日○○時頃には復旧する見込です。
(繰返し放送)

(その 2)
現在、市内全域(○○町、○○地区一帯)で、断水していますが、○○地区、○○地区については、○○日頃に、また、○○地区、○○地区については、○○日には復旧する見込です。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－8				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	電話の復旧状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から、電話の復旧状況についてお知らせします。
現在、市全域(○○町、○○地区一帯)で、電話が不通になっています。
NTT では、全力を挙げて復旧工事を行っていますが、復旧にはあと○○日程度かかる見込です。なお、電話が不通の地域については、○○避難所、○○中学校、○○……に臨時電話を設置していますので御利用ください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－9				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	道路の復旧状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から、道路の復旧状況についてお知らせします。
現在、○○通り、……は、道路損壊などのため、一般車両が禁止されています。このうち、○○通りについては、○○日頃、また、○○通りについては、○○日頃には、開通する見込です。なお、運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－10				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	下水道マンホール浮上の復旧状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から、下水道マンホール浮上の復旧状況についてお知らせします。
現在、○○通り、……は、マンホール浮上のため、一般車両が禁止されています。このうち、○○通りについては、○○日頃、また、○○通りについては、○○日頃には、開通する見込です。なお、運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－11				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	ごみ・し尿の収集				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から、ごみ(し尿)の収集についてお知らせします。
ごみ(し尿)については、○○日頃、(○○地域については○○日頃、また、○○日頃……)に収集作業が開始される予定です。
なお、収集作業が開始されるまでは、各家庭で適切に保管してください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－12				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	防犯・防火の広報				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部から、市民の皆さんにお願いします。
現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
市民の皆さんも、家の戸締りや火の始末を必ず行ってください。
また、夜の外出をなるべくやめましょう。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－13				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	防疫・保健衛生の広報				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
市民の皆さん！食中毒や伝染病にかからないよう、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。
また、熱や下痢など身体に異常を感じた場合は、すぐ医師の診察を受けてください。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧－14				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題　　名	相談所の開設状況				

〔防災無線〕
こちらは「ぼうさいこうのす」です。
鴻巣市災害対策本部からお知らせします。
鴻巣市では、震災により被害を受けた方々のために、○○日より、○○や○○において、相談所を開設しますので御利用ください。
なお、相談時間は、○○時から○○時までです。
(繰返し放送)

〔広報車〕
こちらは、鴻巣市の広報車です。
(本文、防災無線に同じ)

10　水防信号・消防信号（水 2-2,3-1、震 3-1,3-2）

（１）水防信号

水防法２０条の規定により水防信号は、水防に関する規則第４条により次表のとおりとする。

	警鐘信号			サイレン信号					
第一信号	●休止	●休止	●休止	●ー 5 秒	休 止 15 秒	●ー 5 秒	休 止 15 秒	●ー 5 秒	休 止 15 秒
第二信号	●ー●ー●		●ー●ー●	●ー 5 秒	休止 6 秒	●ー 5 秒	休止 6 秒	●ー 5 秒	休止 6 秒
第三信号	●ー●ー●ー●		●ー●ー●ー●	●ー 10 秒	休止 5 秒	●ー 10 秒	休止 5 秒	●ー 10 秒	休止 5 秒
第四信号	乱　　打			●ー 1 分	休止 5 秒	●ー 1 分	休止 5 秒		
備　　考	地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。 １　信号は、適宜の時期継続するものとする。 ２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも妨げない。 ３　危険が去った時は、口頭伝達に依り周知させるものとする。								

	事　　項
第一信号	通報水位に達したことを知らせるもの
第二信号	水防団員及消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

資料：埼玉県水防計画

（２）消防信号

１　消防法施行規則

（消防信号）

第三十四条 法第十八条第二項の命令で定める消防信号は、火災信号、山林火災信号、火災警報信号及び演習招集信号とする。

２ 前項の火災信号は、次の各号に掲げるものとする。

一　近火信号

二　出場信号

三　応援信号

四　報知信号

五　鎮火信号

３ 第一項の山林火災信号は、出場信号及び応援信号とする。

４ 第一項の火災警報信号は、火災警報発令信号及び火災警報解除信号とする。

５ 前四項に規定する消防信号の信号方法は、別表第一の三のとおりとする。

６ 前各項の規定は、水災を除く他の災害について準用する。

（消防信号）

信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付きサイレン信号
火災信号	近火信号 消防屯所から約 800 メートル以内のとき	●－●－●－●－● （連点）	約 3 秒 ---- 約 3 秒 約2秒休　　約2秒休
	出場信号 署所団出場区域内	●－●－●　●－●－● （三点）	約5秒 ------ 約5秒 約6秒休　　約6秒休
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	●－●　●－●　●－● （二点）	
	報知信号 出場区域外の火災を認知したとき	●　●　●　●　● （一点）	
	鎮火信号	●　●－●　●　●－● （一点と二点との斑打）	
火災警報信号	火災警報発令信号	●　●－●－●－● ●　●－●－●－● （一点と四点との斑打）	約 30 秒 -- 約 30 秒 約6秒休　　約6秒休
	火災警報解除信号	●　●　●－● ●　●　●－● （一点二個と二点との斑打）	約 10 秒 -- 約　1　分 約3秒休
演習召集信号	演習召集信号	●　●－●－● ●　●－●－● （一点と三点の斑打）	約 15 秒 -- 約 15 秒 約6秒休　　約6秒休
備考	一　火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。 二　信号継続時間は、適宜とする。 三　消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。		

１１　地区防災計画

（１）中郷地区

ア　計画の名称

中郷地区防災計画

イ　計画の対象範囲（範域）

中郷地区の全住民

ウ　活動団体

中郷自主防災会

エ　対象とする災害

地震・水害・雪害

オ　主な活動計画

平常時の取組	・情報収集・伝達のための組織体制の整備を行う。 ・防災用物資の整備を行い、年に１回点検等を行う。 ・日ごろの備え、災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及を行う。 ・地区内でのコミュニティを醸成する。 ・災害に備え、年に１回防災訓練を実施する。（秋祭り等の自治会行事に合わせて実施）
災害直前の活動	・様々な媒体で気象情報の確認を行う。 ・発災時にあわてず連絡がとれるよう連絡体制の確認を行う。 ・住民の所在確認等の状況把握を行う。 ・災害に備え、住宅や集合場所の補強を行う。
災害時の取組	・火災の際、延焼を防ぐための初期消火を実施する。 ・鴻巣市災害対策本部と相互に連絡をとり、地区の災害情報の報告や市からの情報を受け取る。 ・負傷者等の救出救護を行う。 ・地区住民が安全に避難できるよう誘導を行う。 ・炊き出し等の必要な物資の報告・分配について鴻巣市災害対策本部と連携して行う。 ・避難所で避難所運営会議を立ち上げ、避難所の運営に協力する。
避難行動要支援者等への支援	・身体障害のある方への情報伝達方法や避難経路等の点検を行い、改善に努める。 ・１人の避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を決める。 ・個別避難計画の作成に協力する。

復旧・復興期の活動	・被災した地区住民のコミュニティ形成し、課題の把握や支援を行う。 ・復旧・復興に向け、市と連携し街づくり等を行う。 ・協定を結んでいる企業の支援を受け復旧・復興に努める。

カ　その他

災害時応援協力申し合わせ（中郷自主防災会・中郷自治会と貢建興業）

（２）市場地区

ア　計画の名称

市場自治会自主防災計画

イ　計画の対象範囲（範域）

市場自治会第 1-1 班、1-2 班、2 班、3 班、4 班、5 班、6 班

ウ　活動団体

市場自治会自主防災会

エ　対象とする災害

地震・水害

オ　主な活動計画

平常時の取組	・情報収集・伝達のための組織体制の整備を行う。 ・防災用物資の整備を行い、年に１回点検等を行う。 ・日ごろの備え、災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及を行う。 ・地区内でのコミュニティを醸成する。 ・災害に備え、年に１回防災訓練を実施する。（秋祭り等の自治会行事に合わせて実施）
災害直前の活動	・様々な媒体で気象情報の確認を行う。 ・発災時にあわてず連絡がとれるよう連絡体制の確認を行う。 ・住民の所在確認等の状況把握を行う。 ・災害に備え、住宅や集合場所の補強を行う。
災害時の取組	・公共機関などから情報収集し地区住民に伝達する。また、地区の被害や火災情報を取りまとめ防災機関へ報告する。 ・負傷者等の救出救護を行う。 ・火災の際、延焼を防ぐための初期消火を実施する。 ・負傷者の応急手当てを行い、救護所へ搬送する。 ・地区住民が安全に避難できるよう誘導を行う。

	・炊き出し等の必要な物資の報告・分配について鴻巣市災害対策本部と連携して行う。
避難行動要支援者等への支援	・身体障害のある方への情報伝達方法や避難経路等の点検を行い、改善に努める。 ・１人の避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を決める。 ・非常時こそ、困っている人や要配慮者に思いやりの心を持って接する。 ・日頃から積極的に要配慮者とのコミュニケーションを図る。
復旧・復興期の活動	・被災した地区住民のコミュニティ形成し、課題の把握や支援を行う。 ・復旧・復興に向け、市と連携し街づくり等を行う。